

平成 29 年度
自 己 点 検 評 価 書

静岡福祉大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	5
基準 1 使命・目的等	5
基準 2 学修と教授	13
基準 3 経営・管理と財務	64
基準 4 自己点検・評価	77
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	82
基準 A 地域社会に対する貢献活動	82
V. エビデンス集一覧	94
エビデンス集（データ編）一覧	94
エビデンス集（資料編）一覧	95

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 静岡福祉大学（学校法人静岡精華学園）の建学の精神・基本理念

静岡福祉大学（以下「本学」という。）の建学の精神は、「時代に即応する新しい人材の育成」である。これは明治**36（1903）**年に本学の設立母体である学校法人静岡精華学園静岡精華女学校を創設した杉原正市氏の教育にかける志と熱い思いであった。

また、平成**15（2003）**年に静岡精華学園は学園創立**100**周年を機に、学園全体の教育理念として、「愛・自立・共生」を新たに掲げた。

つまり、建学の精神が示してきた「時代に即応する人材育成」に際し、静岡精華幼稚園、静岡大成中学校、静岡大成高等学校、静岡福祉大学の各教育機関に共通する方針を定めたものである。

平成**16（2004）**年設立の本学は以来、建学の精神並びに教育理念を引き継ぐとともに、平成**23（2011）**年に発表した「静岡精華学園みらい創造計画」のなかで、大学独自の基本理念（教育理念）として「福祉力を鍛える」を掲げて、今日まで歩んできた。

2. 静岡福祉大学の使命・目的

本学は、平成**26（2014）**年**4**月、開学**11**年目のスタートを切るにあたり「建学の精神」及び学園全体の教育理念である「愛・自立・共生」を高等教育機関として実体化するために、とりわけ静岡県中部地区に立地する福祉・教育専門職を養成する高等教育機関として具現化するために、その使命と存在価値に関して見直しを実施した。

その背景には、平成**31（2019）**年から確実視されている**18**歳人口の減少がある。更なる少子化傾向という社会環境下、本学が進むべき方向性について改めて検討し、早急に対策を立てる必要性があった。そこで、新学長主導のもと、これまで本学が地域社会に果たしてきた役割を踏まえて、本学の使命を「実践力のある福祉・教育専門職の養成を通じて福祉社会を実現する」と明確化した。

本学の学則第**1**条では、「教育基本法及び学校教育法に基づき、福祉に関する高い知識と優れた技能を併せ備えた、有能にして社会の要請に応え得る有為な人材を養成することを目的とする」としている。

このように本学の目的は、社会の要請に応え得る有為で高度な専門性を有する人材の養成にあるということが出来る。つまり、「福祉に関する高い知識と優れた技能を併せ備えた有能な実践力のある福祉・教育専門職の人材養成」にほかならない。そして、「福祉社会を実現する」ことが本学の目指す方向性といえる。

こうした本学の使命・目的を反映した方針（ポリシー）として、「アドミッションポリシー（入学者受入れの方針）」「カリキュラムポリシー（教育課程の内容・方法の方針）」「ディプロマポリシー（学位授与の方針）」の**3**つの方針を本学は定めている。さらに、**3**ポリシーについては、外に向けて明確に表明することを目的とし、学生募集要項、学校案内等にも記載している。

3. 静岡福祉大学の個性・特色

平成**21** (**2009**) 年**6** 月の「静岡福祉大学自己評価報告書」において、本学はその個性・特色を『福祉力』を鍛える人間形成教育と地域福祉活動」と明示した。

本学の『福祉力』とは、「年齢や障がいにかかわらず、誰もが安心して暮らせるユニバーサルな福祉社会の構築に貢献するために、主に福祉ニーズを抱えた対象者の課題及び福祉に関連した地域の課題を解決する能力」といえる。そして、生活環境の改善に向けた調整及び他職種との連携を含む専門技術ともいえる。

本学は、基本理念（教育理念）である「福祉力を鍛える」をスローガンに、学部教育や福祉・教育専門職を養成する人材像に反映させている。

本学は、高度な専門知識と専門技術を有する福祉及び介護分野における三大国家資格取得を目指すことを核とする教育カリキュラムを構築している。その具体的な成果として、この**13** 年間に輩出した**198** 人の社会福祉士、**95** 人の精神保健福祉士（いずれも現役生の合格者数）の活躍をあげることができる。また短期大学・短大部時代を含めれば介護分野においては、これまで**706** 人の介護福祉士を輩出してきた。

平成**26** (**2014**) 年**4** 月には、新入生全員と学長が膝を交えて対話する「学長と話す会」をスタートさせた。地域福祉活動については、地域交流センターを中心に学生のボランティア活動を通して地域社会に貢献する実践教育を展開し、地域社会の発展に貢献している。

こうした実績を踏まえ、平成**26** (**2014**) 年**4** 月に改めて本学の使命・目的を明確化した理由の一つは、地域社会が抱える福祉課題の深刻化並びに従来の福祉概念の重層化にある。例えば、子育て支援の必要性、多問題を抱えた家族支援の重要性、認知症の増加と在宅介護サービス充実への期待は年々、高まりつつある。

このように地域住民の生活課題が複雑化する時代において、福祉・教育専門職に課せられる機能は、個々のニーズを抱えた福祉サービスの利用者支援にとどまらず、他職種との連携を通じて、地域住民と密接に関わりつつ、社会的な支援を必要とするさまざまな生活問題を解決に導くために、福祉コミュニティを創造する能力といえるのではないだろうか。

したがって、専門職養成機関に期待される役割も専門職の輩出にとどまらない。むしろ、地域の「知の拠点」としての役割へと広がりつつある。そこで、学校教育法第**83** 条に「目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与する」と明記されているように、本学もまた地域の生活課題の解決を目指して、行政機関と連携し、社会福祉協議会と協働するとともに、教育機関（特別支援学校を含む）とも積極的な提携を推進している。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

静岡福祉大学（以下「本学」という。）の前身は、平成**4**（**1992**）年に開設した静岡精華短期大学である。**21**世紀を控え、女性の社会進出と国際化、情報化に対応する人材の育成を標榜し、国際文化学科と商学科の**2**学科を設置した。開設にあたっては、地域社会の要請に応じて計画が進められ、土地の貸与・提供等、静岡県焼津市の全面的な協力を得た。

その後、社会状況の変化に合わせて、男女共学化を図ったほか、国際化の動向に対応して留学生枠を増やした。一方、地域の要望に応えるためには高齢化社会を見据えた再編成が課題ともなった。そこで、福祉系大学への再編成が検討の俎上に上り、平成**13**（**2001**）年、静岡精華短期大学**10**周年記念式典において将来構想を公表するに至った。これは平成**14**（**2002**）年**4**月から従来の国際文化学科を廃止し、厚生労働省監督下の介護福祉士養成施設である介護福祉学科を開設するというものである。同時に、より専門性に特化した福祉人材の養成を視野に四年制大学開設の準備を始めた。その結果、静岡福祉情報短期大学への名称変更を経て、平成**16**（**2004**）年**4**月、本学が誕生した。

本学は、学校法人静岡精華学園の伝統と教育実績を踏まえ、**21**世紀の福祉社会をリードする高度な専門職を輩出することを目指し、**1**学部**2**学科（社会福祉学部福祉心理学科、福祉情報学科）としてスタートしたが、平成**21**（**2009**）年**4**月には社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士という福祉分野における三大国家資格の取得を核とする教育カリキュラムを整備するとともに、心理、児童、医療、情報、健康、介護という**6**つの学修分野の最適な組合せに対応した履修コースモデルを打ち出し、専門性の内容に応じた**3**学科（福祉心理学科、医療福祉学科、健康福祉学科）を設置した。

さらに、平成**27**（**2015**）年**4**月には、子どもや家庭を取り巻く生活環境の変化に対応した質の高い幼稚園教諭・保育士を養成する子ども学部子ども学科を設置した。こうした一連の再編成によって、福祉・教育専門職が対象とする児童、障がい者、高齢者という広範囲にわたる分野を網羅する教育課程、そして専門性を身につける高等教育機関にふさわしい教育体制が整備された。

2. 本学の現況

- ・大学名 静岡福祉大学
- ・所在地 静岡県焼津市本中根 549 番 1
- ・学部・学科の構成 社会福祉学部 福祉心理学科、医療福祉学科、健康福祉学科
子ども学部 子ども学科
- ・学生数、教員数、職員数（平成 29（2017）年 5 月 1 日現在）

①学生数

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員	在籍者数				合計
					1年生	2年生	3年生	4年生	
社会福祉	福祉心理	80	10	330	98	94	68	99	359
	医療福祉	40	10	190	16	27	27	46	116
	健康福祉	60	10	250	29	38	46	48	161
社会福祉学部合計		180	30	770	143	159	141	193	636
子ども	子ども	50	—	150	53	36	31	—	120
子ども学部合計		50	—	150	53	36	31	—	120
大学合計		230	30	920	196	195	172	193	756

②教員数

学部	学科	専任教員数						兼任教員数
		教授	准教授	講師	助教	助手	合計	
社会福祉	福祉心理	8	4	1	1	0	14	36
	医療福祉	4	1	2	1	0	8	
	健康福祉	4	2	3	2	0	11	
社会福祉学部合計		16	7	6	4	0	33	24
子ども	子ども	6	0	5	2	1	14	
子ども学部合計		6	0	5	2	1	14	
大学合計		22	7	11	6	1	47	60

③職員数

	正職員	嘱託	非常勤	派遣	合計
人数	24	1	4	2	31

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命は、建学の精神・基本理念（教育理念）に基づき「実践力のある福祉・教育専門職の養成を通じて福祉社会を実現する」と具体的かつ明確であり、大学案内及びホームページにも明示している（【資料 1-1-1】、【資料 1-1-2】）。また、目的については、本学の経営母体である学校法人静岡精華学園の寄附行為第 3 条に示されている目的「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする」に基づき、学則第 1 条に「教育基本法及び学校教育法に基づき、福祉に関する高い知識と優れた技能を併せ備えた、有能にして社会の要請に応え得る有為な人材を養成することを目的とする」と明確に定めている（【資料 1-1-3】、【資料 1-1-4】）。

さらに、教育研究上の目的についても、大学設置基準第 2 条に基づき学則第 4 条に学部及び学科の目的を以下のとおり、具体的かつ簡潔に示している。

学 部	学 科	教育目的
社会福祉	福祉心理	心の問題を中心とした相談援助技術に関する幅広い学識の涵養を図る
	医療福祉	医療現場における福祉相談援助技術や情報管理技術とともに、ユニバーサルな環境構築に関する幅広い学識の涵養を図る
	健康福祉	高度な介護技術とともに、食育や運動などの健康に関する幅広い学識の涵養を図る
子ども	子ども	子どもの発達過程を理解し、子どもの未来を見据えた保育に関する幅広い学識の涵養を図る

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的や教育目的は具体的かつ明確なものであると判断しているが、今後、社会情勢の変化等により、使命・目的や教育目的の変更が必要になった時には、本学の管理運営に関する重要事項を審議する組織である「運営協議会」及び教授会が中心となり、迅速に対応するとともに、簡潔な文章化を通じ、その意味・内容の具体性と明確性を図

る（【資料 1-1-5】）。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2 の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

本学の使命・目的や教育目的に基づく個性・特色は、『福祉力』を鍛える人間形成教育と地域福祉活動である。この個性・特色と具体的な内容については、大学案内、ホームページに掲載し周知を図っている（【資料 1-2-1】、【資料 1-2-2】）。

1-2-② 法令への適合

本学の目的は、学校法人静岡精華学園の寄附行為第 3 条に基づき、学則第 1 条に「教育基本法及び学校教育法に基づき、福祉に関する高い知識と優れた技能を併せ備えた、有能にして社会の要請に応え得る有為な人材を養成することを目的とする」と定めている。これは、学校教育法第 83 条が定める大学の目的に適合している。また、教育目的は、大学設置基準第 2 条に基づき学則第 4 条で定めており、教育目的の内容は、大学設置基準第 40 条の 4 に合致している（【資料 1-2-3】、【資料 1-2-4】）。

以上のことから、本学の目的及び教育目的は法令に適合していると判断している。

1-2-③ 変化への対応

本学は、平成 27（2015）年 4 月に新学部学科「子ども学部子ども学科」を設置した。設置に至った背景は、昨今、子どもの育ちや子育てをめぐる環境が大きく変容し、保育ニーズも複雑・多様化しており、今まで以上に幅広く質の高い専門的技術を持つ幼稚園教諭及び保育士が求められているため、四年制大学で総合的かつ専門的に学んだ、多様な子どもに対応できる幼稚園教諭及び保育士が、これまでも増して求められていくものと判断したからである。

また、幼稚園教諭及び保育士の養成は、本学の使命・目的にも沿っていた。

設置時に、新学部学科「子ども学部子ども学科」の教育目的や 3 つの方針を策定したが、これらは、建学の精神・基本理念（教育理念）、使命・目的との整合性及び既存の社会福祉学部の教育目的、3 つの方針との整合性に配慮した上で定めたものである（【資料 1-2-4】、【資料 1-2-5】）。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、基本理念（教育理念）である「福祉力を鍛える」について、再検討を要する

とされている。その背景には、平成 27 (2015) 年度の子ども学部の設置がある。前述のとおり、子ども学部の設置時は、子ども学部の教育目的及び 3 つの方針は、既存の社会福祉学部のものとの整合性に配慮した上で定めたものの、教育分野における専門知識及び技術を修得するカリキュラムが誕生したため、全学的に基本理念（教育理念）を見直す機運が高まったのである。

また、平成 29 (2017) 年 4 月 1 日より 3 つの方針の策定・公表が義務化された。本学は、「静岡精華学園みらい躍進計画〔平成 28 年度～平成 32 年度〕」に基づく学科再編成（平成 31 (2019) 年度より）を検討しているため、平成 29 (2017) 年度の公表に向けた 3 つの方針の見直しは、平成 28 (2016) 年度のものに対し、語句を一部修正したものに留めた。しかし、学科再編成に向けた 3 つの方針の見直しは、継続して検討を行っているところである。

以上のことから、平成 31 (2019) 年度より、新たな基本理念（教育理念）及び 3 つの方針の公表を行うこととしている。新たな基本理念（教育理念）及び 3 つの方針の策定にあたっては、「静岡精華学園みらい躍進計画〔平成 28 年度～平成 32 年度〕」を推進するための特別委員会を設置し、当該委員会において運営協議会及び教授会の意見を踏まえながら協議を行うこととする。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3 の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

(2) 1-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

本学の目的及び教育目的は、学則によって明文化されているが、学則改正は、学内の承認だけでなく理事会での承認を得る必要がある。

学則改正までの具体的な流れは、次のとおりである。

まず、運営協議会で学則改正に関する審議、議決を行う。学則改正の場合、運営協議会で審議、議決を経た後は、教授会においても審議、議決を経ることとなっている。

次に、運営協議会及び教授会の議決を経た上で、学長が学則改正を承認した場合は、理事会及び評議員会において学則改正に関する議題が上程される。

最終的に、理事会で承認を得られれば、改正された学則が施行されることとなっている（【資料 1-3-1】）。

このように、本学の目的及び教育目的については、審議から決定に至る過程において必ず役員、教職員が確認する仕組みとなっている。すなわち、理解と支持を得るためのプロセスが確立されている。

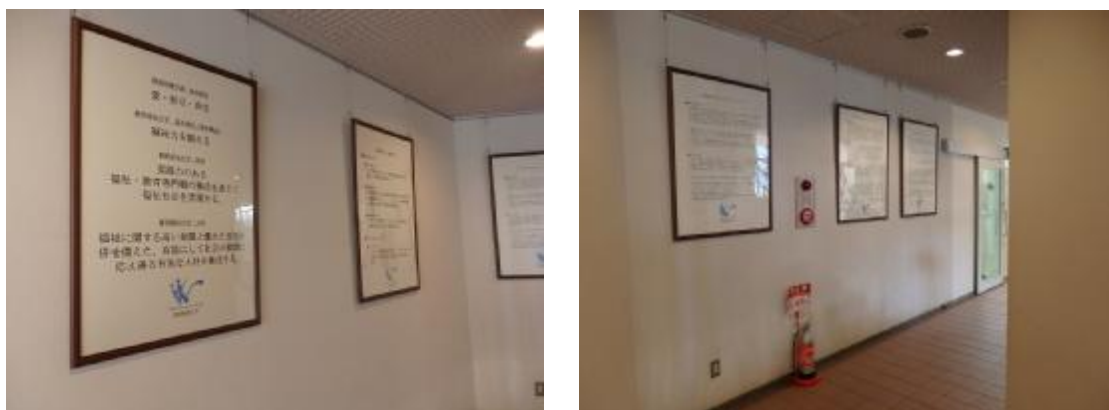
1-3-② 学内外への周知

まず、学内における周知方法は、在学生及び教職員全員への学生便覧配布である。学生便覧の巻頭に、建学の精神・基本理念（教育理念）、使命・目的、個性・特色と**3**つの方針を掲載している（【資料 1-3-2】）。なお、建学の精神・基本理念（教育理念）、使命・目的、個性・特色については、学生にわかりやすい文面に言い換えている。

また、入学式等の式典では、学長が式辞の中で使命・目的について言及し、教職員、学生のみならず保護者や臨席者に対しても周知を図っている（【資料 1-3-3】）。

加えて、平成 **28**（**2016**）年度より、学内施設に建学の精神等を掲示した。これは、学生に対する更なる周知を期待した施策である（【図 1-1-1】）。

【図 1-1-1 建学の精神等の掲示（管理棟 1 階入口付近）】



次に、学外に対する周知方法は、大学案内及びホームページを活用している（【資料 1-3-4】、【資料 1-3-5】）。加えて、学生募集要項に建学の精神・基本理念（教育理念）等を明示することにより、志願者に配慮している（【資料 1-3-6】）。なお、建学の精神・基本理念（教育理念）については、志願者にわかりやすい文面にした上で掲載している。

なお、前述した学長の式辞については、文面を **PDF** 化したものをホームページの学長あいさつページにも掲載し、学外へも周知している。使命・目的の掲載ページとは別にすることで、積極的に周知する姿勢を表している（【資料 1-3-7】）。

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

本学を運営する学校法人静岡精華学園では、平成 **27**（**2015**）年度末に「静岡精華学園みらい躍進計画〔平成 **28** 年度～平成 **32** 年度〕」と題した中期計画を策定した（【資料 1-3-8】）。

「静岡精華学園みらい躍進計画〔平成 **28** 年度～平成 **32** 年度〕」に記載されている本学の教育計画には、福祉・教育専門職を養成するためのコース制の導入や国家試験合格率の目標設定が明記されていることから、本学の使命を反映した内容が盛り込まれているといえる。

次に、使命・目的及び教育目的に基づき策定した **3** つの方針については【資料 1-3-9】のとおりである。**3** つの方針に関しても、以下に示すとおり、全て使命・目的及び教育

目的を反映している。

1) 社会福祉学部

①ディプロマポリシー（学位授与の方針）

前文に「静岡福祉大学の基本理念（教育理念）を体現し、教育目的を達成するとともに、本学の学則に基づく所定の単位を修得することにより、福祉課題を解決に導くためのソーシャルワーカーとしての知識・技術を核に、以下の能力を身につけたものに学位を授与します」と示されている。

これは、使命・目的にある「福祉専門職」に必要な能力であるソーシャルワーク（相談援助）の知識・技術を身につけることを指している。

②カリキュラムポリシー（教育課程の内容・方法の方針）

a. 福祉心理学科

「胎児期から高齢者までの生涯にわたるすべての人の幸せを実現するために、（中略）などを配置しています」と示している。これは、これからの多様化する福祉ニーズに対応した人材を養成することを示しており、使命にある「実践力のある福祉・教育専門職の養成」と合致する。

b. 医療福祉学科

「医療・福祉分野で、誰もが安心して日常生活を送るための支援に必要な専門知識・技術を学ぶとともに、豊かな教養と見識、社会福祉士、精神保健福祉士、診療情報管理士などの専門職としての高い倫理観の習得を目的として科目を配置しています」とあり、また「医療福祉科目」では、（中略）実践力を高めるための演習・実習系の科目を配置しています」と示している。

この内容は、本学の使命である「実践力のある福祉・教育専門職の養成を通じて福祉社会を実現する」に沿ったものである。

c. 健康福祉学科

「高齢者や障がい者を含むすべての人の健康の維持・増進を実現するために、介護・福祉に関わる知識と技術を体系的に身につけ、確かな専門職を養成するカリキュラムを編成しています」とあり、他学科と同様に本学の使命を反映している。

③アドミッションポリシー（入学者受入れの方針）

前文に「社会福祉学部は、実践力のある広い意味での福祉専門職の養成を通じて福祉社会を実現することを教育理念に、福祉に関する高度な知識と優れた技術をあわせそなえた専門職の養成を教育目標として、以下のような人材を求めます」と示されており、使命・目的及び教育目的を反映している。

2) 子ども学部子ども学科

①ディプロマポリシー（学位授与の方針）

「子どもの一般的な発達過程を理解し、子どもの発達に即した教育・保育ができること」とあるが、これは教育目的にある「子どもの発達過程を理解し、子どもの未来を見据えた保育に関する幅広い学識の涵養を図る」と合致している。

また、「発達障がい児や気になる子どもなど、多様な子どもへの科学的知見に基づく適切な対応ができること」は、本学の使命「実践力のある福祉・教育専門職の養成を通じて福祉社会を実現する」を念頭に置き作成したものである。

②カリキュラムポリシー（教育課程の内容・方法の方針）

『子どもを理解し、子どもたちの健やかな心身の育ちを守るとともに、保護者や地域での子育て支援や発達障がいを抱えた子ども及びその保護者の理解と実践的な支援能力を兼ね備えた保育者』の養成を目標としています。この目標を達成するため、次のようなカリキュラム（教育課程）を編成しています」としている。

これも、本学の使命・目的及び教育目的と合致したものである。

③アドミッションポリシー（入学者受入れの方針）

前文に、「子ども学部では、複雑化・多様化する保育ニーズに応えられる保育者の養成をめざし、（中略）知識と実践力を身につけた保育者の養成を教育目標として、以下のような人材を求めます」とあり、使命「実践力のある福祉・教育専門職の養成」や教育目的である「保育に関する幅広い学識の涵養を図る」を反映している。

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

第一に、学部学科については、使命・目的及び教育目的を実現するために、2学部4学科（社会福祉学部：福祉心理学科・医療福祉学科・健康福祉学科、子ども学部：子ども学科）を設置している。学部学科名については、大学設置基準に基づいており整合性を確保している。

第二に、学科教員構成に関しては、社会福祉学部福祉心理学科は教育目的である「心の問題を中心とした相談援助技術に関する幅広い学識の涵養を図る」ために、福祉分野、心理分野及び教養分野の教員から構成されており、教育目的に沿った教育指導体制を整えている。社会福祉学部医療福祉学科においても、「医療現場における福祉相談援助技術や情報管理技術とともに、ユニバーサルな環境構築に関する幅広い学識の涵養を図る」という教育目的の下、福祉分野、情報分野及び教養分野の教員で構成されている。また、社会福祉学部健康福祉学科は、「高度な介護技術とともに、食育や運動などの健康に関する幅広い学識の涵養を図る」という教育目的に基づき、社会福祉・介護福祉分野、食育分野、健康分野及び教養分野の教員で構成されている。

子ども学部子ども学科においても、教育目的である「子どもの発達過程を理解し、子どもの未来を見据えた保育に関する幅広い学識の涵養を図る」ため、保育分野、教育分野、心理分野、福祉分野及び教養分野の教員から構成されている。

したがって、全ての学部学科で教育目的と整合性が取れた配置となっている（【資料

1-3-10)。

第三に、学部学科とは別に設置している 8 つのセンターは、次のとおりである。

心の相談センター、地域交流センター及び産官学連携推進センターは、専門分野に関する研究を行うとともに、地域や行政と連携し社会貢献活動を行っている。

福祉実習指導センター及び保育実習指導センターは、学生の実習教育の充実を目的として、実習機関・施設との密接な連携を図るために設置している。

学生支援総合センターは、学生の修学と学生生活に関し細やかなサポート体制を構築するために設置している。また、学生支援総合センターの下には、特に、障害のある学生たちを支援するための障害学生支援室を設けている。

企画情報センターは、学内情報ネットワークシステムの整備・充実を図ることに加え、学生の学習時間・教育の成果等に関する情報の収集・分析業務（いわゆる IR）も行う組織である。

国家資格試験対策センターは、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士及び保育士の国家資格試験対策に関する諸事業を実施し、国家資格試験合格を支援するための組織である。

福祉実習指導センター、保育実習指導センター、学生支援総合センター、企画情報センター及び国家資格試験対策センターは、本学の使命である「福祉・教育専門職の養成」に欠かせない役割を果たしている。

最後に、本学の教育研究、管理運営に関する検討及びセンター業務の推進を図るために、委員会と専門部会を組織している（【資料 1-3-11】）。

以上より、本学の教育研究組織である学部学科、学科教員、センター、委員会及び専門部会については、全て使命・目的及び教育目的に基づいて設置していると言える。

(3) 1-3 の改善・向上方策（将来計画）

「静岡精華学園みらい躍進計画[平成 28 年度～平成 32 年度]」に基づき、平成 31 (2019) 年度より学科の再編成を実施する予定である。平成 29 (2017) 年度は、特別委員会を設置し、当該委員会において、運営協議会及び教授会の意見を踏まえた再編成の具体化に関する検討を実施する。その結果、文部科学省への申請が必要な場合は、平成 29 (2017) 年度末までに申請書類を完成させる予定とする。

また、近年のグローバル化に対応した委員会組織が必要である、との意見があり、国際交流委員会の設置を検討することとなっている。平成 29 (2017) 年度中に、運営協議会及び教授会において、設置の適否を検討し、適当との結論が出た場合は、委員会規程等の整備を行い、平成 30 (2018) 年度より設置することとする。

いずれにせよ、教育研究組織の変更を行う際は、使命・目的、教育目的等との整合性に配慮する。

[基準 1 の自己評価]

本学は、建学の精神・基本理念（教育理念）に基づいた使命・目的及び教育目的を明確に定めている。また個性・特色についても明確に示し、これらをわかりやすく換言した 3 つの方針を学内外に公表していることは評価できる。

さらには、法令を遵守した上で、社会情勢に応じた学部学科の設置を実施する等、柔軟かつ早急な対応にも努めている。

教育研究組織に関しても、使命・目的及び教育目的との整合性を図り、効率的な運営体制を目指している。

以上のことから、基準 1 を満たしていると判断する。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1 の視点》

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

本学の使命である「実践力のある福祉・教育専門職の養成を通じて福祉社会を実現する」に基づいたアドミッションポリシー（入学者受入れの方針）を策定している。アドミッションポリシーは、ホームページ、大学案内及び学生募集要項に掲載し、志願者やその保護者、高校の進路指導担当者等、広く関係者に発信している（【資料 2-1-1】、【資料 2-1-2】、【資料 2-1-3】）。さらに、進学業者主催の進学相談会等、折につけ本学の使命や、それに基づくアドミッションポリシーについて説明を行っている（【資料 2-1-4】）。

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

本学では前述のアドミッションポリシー（入学者受入れ方針）にしたがって、多様な学生を受け入れるための方法を設けている。それらは、以下のとおりである。

1) アドミッションオフィス（AO）入試

本学の基本理念（教育理念）を理解した上で入学への意欲が高く、入学後も目的意識を持って取り組むことができる学生を求めるもので、書類審査と面談・面接に時間をかけて、志望者の適性・能力・意欲・目的意識等を総合的に評価する。AO 入試の出願は、AO 入試の理解を深めるために、主にオープンキャンパスで開催される AO 入試ガイダンスに参加することを条件として、受け付けている。入試内容は、当日行う作文と出願時に提出した志望理由書、事前課題及び調査書に基づく面談によって、本学のアドミッションポリシー（入学者受入れ方針）と志望者の本学に対するニーズが適合しているか審査する。AO 入試の日程は、社会福祉学部、子ども学部ともに、A 日程、B 日程、C 日程の 3 回に分け実施している。

2) 指定校推薦入試

入学実績のある高校を中心に、指定校制での入試制度を実施している。高校に対しては本学のアドミッションポリシー（入学者受入れ方針）を示し、これに合致し、なおかつ社会福祉学部では福祉、心理、介護、健康、医療、情報のいずれかの分野に意欲を持っている生徒、子ども学部では保育、幼児教育のいずれかの分野に意欲を持っている生徒の推薦を依頼している。志願者に対しては、面接、出願書類によって入学の可否を判定する。

3) 公募推薦入試

出身学校長からの推薦が得られる者を対象に行っている。小論文、面接及び出願書類を総合して合否を判定する。前期、後期と**2**回に分けて実施している。

4) 一般入試

一般入試では、基礎学力の到達度を評価するために、**2**科目の筆記試験を実施している。**1**つは必修科目の「国語」であり、もう**1**つは、「英語」「数学」「日本史」「生物」の**4**科目からの選択である。「国語」は、全ての専門知識の習得に関し、日本語の理解を前提としているため基本的かつ重要な科目であるとの判断から必修としている。一般入試は、前期(**2**日間実施)、中期、後期と延べ**4**回の日程を設けて実施している。

入試問題の作成に関しては、基本的に本学教員が作成することになっているが、例外的に専門性に課題のある科目については外部に委託している。平成**29**(**2017**)年度入試に関しては、国語の入試問題(予備問題含め、**5**回分)のうち、**1**回分の入試問題を外部に委託している。

5) 大学入試センター試験利用入試

大学入試センター試験による**2**科目の得点から合否を判定している。**2**科目のうち「国語(古文・漢文を除く)」は必修科目で、残りの**1**科目は「外国語」「地理歴史」「公民」「数学」「理科」のうち最も高得点だった科目を選択する。ただし、「地理歴史」「公民」「理科」「英語」に関して、**3**つの注意点があるため、以下に記す。すなわち、①地理歴史、公民及び理科については、第**1**解答科目のみを対象とする、②理科について基礎を付した科目は、**2**科目合計点を**1**科目の得点とする、③外国語(英語)は配点が**200**点満点のため**100**点満点に換算する、である。

6) 社会人特別選抜入試

入学時満**23**歳以上の者を対象とした試験である。小論文、面接及び出願書類から合否を判定する。

7) 外国人特別選抜入試

入学時満**18**歳以上の外国人で、学校教育法施行規則を満たし、日本留学試験を**1**回以上受験している者を対象とした試験である。日本留学試験、小論文、面接及び出願書類によって合否を判定する。

8) 編入学試験(2年次・3年次)

2年次編入学試験に関しては、大学の学部**1**年以上在籍し、**31**単位以上修得もしくは修得見込みの者、短期大学を卒業もしくは卒業見込みの者、高等専門学校、専修学校の専門課程を卒業、修了した者もしくは卒業、修了見込みの者を対象に実施し、**3**年次編入学試験に関しては、大学の学部**2**年以上在籍し、**62**単位以上修得もしくは修得見込みの者、短期大学を卒業もしくは卒業見込みの者、高等専門学校、専修学

校の専門課程を卒業、修了した者もしくは卒業、修了見込みの者を対象に実施している。小論文、面接及び出願書類を基に可否を判定する。

これらの入学者受入れ方法については、学生募集要項に記載するとともにホームページにも掲載し、入学希望者に周知している（【資料 2-1-5】、【資料 2-1-6】）。さらに、オープンキャンパス、高校教員を対象とした大学説明会、前述の進学業者主催の進学相談会、高校訪問においても説明している（【資料 2-1-7】、【資料 2-1-8】）。

入学者受入れ方法に関しては、「静岡福祉大学入学者選抜規程」に基づき、入試委員会が入試日程、内容、選考方法等を立案し、教授会の議を経て学長が決定した後、教職員に周知している。また、合格者判定については、この規程に基づいて入試委員会によって可否原案を作成し、教授会の議を経て、学長が決定している（【資料 2-1-9】）。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学の過去 3 年間の入学者数の推移は【表 2-1-1】に示したとおりである。大学全体での入学者数は、平成 27（2015）年度は定員 230 人（社会福祉学部 180 人、子ども学部 50 人）に対して 176 人、平成 28（2016）年度は 199 人、平成 29（2017）年度は 196 人であった。

【表 2-1-1】 過去 3 年間の学部学科別入学者数

学 部	学 科	入学定員	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
社会福祉	福祉心理学科	80	72	97	98
	医療福祉学科	40	27	26	16
	健康福祉学科	60	44	40	29
	社会福祉学部計	180	143	163	143
子 ども	子ども学科	50	33	36	53
	子ども学部計	50	33	36	53
大 学 合 計		230	176	199	196

平成 29（2017）年度の入学者数は 196 人と前年比で 3 人の減少であったが、増加した学科と減少した学科の差が大きかった。具体的には、福祉心理学科は 1 人の増加、医療福祉学科は 10 人の減少、健康福祉学科は 11 人の減少、子ども学科は 17 人の増加であった。

子ども学科の 17 人の増加は、平成 28（2016）年度に実施した子ども学科及び入試・広報課による広報活動が一定の効果を及ぼした結果と考えられた。具体的には以下の活動を行った。すなわち、①子ども学部子ども学科の魅力を載せた A3 リーフレットの作成、②子ども学科一日体験入学の企画・運営、③オープンキャンパスにおける在学生及び保育士を取得して卒業した卒業生が参加する企画・運営、そして、④指定校推薦の依頼校の拡大である。

①については、平成 28（2016）年 5 月から 6 月にかけて子ども学科の広報委員会委

員を中心に、子ども学科の強みである、福祉と心理分野の学びと充実したピアノ指導体制を中心に訴求するリーフレットを作成した。このリーフレットは、オープンキャンパスはもちろん、入試・広報課が行った高校訪問や進学者者主催の進学相談会、高校教員を対象とした大学説明会等で、高校生とその保護者、高校教員等に配布した（【資料 2-1-10】）。

②については、高校生に子ども学科の魅力についてより深く理解してもらうとともに、教職員や在学生との交流を通じて保育や幼児教育について議論してもらう場として「しずく子ども未来ラボ」と題した子ども学科一日体験入学を行った。1 回目（平成 28（2016）年 7 月 10 日）は、「保育の表現活動を体験しよう」をテーマに、2 回目（平成 29（2017）年 3 月 21 日）は、「保育の世界を知るー子どもの心と保育者の仕事ー」をテーマに実施した。参加者数は 1 回目が 16 名、2 回目が 10 名であった（【資料 2-1-11】
【資料 2-1-12】）。

③については、オープンキャンパスの模擬授業において、保育士を取得して卒業した OB、OG に話をしてもらうだけでなく、在学生に対してピアノレッスンを行っているところを模擬授業として高校生とその保護者に見ていただき質疑応答を行うという新しい試みに挑戦した【資料 2-1-13】）。

④に関しては、指定校依頼校を 26 校から 118 校に増やした。その結果、指定校推薦入試での入学者数は、13 人から 21 人に増加した（【資料 2-1-14】）。

また、大学全体での取り組みについては、以下のとおりである。①社会福祉士合格者数県内一を目指した仕組みの構築、②費用対効果の観点からの広報費用の重点配分、③オープンキャンパスの活性化、④系列高校である静岡大成高校との連携強化である。

①に関しては、社会福祉士国家試験の合格実績のある、東京アカデミーの試験対策講座の実施、個人面談等の教員によるサポート体制を通じて県内合格者数一番を目指した（【資料 2-1-15】）。

②に関しては、複数の進学者者の費用対効果を精査した結果、大手のリクルート社が本学にとっては必ずしも効果的ではないことが判明したため、その部分の費用を削減し、他のより成果が望める進学者者に重点配分した（【資料 2-1-16】）。

③に関しては、学生スタッフの研修内容を充実させることにより活性化を図った。具体的には、一般的な礼儀作法を中心とした研修内容から、本学のオープンキャンパスで想定される場面での対応方法を中心としたものに切り替えることで、初めて学生スタッフとして参加する学生でも、参加する高校生及び保護者と円滑にコミュニケーションが取れることをねらいとした（【資料 2-1-17】）。

④に関しては、例年、系列校である静岡大成高校の生徒を対象とした、本学教員の授業（名称：大学福祉講座）を行っているが、平成 28（2016）年度より一部の授業を大学の教室等を使用し、より本学を身近に感じてもらう努力を行った（【資料 2-1-18】）。その結果、系列校からの入学者が増加し、平成 28（2016）年度の入学者数が 7 名だったのに対して、平成 29（2017）年度の入学者は、12 名の学生が入学している。

また、過去 3 年間の学部学科別収容定員の充足率は【表 2-1-2】に示したとおりである。社会福祉学部の収容定員充足率は、平成 27（2015）年度から平成 29（2017）年度にかけて、0.91、0.86、0.83 であった。子ども学部は、平成 27（2015）年度から平成

29（2017）年度にかけて、**0.66**、**0.69**、**0.8**であった。大学全体の収容定員充足率の推移は、平成27（2015）年度から平成29（2017）年度にかけて、**0.90**、**0.84**、**0.82**であり、大学全体としてはこの3年間で**0.8**以上であった。現段階では適切に維持できていると考えている。

【表 2-1-2】 過去3年間の学部学科別収容定員充足率

学 部	学 科	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
社会福祉	福祉心理学科	1.19	1.11	1.09
	医療福祉学科	0.68	0.67	0.61
	健康福祉学科	0.76	0.70	0.64
	社会福祉学部計	0.91	0.86	0.83
子ども	子ども学科	0.66	0.69	0.80
	子ども学部計	0.66	0.69	0.80
大 学 合 計		0.90	0.84	0.82

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

平成 29（2017）年度の学科別の収容定員充足率において、医療福祉学科と健康福祉学科については**0.7**未満にとどまっており、次のような改善・向上方策を掲げている。

まず医療福祉学科は、当該学科の魅力のひとつである医療分野と社会福祉分野の資格取得を同時にめざし、卒業後には両分野で活躍できることを前面に出したチラシを作成し、オープンキャンパス参加者や資料請求のあった高校生に配付することにした。加えて、在学生のメッセージも掲載することにより、当該学科をより身近に感じてもらう工夫を凝らしている。

健康福祉学科においては、学科をあげての取組みを行っている。「プロジェクト X」と題して、さまざまなアイデアを出し合い、具現化に向けて努力し、平成 30（2018）年度入学者数の前年比増を狙っている。

また、子ども学科に関しては、平成 28（2016）年度からの懸案である SNS の活用について、子ども学科会議で継続審議を行い、平成 30（2018）年度より具現化していく。

大学全体での取り組みについては、引き続きこれまでの取組みに関して各部署で推進するとともに、入学者を増やすために入試広報活動の工夫、選択と集中をさらに行っていく。具体的などころでは、系列校である静岡大成高校と協議し、平成 29（2017）年度より、内部推薦入試制度を新設する予定である。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2 の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

本学のカリキュラムポリシー（教育課程の内容・方法の方針）については、建学の精神・基本理念（教育理念）、使命・目的、ディプロマポリシー（学位授与の方針）に基づき作成し、ホームページ及び大学案内により周知を図っている（【資料 2-2-1】【資料 2-2-2】）。

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

1) 教育課程編成区分

①社会福祉学部

社会福祉学部の教育課程は、「基礎科目」及び「専門科目（社会福祉学部共通専門科目・学科専門科目）」により体系的に構成されている。各科目群の編成区分並びに編成方針は【表 2-2-1】のとおりである。この方針は、本学の管理運営に関する重要事項を審議する「運営協議会」による協議を経て、学長が決定したものである（【資料 2-2-3】）。

【表 2-2-1】 社会福祉学部の科目群編成区分並びに編成方針

基礎科目	
外国語科目	専門教育への橋渡しとなる語学力の基礎を培い、外国語によるコミュニケーション能力を養い、国際化社会における異文化理解の基盤を確立する。
総合基礎科目	人間理解を基礎とした、広い視野と論理的な思考を形成する文化的・社会的・科学的教養を確立する。
基盤情報科目	情報化社会での知的活動及び大学での学習を支えるための基礎知識並びに基盤的スキルを修得する。
社会福祉学部共通専門科目	
社会福祉科目 (Ⅰ群・Ⅱ群)	社会福祉に関する基礎的・基幹的知識の獲得と実践的修得（Ⅰ群）、及び福祉社会の理解に資する、より幅広い知識の獲得並びに総合的な理解を目指す（Ⅱ群）。
卒業研究	これまで修得してきた知識や技能を総合し、特定のテーマについて主体的に研究し、科学的理解や分析を深める過程を通して、一定の研究成果を獲得する。
福祉心理学科専門科目	
心理科目	心理学や臨床心理学に関する基礎的及び応用的知識を獲得し、実践的に修得する。
精神保健科目	精神保健並びに精神保健福祉に関する基礎的な知識と精神保健福祉士として必要な基礎・専門的知識と援助技術を実践的に修得す

	る。
保育科目（平成 26（2014） 年度 入学生まで）	保育に関する基礎的及び応用的知識を獲得し、実践的に修得する。
医療福祉学科専門科目	
福祉情報科目	福祉・医療現場の情報化を担う情報技術を獲得し、バリアフリー・ユニバーサルデザインや情報保障に関する体系的・実践的知識を修得する。
医療福祉科目 （Ⅰ群・Ⅱ群・Ⅲ 群）	医療情報の管理・活用に要する知識を理解し実践する（Ⅰ群）、及び医療現場における相談援助・事務管理・精神保健に関する知識を獲得し実践的に修得する（Ⅱ群・Ⅲ群）。
健康福祉学科専門科目	
介護福祉科目 （Ⅰ群・Ⅱ群）	介護福祉の実践に要する体系的知識を修得し（Ⅰ群）、介護現場で必須とされる技法を実践的に修得する（Ⅱ群）。
健康福祉科目	健康の維持・増進のための科学的・体系的知識を、運動処方・介護予防等の具体的問題意識をもって体得する。

基礎科目は、人と社会に対する幅広い理解、人の尊厳・価値を学び、主体性と社会性を伴った課題解決力、良き市民としての基礎的能力を身につけることをねらいとして、「外国語科目」「総合基礎科目」「基盤情報科目」の3科目群の講義及び演習で構成している。

「総合基礎科目」には、「キャリア支援」科目（1~3年次必修）を設置し、社会人として総合的のキャリア形成を図るための教育体系を段階的に設定している。社会人になるための知識と自己表現法を学び、キャリアデザインを実践し、社会人基礎力を獲得することができるよう構成している。

専門科目は、社会の中で専門性を発揮できる職業人の知識とスキルを修得するために編成している。社会福祉学部共通専門科目として「社会福祉科目（Ⅰ群・Ⅱ群）」「卒業研究」を設け、福祉心理学科においては「心理科目」「精神保健科目」「保育科目（平成26（2014）年度入学生まで）」、医療福祉学科においては「福祉情報科目」「医療福祉科目（Ⅰ群・Ⅱ群・Ⅲ群）」を、また、健康福祉学科においては「介護福祉科目（Ⅰ群・Ⅱ群）」「健康福祉科目」を編成している。

「社会福祉科目（Ⅰ群・Ⅱ群）」は、専門教育の基軸として社会福祉学部共通専門科目を各学科に設定している。その基礎・基幹部分であるⅠ群は、社会福祉士国家試験の受験資格の指定科目に基づいて編成している。

「社会福祉科目」は、講義科目によって①人と社会の理解、②人間の尊厳（価値・態度）の理解を目的とした社会福祉の基礎的・基幹的知識（Ⅰ群）並びにより幅広い知識（Ⅱ群）を効果的に修得するとともに、③課題を発見し解決する力、④対人コミュニケーション・実践力を身につけた相談援助の能力の涵養を図る観点から、段階的に運用される演習・実習指導・実習に多くの時間を配分している。また、社

会福祉士養成カリキュラムの改訂（平成 21（2009）年度）に伴い実習時間を増やす等、より実践力を強化するための科目配置を行っている。

学科専門科目は、各学科の専門的な学問体系の履修を目的として分野別に構成されている。また、一定の範囲内で他学科開講科目の受講を認める等、学生の多様な学習ニーズにも柔軟に応えている。

「心理科目」は、主に講義科目によって心理学や臨床心理学の基礎から応用に至る知識を教授するとともに、少人数のカウンセリング演習を設置することによって、状況に応じた知識の総合と応用の方法の体得、心のスペシャリストたる資質の修得を図っている。

「精神保健科目」は、精神保健並びに精神保健福祉に関する基礎から実践的な展開に至る知識と技術の講義を行うと同時に、精神保健福祉士カリキュラム改訂時（平成 24（2012）年度）から演習・実習の時間を多く配分している。人の理解と心の病に寄り添い支援する専門職として、実践力の養成に努めている。精神保健福祉領域で働く精神保健福祉士受験資格の指定科目を配置し、また、より高度な専門性の知識と技術の獲得に必要な科目を編成している。

「保育科目」は、保育に関する基礎的及び応用的知識の実践的な獲得、修得を図っている。

「福祉情報科目」は、講義科目によって障害者をめぐる生活環境の改善、情報保障やバリアフリー・ユニバーサルデザインについての基本的知識を身につけると同時に、多くの演習を配置することによって、医療・福祉の段階的・総合的理解と情報技術の応用を可能としている。

「医療福祉科目」では、講義科目によって基礎から展開に至る知識を吸収しつつ、演習と現場での実習によって、医療・福祉現場における情報管理（Ⅰ群）・事務管理（Ⅱ群）・精神保健（Ⅲ群）を担う知的専門職としての実践的経験を得られるよう配置・構成している。

「介護福祉科目」では、講義による体系的知識の獲得（Ⅰ群）と並行して演習による介護技術の修得を重視し、多くの現場実習を配する（Ⅱ群）ことによって、指導的な介護福祉従事者としての実践能力の涵養に努めている。さらにⅡ群では、介護保険法等一部改正法に伴い、喀痰吸引等の介護現場で高まる医療的ニーズに対応するため、平成 24（2012）年度入学生から「医療的ケア」を新たに配置している。

「健康福祉科目」は、講義科目を軸にした食育を含む健康科学・健康管理の理解を押し進めるとともに、多くの実習・演習を設けることによって障害者・高齢者への運動処方等の具体的問題意識の下での実践的学習を図っている（【資料 2-2-4】）。

②子ども学部

子ども学部子ども学科の教育課程においては、「基礎科目」と「専門科目」が体系的に編成されている。各科目群の編成区分並びに編成方針は【表 2-2-2】のとおりである。社会福祉学部と同様、子ども学部の編成方針も運営協議会の協議を経て、学長が決定している（【資料 2-2-3】）。

【表 2-2-2】 子ども学部子ども学科の科目群編成区分並びに編成方針

基礎科目	
人文科学	社会人として必要な日本語能力を高めるとともに、現代の日本文化への造詣を深める。
社会科学	日本と外国の歴史と文化を学び、現代日本の経済、法律、社会に関して学ぶ
自然科学	自然と環境、生命について学ぶとともに、統計的知識も身につける。
外国語	専門教育への橋渡しとなる語学力の基礎を培い、外国語によるコミュニケーション能力を養い、国際化社会における異文化理解の基盤を確立する。
スポーツ	健康維持・スポーツ推進における知的活動及び大学での学習を支えるための基礎知識並びに基盤的スキルを修得する。
総合基礎	大学生活をデザインするとともに、社会人として活躍し得る基礎能力を身につけ、就職に向けての力をつける。
基盤情報	情報化社会での知的活動及び大学での学習を支えるための基礎的知識並びに基盤的スキルを修得する。
専門科目	
教育と保育	教育及び保育の基礎理論・子どもの発達に関する理解とそれを実践的に学ぶ。
家庭支援と福祉	保育の位置づけを社会福祉との関連で理解する。
地域と子育て支援	地域社会の理解と子育て支援の意義について学び、地域での活動を担う技術や支援方法を学ぶ。
発達障害児と保護者支援	発達障害児や気になる子どもへの理解を深め、その保護者や家族を支援できる資質を修得する。
卒業研究	問題意識をもって課題に取り組むことを学ぶ。

基礎科目は、専門分野の枠を超えた知識やコミュニケーション能力、人間としての在り方や生き方に関する深い洞察、現実を正しく理解することを目的とし、7科目群に分けている。

人文科学の分野では、社会人として必要な日本語能力（聞く・話す・読む・書く）を高めるとともに、現代の日本語への造詣を深めるため、「日本語 A」「日本語 B」「日本語表現法 A」「日本語表現法 B」を設けている。

社会科学の分野では、日本と外国の歴史と文化を学び、現代日本の経済、法律、社会に関して学ぶため、「日本史」「外国史」「比較文化論」「現代日本の経済」「日本国憲法」「日本現代社会論」を設けている。

自然科学の分野では、自然と環境、生命について学ぶとともに、統計的な基礎知

識を学ぶため、「自然科学の基礎」「生命と倫理」「医学知識」「統計学の基礎」を設けている。人間としての在り方や生き方に関する深い洞察を身につけるためには、倫理的な分野における知識が欠かせないと考えている。

外国語としては、国際化の進む社会で必要不可欠になりつつある「外国語」と、卒業後、社会へ出た際、即戦力となるためには必要不可欠である外国語によるコミュニケーション能力を身につけるための科目を配置している。外国語では国際化の進む社会の中で標準言語ともいえる「英語 (A・B・C・D)」と、世界的に重要な位置を占めつつある中国の言語である「中国語 (A・B)」を設けている。また国際社会における実践的なコミュニケーション能力を高める「英語コミュニケーション (A・B・C・D)」も設けている。

スポーツの分野では、障害者や高齢者を含めた健康的な暮らしは「心身の相関をよく理解すること」であると考え、保健・体育に関する理論として「生活と健康」、実技の科目として「スポーツ実習」「レクリエーション実習」を設置している。

総合基礎の分野では、大学生活をデザインするとともに社会人として活躍し得る基礎能力を身につけ、就職に向けての力をつけることを目的として「キャリア支援Ⅰ-A」「キャリア支援Ⅰ-B」「キャリア支援Ⅱ-A」「キャリア支援Ⅱ-B」「キャリア支援Ⅲ-A」「キャリア支援Ⅲ-B」を設けている。

基盤情報の分野では、現代社会でその知識やスキルが必須条件となっている「情報リテラシー」「表計算演習」「コンピュータシステム A」「コンピュータシステム B」「情報社会と倫理」「マルチメディア表現演習 A」「マルチメディア表現演習 B」を設置している。

専門科目では、「子どもの一般的な発達過程を理解し、年齢に対応したかかわりができる保育者」「保育所・幼稚園等の発達障害児や、気になる子どもへの適切な対応ができる質の高い保育者」「園児の保護者のみならず地域で子育てをしている保護者にも対応し、支援のできる保育者」の養成を目指している。このため専門科目は、教育と保育、家庭支援と福祉、地域と子育て支援、発達障害児と保護者支援、卒業研究の区分を設けている。

教育と保育は、教育及び保育の基礎理論・子どもの発達について理解し、それらを実践的に学ぶことを目的とする。

家庭支援と福祉は、保育の位置づけを社会福祉との関連で理解することを目的とする。

地域と子育て支援は、地域社会の理解と子育て支援の意義について学び、地域での活動を担う技術や支援方法を学ぶことを目的とする。これは子ども学科の特色である「園児の保護者のみならず地域で子育てをしている保護者にも対応し、支援のできる保育者」の養成を目指す科目である。

発達障害児と保護者支援は、発達障害児や気になる子どもへの理解を深め、適切な対応ができること、そしてその保護者や家族を支援できる質の高い保育者の養成を目的として科目を設けている。

子どもの発達や生活についての理論的枠組みの理解と、学生自身の問題意識の喚起を目的として、幼稚園教諭免許取得希望者と保育士資格取得希望者には、3年次

に「卒業研究Ⅰ」、4年次に「卒業研究Ⅱ」を必修として設けている（【資料 2-2-4】）。

2) CAP 制（【資料 2-2-5】）

本学は、その使命にあるように専門職の養成を謳っている。それに伴い、専門性の証明ともいえる国家資格の取得を推奨していることから、資格指定科目の履修の必要が生じ、取得すべき年間単位数は増えがちである。そこで、履修登録可能な単位数の上限を年間 50 単位と定めている。ただし、以下の要件を満たす者には、年間 56 単位を上限に履修登録を認めている。

①直前の学年の GPA が 3.4 以上の者

②学科長承認のうえ学長決裁で認めた者

なお、以下に該当する科目については CAP 制の対象から除外している。

①教職課程科目で「教職に関する科目」及び「教科に関する科目」のうち他学科受講を必要とする科目

②社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士、診療情報管理士の資格取得及び教員免許、幼稚園教諭の免許取得に係る実習

3) 演習・実習教育

本学において、最も教授法に工夫を凝らしている科目が演習・実習教育である。とりわけ実習教育では、座学では学ぶことのできない直接的な対人コミュニケーション等を取り入れたきめの細かい指導を特徴としている。以下、本学を代表する資格取得に関する演習・実習教育について記述する。

①福祉実習指導センター・保育実習指導センター

社会福祉系の国家資格である、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士の受験資格を得るにはそれぞれに定められた実習が必修となる。その現場実習の支援機関として福祉実習指導センターを設置している。また、社会福祉学部福祉心理学科保育心理コース（平成 26（2014）年度入学生が最終年度）の学生の保育士資格取得のための保育実習及び子ども学部の幼稚園教育実習・保育実習の支援機関として、保育実習指導センターを設置している。

両センターでは、国家資格取得を目的とした実習が円滑に行えるように実習先の施設・機関との調整を行い、実習を履修する学生に対して、実習の準備から終了後までの手続きの指導及び相談対応を行っている（【資料 2-2-6】）。

②演習・実習教育の体系

a. 社会福祉士

社会福祉学部共通専門教育課程である社会福祉士養成課程においては、特に実践的な教育である演習・実習教育に関する課程を体系的・逐次的に編成している。演習については、社会福祉士に求められる相談援助に係る知識と技術を実践的に修得するとともに、専門的援助技術として概念化、理論化し体系立てていくことができる能力を涵養し、実習については、相談援助に係る知識と技術について具

体的かつ实际的に理解し実践的な技術等を体得し、社会福祉士として求められる資質、技能、倫理を身につけ、課題把握や総合的な対応能力を修得することを目的としている。

なお、実習に関しては、**3年次の夏季120時間以上（概ね16日間程度）**と**春季90時間以上（概ね12日間程度）**の**2回に分けて実施することが基本であるが、社会福祉士受験資格取得のための指定科目を未履修等の理由により3年次の夏季の実習が実施できない学生に対しては、3年次春季での長期実習180時間以上（概ね24日間程度）**を実施している。（【資料2-2-7】）。

これらの教育については、学内だけでなく実習先の社会福祉施設・機関との連携による推進が重要となるため、科目を担当する教員による社会福祉演習実習委員会が推進及び調整にあたっている（【資料2-2-8】）。体系的な教育において、より実践力を高めるための特徴的な取り組みとして以下の教育プログラムを実施している。

ア. 施設見学（見学実習）

2年次の授業「相談援助演習B」の中で、社会福祉実習で実習先となる施設・機関の概要を知り、社会福祉を学ぶ上で重要な現場に触れる機会を持つために、社会福祉法人の協力を得て、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、障害者福祉サービス事業所等の施設見学（見学実習）を実施している。**3年次に履修する「相談援助実習」**の準備として予備知識を得るとともに、サービス利用者や支援の実際を理解するために、事前学習・事後学習に力を入れている（【資料2-2-9】）。

イ. フィールドワーク自己学習

地域社会の成り立ちやその中での社会福祉相談援助機関や自治体の福祉計画等の役割について実践的な学びを深めるために、「フィールドワーク自己学習課題」を課している。この学習課題は、より良い相談援助実習を達成するために、実習先の地域社会の状況を調べることで、地域の福祉ニーズや福祉課題を把握し、社会資源及びネットワーク、専門職の連携等を活用した対応及び解決方法を考えることを目的としている。相談援助実習配属先の市町村における各種の福祉計画を入手し、その地域における福祉課題を整理し考察すること、または、居住地域の相談機関の所在やその機能を学び、課題に対して受講生が自らフィールドに出向き、行った調査を基に考察し、記述する課題に取り組んでいる（【資料2-2-10】）。

ウ. 実習報告会・意見交換会

相談援助実習の教育を意義ある形で充実させるため、養成（教育）機関、実習先の施設・機関、実習生（学生）の三者により実習指導者意見交換会を毎年度開催している（【資料2-2-11】）。

その中で、「ソーシャルワーク実習の在り方」「個別支援計画の作成と指導方

法」「実習のスーパービジョン」等、実習教育において重要なテーマを基に事例報告及び分科会での意見交換、アンケート調査を行っている。

また、この意見交換会に合わせて実施している実習報告会では、実習生（学生）による実習報告書（レポート）を基に実習の経験、学びに関する報告を行っている。また、作成した集録については、「相談援助実習報告集」として学生、他大学、各実習施設・機関に配布を行っている（【資料 2-2-12】、【資料 2-2-13】）。

b. 精神保健福祉士

精神保健福祉援助実習においては、演習・実習を通して実践力の高い精神保健福祉士を養成することにある。本学においては、以下の 2 年次から 4 年次までの積み上げによる現場実習形態を実施している（【資料 2-2-14】）。

- ア. 2 年次には見学実習（精神科病院・障害福祉サービス事業所）を実施（【資料 2-2-15】）。
- イ. 3 年次においては、夏季に参加型体験実習（3 日間）を実施し、記録の仕方やコミュニケーション能力の向上、クライアント（利用者）の生活背景の理解をねらいとしている（【資料 2-2-16】）。
- ウ. 3、4 年次で履修する「精神保健福祉援助実習」の場として、精神科医療機関を必須とし、障害福祉サービス事業所においても実施し、精神保健福祉士としての知識や技術の習得をねらいとしている（【資料 2-2-17】）。
- エ. 実習報告会並びに実習指導者シンポジウムを実施し、学生の実習報告の場では、精神保健福祉士を目指す 3 年生と実習指導者が意見交換を行っている。また、実習指導者シンポジウムにおいては、実習指導及び実習教育の在り方を追究し養成校と実習指導者の共通のテーマをもって開催している（【資料 2-2-18】）。
- オ. 実習報告集を作成し、学生及び実習先に配布し学生の実習体験の共有を図っている（【資料 2-2-19】）。

c. 介護福祉士

介護福祉実習においては、介護の体験を通して、厚生労働省が定める介護福祉士資格のための指定科目の領域「人間と社会」で学んだ人間の尊厳や、領域「こころとからだのしくみ」で学んだ介護に必要なからだのしくみ等、これまでの学習内容を統合させて、領域「介護」とは何かを理解・再認識し、それを実践する能力を修得する。また、生活支援に係る知識と技術を修得するとともに、即戦力のある介護福祉士としての能力を向上させる。本学においては、1 年次から 3 年次までの積み上げによる現場実習形態を実施している（【資料 2-2-20】）。

- ア. 1 年次では、利用者の暮らしの場や関わりを通してコミュニケーションの大切さを学び、また、施設の概要を理解するために、養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護、障害者支援施

設等での実習を実施している（【資料 2-2-21】）。

- イ. 2 年次には、1 年次での実習の学びを基に、利用者の個別性に応じた生活支援技術の実践と工夫、介護過程の準備としての情報の収集・分析、介護目標の設定、計画立案の取り組みを行うために、特別養護老人ホームや介護老人保健施設、障害者支援施設等への実習を実施している（【資料 2-2-21】）。
- ウ. 3 年次では、居宅介護実習（2 日間）と施設実習を実施している。居宅介護実習では、在宅の高齢者や障がい者、家族の状況を理解することや、在宅サービスの概要や機能を理解するために、大学近隣の社会福祉協議会を中心に実施している。施設実習では、2 年次での実習の学びを基に、一人の利用者に対する個別援助計画の立案・実施・評価といった一連の介護過程を実習する。また、介護福祉士としての職業倫理や専門職としての姿勢を身につける。実習施設は、特別養護老人ホームや介護老人保健施設、障害者支援施設としている（【資料 2-2-21】）。
- エ. 3 年次に行った介護過程の取り組みを報告する機会として、介護事例研究発表会を実施している。発表会では、介護福祉士を目指す 1、2 年生も参加し、取り組み内容について意見交換を行っている。報告内容は、事例研究集を作成し、実習を経験した 3 年生と介護福祉士を目指す 1、2 年生に配布し実習体験の共有を図っている（【資料 2-2-22】、【資料 2-2-23】）。
- オ. 実習指導者と養成校との間で共通のテーマとなっている、実習指導法や実習の在り方に関する意見交換の場として、実習指導者懇談会を設けている（【資料 2-2-24】）。

d. 診療情報管理士

診療情報管理士養成課程における病院実習では、実践力のある専門性の高い診療情報管理士の養成を目指し、2 年次より以下のとおり系統的に指導を行っている（【資料 2-2-25】）。

- ア. 2 年次では、病院実習の全体像の把握を目的とした実習報告会への参加、実習に際して求められるソーシャルスキルの確認を目的としたボランティア等の社会的活動への参加とその体験報告（病院実習指導の第 1 回講義）を課す（【資料 2-2-26】）。
- イ. 3 年次前期の病院実習指導では実習計画書の作成・日誌の記載方法を個別的に指導し、医療情報学演習では病院実習に対応した情報分析能力の基礎的教育を実施する（【資料 2-2-26】、【資料 2-2-27】）。
- ウ. 3 年次の夏季に 3 週間の病院実習を実施する（【資料 2-2-28】、【資料 2-2-29】）。
- エ. 実習の総括として、実習報告会及び学生主体の交流会を実施し、1 年生から 4 年生までの診療情報管理士を目指す学生の情報共有及び交流を図る機会としている。実習報告会には実習指導者も参加し、報告会終了後、教員との懇談会を実施し、今後の実習プログラム並びに実習前教育の在り方に

ついて意見交換を行う（【資料 2-2-30】）。

- オ. 実習報告集を作成して学生及び実習先に配布し、学生の実習体験の共有を図る（【資料 2-2-31】）。

e. 保育士

保育実習では、保育所及びその他の児童福祉施設（障害者支援施設も含む）の役割や機能、保育の内容や意義等について、保育を実践する経験を通して具体的に理解することを目的としている。

【社会福祉学部福祉心理学科・保育心理コース】

本学社会福祉学部福祉心理学科保育心理コースでは、2年次から4年次までの実習の積み上げ（保育実習Ⅰ、保育実習Ⅱまたは保育実習Ⅲ）による現場実習体制を取って、実践力のある質の高い保育士を養成することを目指している。これらの実習を充実させるため、以下のような内容で実習に取り組んでいる。なお保育心理コースは平成26（2014）年度生が最終学年であるため、平成28（2016）年度の保育実習は3年次及び4年次実習のみ、保育実習指導はB～Dのみ実施された（【資料 2-2-32】）。

- ア. 3年次の保育実習Ⅰ（施設）を実施するにあたり、保育実習指導Bにおいて、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、母子生活支援施設等の施設長、保育士または心理相談員による講話を聴く。また、施設の種別ごとに、実習先の施設の概要や、日誌の書き方等についても学ぶ。その上で、3年次の夏季休暇中または春季休暇中に、2週間の実習を行う（【資料 2-2-33】【資料 2-2-34】）。
- イ. 実習後には事後指導として、グループによる反省会、全体報告会、個別指導を行う（【資料 2-2-33】）。
- ウ. 4年次には、保育実習Ⅱまたは保育実習Ⅲ（Ⅱは保育所、Ⅲは保育所以外の児童福祉施設）を選択履修する。3年次に、各自、進路等も考慮した上で実習先に関する希望調査を行い、実習先を決定する（【資料 2-2-35】）。
- エ. 保育実習Ⅱを実施するにあたり、保育実習指導Cにおいて、保育実習Ⅰを振り返りながら保育所や子どもへの理解をさらに深め、自己の課題を明確にする。また、集大成の実習となるため、保育所の社会的役割（子育て支援）や守秘義務等についての講義、実技指導、責任実習の指導案作成とその実施等を通して、学びを深める。その上で、4年次の夏季休暇中に、2週間の実習を行う（【資料 2-2-36】【資料 2-2-37】）。
- オ. 保育実習Ⅲを実施するにあたり、保育実習指導Dにおいて、事前学習、個別指導、実習先を訪問してのオリエンテーション等を通して、実習の準備を整える。その上で、4年次に2週間の実習を行う（【資料 2-2-38】【資料 2-2-39】）。
- カ. 保育実習Ⅱ、保育実習Ⅲいずれも、実習後には事後指導として、グループによる反省会、全体報告会、個別指導を行い、自己の保育観を見つめる機

会とする（【資料 2-2-36】【資料 2-2-38】）。

【子ども学部子ども学科】

本学子ども学部子ども学科では、1年次から3年次までの実習の積み上げ（保育実践入門、保育実習Ⅰ、保育実習Ⅱまたは保育実習Ⅲ）による現場実習体制を取って、実践力のある質の高い保育士を養成することを目指している。これらの実習を充実させるため、以下のような内容で実習に取り組んでいる。

なお、子ども学科は平成 27（2015）年度入学者が第一期生であるため、平成 28（2016）年度の保育実習は2年次実習のみ、実習指導は保育所実習指導Ⅰのみ実施された（【資料 2-2-32】）。

ア. 実習の前段階として、1年次の通年授業である「保育実践入門」を位置づけている。「保育実践入門」では、「保育」を理解するための入門として保育の現場（保育所及び児童福祉施設）で見学・観察を行い、保育所及び児童福祉施設の役割やさまざまな子どもの姿、保育者の関わり方を学ぶ。学んだことを各自レポートにまとめ、グループ討議等を行う。回を重ねていく中で各自の視点や課題を見つけ、「保育」への理解を深める（【資料 2-2-40】）。

イ. 2年次の保育実習Ⅰ（保育所）を実施するにあたり、保育所実習指導Ⅰにおいて、保育所の主任保育士による講話の聴講、子ども理解のための学習、日誌の書き方の学習、指導案作成の学習、実技指導等を行う。また、実習に先立ち、実習先の保育所において一日見学実習を実施し、保育所の流れを理解する。その上で、2年次の春季休暇中に2週間の実習を行う（【資料 2-2-41】【資料 2-2-42】）。

ウ. 実習後には事後指導として、グループによる反省会、全体報告会、個別指導を行う（【資料 2-2-41】）。

f. 教職課程（【資料 2-2-43】）

教職課程の教育実習においては、履修条件である教科に関する科目、教職に関する科目及び教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目の単位を3年次までに取得しなければならない。本学では、高等学校教諭一種免許状の福祉の教員免許が取得できる。

実習に関する事前指導は、3年次より始まる。学生は実習校を自己開拓し、実習に関する具体的な準備を開始する。高等学校の教員は専門的職業として、実践の背景をもった専門的理論と理論を実践的に応用することのできる能力が必要とされ、これらの実践的研修の場が教育実習である。

教育実習をより意義あるものとするために、事前指導では、①教育実習の目的・目標について自覚する、②教育実習の内容について理解する、③教育実習に臨む構えを築くことを到達目標としている。事後指導においては、実習経験を考察、評価し、更なる学びにつなげていけるよう指導を展開している。

平成 28 (2016) 年度の実習生数は、2 人であった (【資料 2-2-44】)。

g. 幼稚園教諭 (【資料 2-2-45】)

幼稚園教育実習では、幼稚園の役割や機能、保育の内容や意義等について、保育を実践する経験を通して具体的に理解することを目的としている。本学では、1 年次から 4 年次までの保育実践入門及び実習の積み上げによる現場実習体制を取り、実践力のある質の高い幼稚園教諭を養成することを目指している。実習を充実させるため、以下のような内容で取り組んでいる。

なお、子ども学科は平成 27 (2015) 年度入学者が第一期生であるため、幼稚園教育実習はまだ実施されていない。

ア. 実習の前段階として、1 年次の通年授業である「保育実践入門」を位置づけている。「保育実践入門」では、「保育」を理解するための入門として保育の現場（幼稚園）で見学・観察を行い、幼稚園の役割やさまざまな子どもの姿、保育者の関わり方を学ぶ。学んだことを各自レポートにまとめ、グループ討議等を行う。回を重ねていく中で各自の視点や課題を見つけ、「保育」への理解を深める (【資料 2-2-40】)。

イ. 平成 29 (2017) 年度は、3 年生が春季休暇中に 1 週間、幼稚園教育実習を実施するにあたって、同年度の後期より、その事前指導である幼稚園教育実習指導が始まる。

4) 卒業研究

社会福祉学部においては、学生が興味関心を持ったテーマを選択し、それまでに修得してきた知識や技能を総合しながら、専門領域について主体的な研究を深めるために、教員と学生相互の協働によるゼミナール形式で学ぶ。文献講読・調査・フィールドワーク・製作・発表・討論等の過程を通じて科学的理解や分析を深め、学生自らが問題を発見・追究して一定の成果を獲得することを目的としている。その成果として、卒業論文にまとめることを目指し、平成 28 (2016) 年度には 36 人の学生が卒業論文を執筆した。

さらに、卒業論文の執筆学生が、研究の成果を報告する卒業研究発表会を開催している。卒業研究発表会では、学生が教員、学生及び地域関係者を前に発表を行う。この場は、学生同士による研究の共有、他の専門分野からの助言による新たな視点の獲得及び自己尊重感や達成感の向上につながっている (【資料 2-2-46】、【資料 2-2-47】)。

子ども学部においては、平成 29 (2017) 年度に、各自が専門分野に対する興味・関心に基づき、専門的学修指導を受ける授業科目「卒業研究Ⅰ」(3 年次) を開講する。提示された課題あるいは学生自らが設定した課題について相互に問題意識を共有しつつ、情報収集、文献講読等を通して問題追及・課題探求を進め、最終的に発表を行う (【資料 2-2-48】)。平成 30 (2018) 年度に開講予定の授業科目「卒業研究Ⅱ」(4 年次) では、さらにその内容を発展させ、文献学習・調査等を行い、一連の成果を研究論文としてまとめることを目的とする。

また調査研究の場合には、倫理的配慮を重視し、教員同様に倫理審査をすることとなっている。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

社会福祉学部では、基礎科目と学部共通の専門科目である社会福祉教育の体系的編成を基本に、各学科において専門的な学問体系に基づき、資格取得を踏まえた教育体系を築いている。しかし、それらの全体像を図示し、将来のキャリア形成につながる展望を見通すことを可能とするカリキュラムマップが作成されていないため、課題となっている。そこで、静岡精華学園みらい躍進計画〔平成 28 年度～平成 32 年度〕を推進するための委員会組織「静岡精華学園みらい躍進計画推進特別委員会」が中心となり、平成 31 (2019) 年度より、カリキュラムマップを導入する予定である。

また、卒業研究を担当する教員に関するガイドラインの策定が直近の課題となっているため、教務委員会による協議を経て、平成 29 (2017) 年度中に課題を解決する。

さらに、シラバスの作成に関して、教務便覧内に作成要領はあるものの、授業担当教員が作成したシラバスを第三者による客観的な視点で点検する仕組みがないことが課題となっている。したがって、教務委員会を中心に平成 29 (2017) 年度中に検討を行い、平成 30 (2018) 年度のシラバス作成から、点検する仕組みを設けることとする。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3 の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

本学では、教職員協働による全学的な学修支援体制として、以下の制度の導入、取り組みを行っている。

1) 履修指導及び相談

各学部学科では、新入生及び 2～4 年生の全学生を対象としたオリエンテーションを入学当初、年度当初にかけて行っている。

新入生に対しては、各学科における全体的な教育内容とその計画及び学修の到達目標や大学での学習の基本姿勢を周知し、理解を図っている。

また、2～4 年生の学生に対しても、オリエンテーション期間に行われる各学科の「学科ガイダンス」において、学科担当教員が個々の学生に対して履修及び学習方法に関する相談、指導を行っている。さらに編入生については、卒業を見据えた単位認定状況等、適切な履修指導が必要なことから、個別対応を行っている（【資料 2-3-1】）。

2) オフィスアワー制度

オフィスアワーとは、学生と教員のコミュニケーションを充実させるために設けられた時間帯のことで、この時間帯には、学生からの授業内容等に関する質問や勉強の方法、さらには就職や将来の進路について個人的な相談を受けるために、教員が研究室で待機するシステムである。オフィスアワー制度が実施されていることを、学内の廊下、食堂、学生ロビーに掲示し、担当教員と曜日及び対応時間を明記している。

オフィスアワーは、授業及び試験期間中に設け、専任教員（特任教員を除く）が原則として **30** 分以上の時間を週 **2** 回または **90** 分の時間を週 **1** 回設けている（【資料 **2-3-2**】）。

3) 保護者懇談会

本学での学びと学生生活を伝えることを目的に保護者懇談会を開催している。しかし、近年、主体性に欠け、自ら学習計画が立てられない学生が増加しているため、本学の保護者懇談会は、教育機関と学生との関係にとどまらず、保護者を加えた三者による学修支援も意図している。

毎年実施する保護者懇談会では、保護者の役割を重視していることを訴えるとともに、教育内容・就職事情等の情報を伝え、日頃の疑問点や悩みを直接、教職員に相談可能な場を設けている。さらに、同窓の学生を持つ保護者同士が悩みを共有する等の役割も果たしている。なお、平成 **28** (**2016**) 年度は **198** 人の保護者の参加を得た（【資料 **2-3-3**】）。

4) 授業評価アンケートによる授業改善

本学では、大学の教育の質向上を図ること及び教育環境の整備に資する資料を得ることを目的とし、「学生による授業評価アンケート」を学期ごとに実施している。学生からの質問やコメントに対して、授業を担当する教員が授業改善に向けた取り組みを回答書として作成し、次年度の授業改善に役立てている（【資料 **2-3-4**】）。

5) 学生支援総合センター

学生が充実したキャンパスライフを送るため、学生生活においてさまざまな問題に直面した場合の総合相談窓口として学生支援総合センターを設置しており、授業の履修方法や試験、レポートの書き方等の学業に関する相談の他、パソコンの操作、資格取得、クラブ・サークル活動、人生相談等、さまざまな相談を受け付けている。基本的には、相談担当者が学生相談室に在室しているが、メールでの相談も受け付けている（【資料 **2-3-5**】）。

また、これらの対応により得た情報は、「気になる学生」として学生支援総合センター一長より各学科長へ提供している。学科長は、その情報を基に学科会議において対応を図っている（【資料 **2-3-6**】）。

6) 障害学生支援室

本学では、障害のある学生に対する支援のため、障害学生支援室を設置している。障害種別を越えた総合的な支援体制づくりを目標に、基本的には個別のニーズ、障害特性、病状に合わせた個別支援を基本として、室員として教員 4 人、職員 2 人が通常業務と兼任してその役割にあたっている。平成 28 (2016) 年度は、前期 19 人、後期 14 人、合計 33 人 (延べ人数) の障害学生に対する支援を行っている。具体的な支援としては以下のとおりである (【資料 2-3-7】、【資料 2-3-8】)。

①講義支援

ノートテイク、教室内最前席確保、資料拡大コピー、授業担当教員への病状等の周知 (途中退室・再入室への理解を含む)、講義内容録音、口頭説明の資料配布、教科書電子化

②定期試験支援

学生の学生・教務課への申請によって、別室受験、指示カード提示、試験時間延長、試験問題拡大、懐中電灯 (拡大レンズ) 等の持ち込みを許可し、環境の整備を実施している。

また、専門的技術が必要であるノートテイク・パソコン要約筆記に関しては、在学生の中から希望者を募り、授業科目「障害支援技術論」(半期 2 単位) や「ノートテイク養成講座」を実施することにより、ノートテイクの養成を行っている (【資料 2-3-9】)。

7) 学務システム「アクティブ・アカデミー」の導入と運用

本学では、学務システム「アクティブ・アカデミー」を運用し、このシステムで履修登録、成績閲覧、講義シラバス閲覧、開講、休講等の確認、各種申請書類の入手を図っている。学生は、入学時に交付したユーザーID 及びパスワードを入力してログインし、各種機能を活用することができる (【資料 2-3-10】)。

(3) 2-3 の改善・向上方策 (将来計画)

今後、よりきめの細かな学修支援を実現するためには、学生の授業科目ごとの出席状況、希望進路、修学記録等の情報を収集し、的確に活用する仕組みが欠かせない。このため、平成 28 (2016) 年度末、学生一人ひとりを知るために学生情報等の一元化 (学生カルテの機能の追加) を図った。しかし、現状、教員は上述のような指導に必要な情報を閲覧することができないため、きめの細かな学修支援に活用できていない。

したがって、平成 29 (2017) 年度、企画情報センターを中心に学生カルテ等の活用による学生支援の充実に向けた検討を行うこととする。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4 の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

1) ディプロマポリシー（学位授与の方針）

本学のディプロマポリシー（学位授与の方針）は、学生便覧、ホームページ及び大
学案内で学内外に発信している（【資料 2-4-1】、【資料 2-4-2】、【資料 2-4-3】）。

2) 学位審査手続き

学位については、学校教育法及び学位規則に基づき、静岡福祉大学学則に以下のと
おり定めている（【資料 2-4-4】）。

第 5 節 卒業及び学位

（卒 業）

第 40 条 本学に 4 年（第 15 条第 2 項、同条第 3 項、第 19 条又は第 20 条の規
定により編入学、転入学又は再入学した者については、第 21 条により定めら
れた在学すべき年数）以上在学し、別表第 3 に規定する各学科所定の卒業に必
要な単位以上を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定
する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

3 学長は、卒業の要件を満たす学生が国家試験受験資格取得、就職活動などの
理由により、引き続き在学を希望する場合、教授会の議を経て、卒業の延期を
許可することができる。

4 卒業の延期に関し必要な事項は、別に定める。

（学 位）

第 41 条 卒業した者には、次の区分に従い、学士の学位を授与する。

社会福祉学部	福祉心理学科	学士（福祉心理学）
	医療福祉学科	学士（医療福祉学）
	健康福祉学科	学士（健康福祉学）
子ども学部	子ども学科	学士（子ども学）

3) 卒業要件

各学部学科の卒業要件の詳細は、以下のとおりである（【資料 2-4-5】）。

社会福祉学部 福祉心理学科

科目区分		修得単位
基礎科目	外国語科目	4 単位以上
	総合基礎科目	20 単位以上
	基盤情報科目	2 単位以上
	計	26 単位以上
専門科目	社会福祉科目 I・II 群	10 単位以上
	心理科目	12 単位以上
	精神保健科目	4 単位以上
	保育科目	0 単位以上
	他学科開講科目	0~10 単位
	卒業研究	0~8 単位
	計	26 単位以上
基礎科目または専門科目から		72 単位以上
合計		124 単位以上

※卒業単位 124 単位以上

※キャリア支援 I～III-A・B 6 単位必修

社会福祉学部 医療福祉学科

科目区分		修得単位
基礎科目	外国語科目	4 単位以上
	総合基礎科目	16 単位以上
	基盤情報科目	6 単位以上
	計	26 単位以上
専門科目	社会福祉科目 I・II 群	10 単位以上
	福祉情報科目	4 単位以上
	医療福祉科目 I・II・III 群	12 単位以上
	他学科開講科目	0~10 単位
	卒業研究	0~8 単位
	計	26 単位以上
基礎科目または専門科目から		72 単位以上
合計		124 単位以上

※卒業単位 124 単位以上

※キャリア支援 I～III-A・B 6 単位必修

静岡福祉大学

社会福祉学部 健康福祉学科 (2014 年度入学者)

科目区分		修得単位
基礎科目	外国語科目	4 単位以上
	総合基礎科目	20 単位以上
	基盤情報科目	2 単位以上
	計	26 単位以上
専門科目	社会福祉科目 I・II 群	10 単位以上
	介護福祉科目 I・II 群	12 単位以上
	健康福祉科目	4 単位以上
	他学科開講科目	0~16 単位
	卒業研究	0~8 単位
	計	26 単位以上
基礎科目または専門科目から		72 単位以上
合計		124 単位以上

※卒業単位 124 単位以上

※キャリア支援 I～III-A・B 6 単位以上

※人間の尊厳と自立 2 単位必修

※健康科学概論 2 単位必修

社会福祉学部 健康福祉学科 (2015～2017 年度入学者)

科目区分		修得単位
基礎科目	外国語科目	4 単位以上
	総合基礎科目	20 単位以上
	基盤情報科目	2 単位以上
	計	26 単位以上
専門科目	社会福祉科目 I・II 群	10 単位以上
	介護福祉科目 I・II 群	12 単位以上
	健康福祉科目	4 単位以上
	他学科開講科目	0~16 単位
	卒業研究	0~8 単位
	計	26 単位以上
基礎科目または専門科目から		72 単位以上
合計		124 単位以上

※卒業単位 124 単位以上

※キャリア支援 I～III-A・B 6 単位以上

※健康科学概論 2 単位必修

子ども学部 子ども学科

科目区分		修得単位
基礎科目	人文科学・社会科学・自然科学	4 単位以上
	外国語	2 単位以上
	スポーツ	4 単位以上
	総合基礎	6 単位以上
	基盤情報	2 単位以上
	計	18 単位以上
専門科目	専門科目	106 単位以上
他学部他学科の 基礎科目または専門科目		0~16 単位 (基礎科目または 専門科目に算入)
合 計		124 単位以上

※卒業単位 **124** 単位以上

※基礎科目 各 **1** 単位必修

キャリア支援 I -A、キャリア支援 I -B、キャリア支援 II -A、キャリア支援 II -B
キャリア支援 III -A、キャリア支援 III -B

※基礎科目 各 **2** 単位必修

生活と健康、スポーツ実習

※専門科目 各 **1** 単位必修

子どもと運動 I、子どもと運動 II、保育内容（健康 I）、
保育内容（人間関係 I）、保育内容（環境 I）、保育内容（言葉 I）、
保育内容（表現 I）、保育内容（健康 II）、保育内容（人間関係 II）、
保育内容（環境 II）、保育内容（言葉 II）、保育内容（表現 II）

※専門科目 各 **2** 単位必修

国語、子どもと言葉、生活、音楽 I、音楽 II、音楽 III、造形表現 I、
造形表現 II、教職・保育者論、教育原理、発達心理学、障がい児保育、
教育社会学、保育内容総論、教育方法論、幼児理解の理論と方法、
保育・教育相談、保育原理、子ども家庭福祉、保育実践入門、卒業研究 I

※専門科目 各 **4** 単位必修

教育・保育課程論、卒業研究 II

4) 単位認定

①履修登録

履修登録では、各自で年間の受講計画を立てて、講義を受講し試験を受けて、単位を修得する意思を示すことを課している。したがって、カリキュラム内容を把握し、卒業・取得希望資格等を考慮して、年間の受講計画を記載して履修登録をする必要がある。

本学では、前期の履修登録時に後期科目も履修登録することを基本としているが、後期履修変更期間に変更を認めている。前期と後期にそれぞれ履修登録確認期間があり、登録の訂正は当該期間中に行う必要がある。前年度に単位が修得できなかった科目は、再度履修することができる。ただし、修得済みの科目は再履修することができない（【資料 2-4-6】）。

②単位修得について

単位修得については、筆記試験及びレポート他、本学において実施する試験に合格しなければならない。科目によっては、各種検定試験の結果に基づき単位認定が行われる場合がある。また、所定の期間、在学しても、履修上の不備や出席日数の不足等により、単位数が不足している場合は、卒業が認定されず留年となる。なお、「単位数が不足している」状態とは、総単位数が不足していることだけでなく、科目群ごとの最低修得単位数が不足している場合や必修科目が不合格である場合も含む（【資料 2-4-6】、【資料 2-4-7】）。

5) 成績評価について

各授業科目の学業成績は、学期末の試験（筆記・レポート（論文・作品）・実技・実験・実習等）の成績、平素の学習状況（出席、遅刻等）等を総合して、授業担当教員が評価を行う。成績評価の基準・方法については、授業科目ごとにシラバスに明記している。

成績評価は「秀・優・良・可・不可、履修中・認定」をもって表し、可以上を合格、不可を不合格としている（【資料 2-4-7】）。

なお、平成 25（2013）年度をもって、再試験を行わないこととし、定期試験の成績評価について厳密化を図った。

①相談援助実習評価の仕組み（実習先と大学の協働により公平性を担保）

社会福祉士養成における相談援助実習の成績評価については、学内で開講する科目の評価とは異なり、実習配属先施設・機関の指導者による評価が重要となる。社会福祉演習実習委員会では、実習による学習成果の到達度評価の基準について、客観性を確保するため、配属実習施設・機関の評価及び実習日誌の記述内容をベースにしつつ、実習担当教員（実習指導クラス担当教員及び巡回指導担当教員）の合議により最終的な評価を決定することとしている。そのための評価方法として、「実習施設・機関が、実習の様子・実習日誌を基に評価する実習評価票」「実習巡回担当教

員による巡回指導」「実習日誌」を用いている（【資料 2-4-8】）。

②精神保健福祉援助実習評価

精神保健福祉士養成における実習（精神保健福祉援助実習）でも、精神科医療機関及び障害福祉サービス事業所における評価に関し、「実習施設・機関が実習の様子・実習日誌を基に評価する実習評価票」「実習巡回指導教員による巡回指導」「実習日誌」等を用いて行っている。これらの評価を精神保健福祉実習委員会において検討している（【資料 2-4-9】）。

③介護福祉実習評価

健康福祉学科の介護福祉実習は、1年次から3年次までの積み上げによる現場実習により実施しており、実習の評価においては、上記相談援助実習と同様に学内開講する科目とは異なり、実習指導者の評価及び実習巡回担当教員による事前指導、訪問指導、事後指導を総合的に調整し、介護実習委員会において評価を実施している（【資料 2-4-10】）。

④保育実習評価

社会福祉学部福祉心理学科保育心理コースの保育実習の評価については、上記の各実習と同様に、実習配属先と実習指導担当教員の評価により、最終的な評価を決定している。具体的には、実習先の実習評価、実習日誌の評価、個別指導担当教員による評価（巡回指導を含む）の3つを点数化し、保育実習委員会において最終評価の確認を行っている（【資料 2-4-11】）。

なお、平成 27（2015）年度に設置した子ども学部子ども学科における保育実習は、2年次と3年次に実施（最初の保育実習は、平成 28（2016）年度の春季（平成 29（2017）年2月）に実施）したが、同様の基準で評価を行った。

⑤診療情報管理士に係る病院実習評価

医療福祉学科の診療情報管理士に係る病院実習は、3年次に実施されており、実習の評価においては、実習指導者の評価及び実習巡回担当教員による事前指導、訪問指導、事後指導を総合的に調整し、診療情報管理士養成委員会による評価を実施している（【資料 2-4-12】）。

⑥教育実習評価（高等学校教諭一種免許状「福祉」）

高等学校教諭一種免許状「福祉」取得のための教育実習は、3年次末までに教科に関する科目、教職に関する科目及び教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目を履修した後、4年次に実施している。実習の評価は、教育実習事前指導及び実習先の評価、教育実習日誌・レポート、実習巡回指導者による評価等を総合的に調整して実施している（【資料 2-4-13】）。

⑦幼稚園教育実習評価

平成 27 (2015) 年度に設置した子ども学部子ども学科における幼稚園教育実習は、3 年次と 4 年次に実施（最初の幼稚園教育実習は、平成 29 (2017) 年度の春季（平成 30 (2018) 年 2 月）に実施）される。評価に関しては、既述した保育実習評価と同様の基準、すなわち、実習先の実習評価、実習日誌の評価、個別指導担当教員による評価（巡回指導を含む）の 3 つを点数化することで評価し、保育実習委員会で最終確認を行う予定である。

6) GPA 制度

本学では、学業成績評価を 5 段階評価とするとともに、GPA 制度による成績評価を実施している（【資料 2-4-14】）。

①GP の計算方法

学年ごとに授業科目の成績を 5 段階（秀、優、良、可、不可）で評価し、それぞれに対して、以下の GP を与える。

成績評価	秀	優	良	可	不可
評 価	S	A	B	C	D
G P	4.0	3.0	2.0	1.0	0

②GPA の計算式

【学年 GPA】

$$\frac{4.0 \times S \text{ の修得単位数} + 3.0 \times A \text{ の修得単位数} + 2.0 \times B \text{ の修得単位数} + 1.0 \times C \text{ の修得単位数}}{\text{総履修登録単位数（「D」の単位数を含む）}}$$

【通算 GPA】

$$\frac{\text{（各学年に評価を受けた科目で得た取得ポイントの合計）の総和}}{\text{（各学年に評価を受けた科目の単位数の合計）の総和}}$$

注 1 取得ポイントとは、「（評価を受けた科目で得た GP）×（その科目の単位数）」である。

注 2 GPA の計算は、小数点第 3 位を四捨五入するものとする。

③GPA 制度導入に伴う注意事項

履修登録変更期間を過ぎて履修登録の取消しや変更は認められないので、登録した科目を途中放棄した場合や未受験であっても評価（不可）を受けた科目として単位数が計算される。

④GPA 制度の活用方法

本学における、GPA 制度の活用方法は以下のとおりである。

- a. 科目の過剰登録を防ぎ学習時間を確保するため **CAP** 制を導入し各学年で履修登録可能な単位数の上限を年間 **50** 単位と定めているが、直前の学年の **GPA** が **3.4** 以上の者については、年間 **56** 単位まで履修登録を認めている（【資料 2-4-15】）。
- b. 本学独自の奨学金である「特待生奨学金」において、成績優秀者を決定する指標として **GPA** の学年順位を採用している（【資料 2-4-16】）。
- c. 経済的援助を必要とする者に対する「一般奨学金」の選考において、**GPA** を参考資料として採用している（【資料 2-4-16】、【資料 2-4-17】）。
- d. 授業料を 4 年間全額減免する「特別スカラシップ」においては、2 年次以降の減免条件者を **GPA3.2** 以上としている（【資料 2-4-18】）。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学における単位認定、卒業・修了認定等の仕組みは問題なく機能しているが、近年課題となっているのは、発達障害等を含む学修上の課題を抱えた学生の評価法である。学生一人ひとりの状況が多岐にわたることから、合理的な配慮や評価をいかに実施していくかが課題となっている。平成 **28**（**2016**）年度より教務部長及び学生支援総合センター長を中心に今後の支援策の検討を進めているが、現在も継続中である。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5 の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

1) キャリア形成支援教育及び就職支援

① キャリア形成支援教育

社会福祉学部においては、1 年次から 3 年次まで必修科目として「キャリア支援 I-A、I-B」「同 II-A、II-B」「同 III-A、III-B」を設けている。

まず 1 年次前期の「キャリア支援 I-A」は、キャリア教育の第一歩といえる高等教育機関における自己管理能力等の涵養を目的とし、大学基礎学にはじまり、コミュニケーション、社会と仕事についての基礎知識、グループワークを通じた自己と他者の理解等を内容としている。1 年次後期の「キャリア支援 I-B」は、「社会人になるための情報収集と自己表現法を学ぶ」をテーマとし、社会人として働くことの意味や社会への関心を高めること等について自己覚知させる内容である（【資料 2-5-1】）。

次に 2 年次前期の「キャリア支援 II-A」では、学生生活におけるキャリアデザ

インを通して社会人としての基礎力を理解させ、2年次後期の「キャリア支援Ⅱ－B」では、知識の習得にとどまらず集団討論や自らのキャリアデザインの発表により、社会人としての基礎力を確実に身につけることを目指している（【資料 2-5-2】）。

また3年次前期の「キャリア支援Ⅲ－A」は、より現実的な就職活動に焦点を絞り、「就職試験で内定を勝ち取るための基礎力をつくる」ことをテーマとし、3年次後期の「キャリア支援Ⅲ－B」は、本学内で開催する「学内企業施設研究セミナー」への参加を就職活動実践編として位置づけている（【資料 2-5-3】）。

一方、4年次に設けている「キャリア支援Ⅳ－A、Ⅳ－B」は選択科目であり、時事問題解説「日本の今・世界の今を読み解く」をテーマに、現代社会との関わりを意識し、自らが考え、行動するという主体性の確立を目指した内容である（【資料 2-5-4】）。

なお、子ども学部においては、必修科目「キャリア支援Ⅰ－A、Ⅰ－B」「キャリア支援Ⅱ－A、Ⅱ－B」を社会福祉学部と同様の内容で設けている。「キャリア支援Ⅲ－A、Ⅲ－B」は、平成29（2017）年度から開講する必修科目であり、専門的知識が得られる教育プログラムを用意した。（【資料 2-5-5】）。

②就職支援

平成29（2017）年3月の卒業生についての、同年5月1日現在の就職率は、【表 2-10】のとおり92.2%である。

平成29（2017）年卒業生の進路先の状況は、【表 2-11】が示すとおり、福祉施設や病院等の医療・福祉現場への就職が97人と卒業生全体の57.1%を占めており、福祉系大学ならではの傾向が顕著である。

これらの数字を達成する上で一定の役割を果たしているのが事務部キャリア支援課である。キャリア支援課では、授業科目であるキャリア支援Ⅰ～Ⅲの授業をサポートするほか、以下の行事等を開催している。

a. 学内企業施設研究セミナー（【資料 2-5-6】）

平成28（2016）年度は12月7日に実施し、合計65の企業・自治体・福祉施設が参加した。

b. キャリア・コンサルタントによる就職相談（【資料 2-5-7】）

グループ毎の個別対応で、4年生については一人の学生につき夏休み前の平成28（2016）年4月から7月の4か月間に合計3回及び夏休み後は必要に応じて実施し、延べ666人の学生に対応した。3年生については平成29（2017）年の2月から3月にかけて一人1回ずつ実施し、187人の学生に対応した。

c. 就職活動リスタート講座（【資料 2-5-8】）

その段階で未内定の学生を対象に、平成28（2016）年度は夏季休業期間中の8月に合計4回実施した。

d. 学内企業施設単独説明会（【資料 2-5-9】）

平成 28（2016）年度は 6 月 15 日に社会福祉法人横浜やまびこの里、社会福祉法人横浜共生会及び社会福祉法人すみなす会、6 月 22 日に遠鉄エスポ、7 月 15 日に静岡県警察、10 月 27 日に株式会社ツクイ、社会福祉法人湖星会が来学し、希望する学生を対象に個別に説明会を実施した。

2) 国家試験受験支援を含む資格取得支援

本学は、その使命である「実践力のある福祉・教育専門職の養成を通じて福祉社会を実現する」に基づき、国家資格をはじめ各種資格を取得することに力を入れており、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士、診療情報管理士等、社会において専門家として認められ、かつ、実際の職務に役立つ資格が取得できる教育体制を整備している。そして単に養成課程が「ある」というだけでなく、国家試験受験対策等資格を実際に取得するための支援も行っている（【資料 2-5-10】）。

①国家資格試験受験支援

社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士等の国家資格試験対策に関する諸事業を実施し国家資格試験合格を支援するための学内組織として国家資格試験対策センターを設置しており（【資料 2-5-11】）、特に、社会福祉士及び精神保健福祉士国家試験受験については、以下の支援を展開している。

a. 社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験対策講座の開催

国家試験受験対策講座は、本学が外部業者に委託し、学生に対して受講料無料で開講している。平成 28（2016）年度は、社会福祉士及び精神保健福祉士国家試験共通科目並びに社会福祉士国家試験専門科目の合計 19 科目につき、5 月から 1 月中旬までの間で練習問題を中心に解答の解説を通じて講座を実施した（【資料 2-5-12】）。

b. その他の講座等の開催

その他の支援講座として、国家試験対策スタートアップ講座（平成 28（2016）年度は 5 月に実施）、ワンポイント講座（平成 28（2016）年度は 9 月に実施）、及びファイナルチェック（平成 28（2016）年度は 1 月に実施）を設けている。

また、各種模擬試験（平成 28（2016）年度は 5 月に学内模擬試験（国家試験対策スタートアップ講座内で実施）、8 月に中央法規出版の全国模擬試験、10 月に社会福祉士養成校協会及び精神保健福祉士養成校協会が主催する全国統一模擬試験、12 月に東京アカデミーの全国模試をそれぞれ実施）を実施している。

さらに、試験対策用図書として 61 冊（介護福祉士対策も含む）を購入し学習支援室に設置し、自習できる体制を整えた（【資料 2-5-13】）。

これらの支援の結果として、平成 29（2017）年の第 29 回社会福祉士国家試験においては新卒合格者数が 10 人となり、また平成 29（2017）年の第 19 回精神保健

福祉士国家試験では、新卒合格者数 **9** 人という成果になった (【資料 2-5-14】)。

②その他の資格取得支援

a. 介護福祉士、保育士、診療情報管理士

本学の健康福祉学科における所定の課程を修めて卒業することにより取得できる国家資格の介護福祉士は、平成 **29** (2017) 年 **3** 月には **25** 人が資格を取得して卒業した。平成 **29** (2017) 年度から取得方法が変更となり、国家試験受験資格付与となるため、国家試験対策講座の検討を行った (【資料 2-5-15】)。

また、国家資格の保育士に関しては、本学の福祉心理学科保育心理コースあるいは子ども学科に在籍していない学生の場合、自主的に国家試験を受験して取得を目指すことになるが、国家試験の筆記 **8** 科目のうち **5** 科目については **11** の学内開講科目で受験の支援を行っているほか、残り **3** 科目についても子ども学科の **4** つの学内開講科目への聴講体制を整えている。また実技試験となるピアノについても実技指導を受けることが可能である。さらに言語表現及び造形表現、筆記試験に関して、本学教員による個別指導を実施している。このように保育士の資格取得に力を注いだ結果、平成 **28** (2016) 年度は **1** 名が合格し、保育士資格を取得した (【資料 2-5-10】)。

一方、日本病院会が付与する民間資格の診療情報管理士については、静岡県内唯一の認定指定校として本学の医療福祉学科に所定の課程を整備しており、平成 **23** (2011) 年度は **3** 人、平成 **24** (2012) 年度は **6** 人、平成 **26** (2014) 年度は **7** 人、平成 **27** (2015) 年度は **1** 人、平成 **28** (2016) 年度は **4** 人の合格者を輩出した。なお、卒業後に受験した卒業生も **3** 人が合格している。

b. 介護職員初任者研修

国家資格ではないが、修了することによって高齢者を中心とする介護福祉施設等への就職が有利になる等、キャリアアップに有効な介護職員初任者研修については、本学の後援会が受講費用を援助することにより支援している。平成 **28** (2016) 年度は夏季・春季の授業休業期間に研修会が開かれ、合計 **15** 人が受講し、資格を取得した (【資料 2-5-16】)。

3) インターンシップ

文部科学省・厚生労働省・経済産業省が平成 **9** (1997) 年 **9** 月 **18** 日付(平成 **26** (2014) 年 **4** 月 **8** 日一部改正) で通知した「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」(【資料 2-5-17】)によればインターンシップの形態は概ね **3** つに類型化されているが、そのうちの「イ 大学等の正規の教育課程として位置づけ、現場実習等の授業科目とする場合」には本学の社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士、診療情報管理士、高等学校教諭(一種免許状)それぞれの養成課程における各実習が当てはまる。事実、実習した施設・機関へ実際に就職する学生がいる他、実習によって仕事内容への理解が深まり職務遂行への意欲や動機づけも高められている。

①相談援助実習

社会福祉士を取得するための相談援助実習は、本学では、原則として3年次の夏季120時間以上（概ね16日間程度）、3年次の春季に90時間以上（概ね12日間程度）行うことになっており、平成28（2016）年度は、合計68か所の施設・機関で延べ91人が実習を行った。また、実習を遂行する力量を養う授業科目として相談援助実習指導が設けられており、1クラス20人以下の少人数により事前の準備から事後の振り返りに至る総合的な指導がなされている（【資料2-5-18】、【資料2-5-19】）。

②精神保健福祉援助実習

精神保健福祉士を取得するための精神保健福祉援助実習は、新カリキュラムによって精神科医療機関の実習を必須とし、本学では3年次の春季に90時間以上、4年次の夏季に90時間以上（合計210時間）行うことになっており、平成28（2016）年度は、合計25か所の施設・医療機関で延べ43人が実習を行った。また、実習を遂行する力量を養う授業科目として精神保健福祉援助実習指導A・B・Cが設けられており、事前の準備から事後の振り返りに至る総合的な指導がなされている（【資料2-5-19】、【資料2-5-20】）。

③介護福祉実習

介護福祉士を取得するための介護福祉実習は、本学では1年次の春季に80時間以上、2年次の夏季に160時間以上、3年次の夏季に200時間以上行うことになっており、平成28（2016）年度は、合計53か所の施設で延べ134人が実習を行った。また、実習を遂行する力量を養う授業科目として介護総合演習A・B・C・Dが設けられており、事前の準備から事後の振り返りに至る総合的な指導がなされている（【資料2-5-19】、【資料2-5-21】）。

④保育実習

【社会福祉学部福祉心理学科・保育心理コース】

社会福祉学部において保育士を取得するための保育実習は、本学では2年次の春季に概ね10日、3年次の夏季又は春季のいずれかに概ね10日、4年次に概ね10日行うことになっており（いずれも実習期間は厚生労働省の定める「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」に基づき10～12日、時間としては80～90時間以上を設定している）、平成28（2016）年度は20か所の施設で50人が実習を行った。また、実習を遂行する力量を養う授業科目として保育実習指導A・B・C・Dが設けられており、事前の準備から事後の振り返りに至る総合的な指導がなされている（保育心理コースは平成26（2014）年度生が最終学年であるため、平成28（2016）年度の保育実習は3年次及び4年次実習のみ、保育実習指導はB～Dのみ実施された）（【資料2-5-22】、【資料2-5-23】）。

【子ども学部子ども学科】

子ども学部において保育士を取得するための保育実習は、本学では2年次の春季に概ね10日、3年次の夏季に概ね10日、3年次の春季に概ね10日行うことになっており（いずれも実習期間は厚生労働省の定める「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」に基づき10～12日、時間としては80～90時間以上を設定している）、平成28（2016）年度は23か所の施設で26人が実習を行った。また、実習を遂行する力量を養う授業科目として保育所実習指導Ⅰ・Ⅱ、施設実習指導Ⅰ・Ⅱが設けられており、事前の準備から事後の振り返りに至る総合的な指導がなされている（子ども学科は平成27（2015）年度入学者が第一期生であるため、平成28（2016）年度の実習は2年次実習のみ、実習指導は保育所実習指導Ⅰのみ実施された）（【資料2-5-24】、【資料2-5-25】）。

⑤病院実習

診療情報管理士を取得するための病院実習は、本学では3年次夏季に90時間以上行うことになっており、平成28（2016）年度は6か所の医療機関で10人が実習を行った。また、実習を遂行する力量を養う授業科目として病院実習指導が設けられており、事前の準備から事後の振り返りに至る総合的な指導がなされている（【資料2-5-19】、【資料2-5-26】）。

⑥教育実習

高等学校教諭一種免許状「福祉」を取得するための教育実習は、本学では4年次の6月と9月のどちらかに2週間行うこととなっており、平成28（2016）年度は2人が実習を行った。また、実習を遂行する力量を養う授業科目として教育実習指導事前・事後指導が設けられており、①教育実習の目的・目標について自覚する、②教育実習の内容について理解する、③教育実習に臨む構えを築く、④実習経験を考察評価し、更なる学びにつなげていけるよう工夫している（【資料2-5-27】、【資料2-5-28】）。

一方、前出の3つの類型中、「ハ 大学等と無関係に企業等が実施するインターンシップのプログラムに学生が個人的に参加する場合」については、県内の福祉施設、民間企業等から活動プログラムの紹介があり、本学では、3年生の必修科目である「キャリア支援Ⅲ」の授業において積極的に応募を呼びかけた。なお、平成28（2016）年度にインターンシップ活動プログラムに関し、本学に応募したのは、株式会社エキスパートパワーシズオカ、公益財団法人静岡県文化財団、駿東郡清水町役場、株式会社サンロフト、株式会社イノベーションオブメディカルサービス、株式会社杏林堂薬局、社会福祉法人誠信会、静岡県中小企業家同友会、遠州鉄道株式会社及び社会福祉法人八生会である（【資料2-5-29】）。こうした企業側からのアプローチに対して、既に上述した専門職としての実習系授業が設けられ、その延長線上に就職を見据えていることもあって、本学の学生の応募意欲はそれほど高くない。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

1) キャリア形成支援教育及び就職支援

本学は高い就職率を挙げているものの、就職希望者全員が就職できているわけではない。また、自分自身が心身上の支援を必要としていること等により、必修科目であるキャリア支援Ⅰ～Ⅲの単位を修得できない学生が存在している。そこで、当該学生に対して的確な支援ができるように、キャリア支援課、1年次のキャリア支援Ⅰを担当する教員及び障害学生支援室が連携して、支援ニーズを抱える学生を迅速に把握し、学生の情報を共有することとしている。

そのほか企画情報センターが管理するアクティブアカデミーは、現在、学生データ管理の一元化を進めている。平成 28 (2016) 年度末には新たに修学ポートフォリオ機能が加わり、就職支援活動についても利用範囲が広がった。そこで次なるステップとして、就職先別等のデータ分析を通じて検討を進める。なお平成 29 (2017) 年度は、現在利用しているシステムに関して、総合的かつ統合的な仕組みへと改善に向けて検討を始めている。

2) 国家試験受験支援を含む資格取得支援

平成 29 (2017) 年、社会福祉士国家試験合格者数において本学は前年を下回った。その原因を特定することは難しいが、外部業者による対策講座への出席率が少しずつ低くなってきていた状況等から、受験生が勉強へのモチベーションを維持し続けることが困難になってきたことが原因の一つではないかと推察される。そこで、今後も外部業者による対策講座を継続する（委託した業者の講座受講生は全国的に合格率が高い）とともに、受験勉強は自ら毎日行うことが基本である点をスタートアップ講座で周知する、個々の学生に一週間の学習予定表を作成させる、対策講座においては予習復習を義務づける、国家資格試験対策センターの委員である教員が外部業者の対策講座へこまめに顔を出して学生と共にある姿勢を見せ続ける、対策講座への出席や模擬試験等の成績が芳しくない学生を早期に把握して個別面談等を通じバックアップする等、自主的に勉強する枠組みの構築や、勉強へのモチベーションをアップさせるような取り組みを行っていく。なお、このことは精神保健福祉士においても同様である。

福祉分野の三大国家資格の一つである介護福祉士については、卒業時に資格取得が可能な仕組みであったが、平成 29 (2017) 年度から国家試験の受験資格付与という仕組みに変更された。そこで、効果的な介護福祉士の国家試験対策の在り方に関し、平成 28 (2016) 年度の国家資格試験対策センターにおいて検討し、平成 29 (2017) 年度より対策講座を実施することとなっている。

また保育士に関しては、本学の福祉心理学科保育心理コースあるいは子ども学科に在籍していない社会福祉学部の学生が毎年数名、保育士国家試験を受験している。児童福祉施設への就職を希望する学生の受験が主であり、福祉や心理の基礎を学んだ学生が保育士となって社会に出ていくことには意義がある。引き続き、学内開講科目の受講推奨、音楽表現の実技指導及び本学教員による個別指導を実施することで、資格取得希望者が合格できるような支援を行っていく。

一方、診療情報管理士については平成 27 (2015) 年度の合格者は 1 人であったが、

平成 28 (2016) 年度においては、合格者が 4 人になった。今後も受験対策を強化するために、平成 28 (2016) 年度に実施した医療福祉学科の担当教員による受験対策 (【資料 2-5-30】)、スマートフォンによる学習システムを行う等、継続して合格者を輩出することを目指していく。

3) インターンシップ

社会福祉士及び精神保健福祉士の資格取得は福祉・医療の職場に就職する上で有利に働くことから、両方の資格取得を希望する学生も増えている。その一方、社会福祉士の相談援助実習は、養成校側担当教員の要件及び実習を受け入れる施設・機関の実習指導者要件が厳しくなり、実習受入施設・機関の範囲も狭くなった。さらに精神保健福祉援助実習についても同様の要件が必要になり、本学においても資格取得を希望する学生全員の配属可能な実習施設・機関の確保が課題となっている。また、支援ニーズを抱える学生が増加している現状から、実習の円滑な遂行につまずく学生も一定数存在しており、それら支援ニーズを持つ学生を如何に支援するかが重要な課題となっている。

そこで、実習施設・機関の新規開拓を強化するため、福祉実習指導センターを中心にした「足を使った新規開拓」を積極的に推進した結果、平成 28 (2016) 年度の新規登録施設は、社会福祉士については 5 か所の新規実習先を確保した (【資料 2-5-31】)。これについては、今後とも取り組みを継続していくことが肝要である。

また、支援ニーズを抱える学生への対応としては、従来からの少人数クラスでの指導に加え、個別の面談を増やす等個別指導を強化して個々の学生のニーズに寄り添うとともに、個々の学生の心身状態に合わせ、必要に応じて専門職志向を方向転換させる等、より丁寧に行うこととしている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6 の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

1) シラバスによる達成状況の点検と評価

「福祉に関する高い知識と優れた技能を併せ備えた、有能にして社会の要請に応え得る有為な人材を養成する」という本学の目的の達成状況は、授業科目ごとに点検される必要がある。シラバスには、各授業科目において学生が到達すべき目標が明記され、学生は達成の度合い等授業科目ごとに設定された評価尺度に基づき、成績評価を受ける (【資料 2-6-1】、【資料 2-6-2】)。

2) 達成状況の点検と評価方法の工夫・開発としての個別面談

社会福祉士養成科目「相談援助実習指導」では、評価の方法として形成的評価を開発し、活用している。具体的には、授業の終了時だけでなく、学修過程において学生の理解状況を把握するために個別面談を実施するというものである。その目的は、学生一人ひとりが教育目標を適切に理解し、達成可能かどうかを教員と学生の双方が確認する点にある。すなわち、学生が自らの資質を確認し、対人援助専門職としてふさわしいかどうかを客観的に理解することにより、職業上のミスマッチを防ぐとともに、本学の目的に謳った「有為な人材」たりうるかどうかについて自己覚知させることを目指している（【資料 2-6-3】、【資料 2-6-4】）。

3) 福祉系の委員会による点検と評価方法の工夫・開発

福祉分野の社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士及び保育士、そして教育分野の幼稚園教諭が国家資格であることは、本学の目的に明記する「高い知識と優れた技能を併せ備えた、有能」な専門職であることの明証と言ってもよい。そこで、各資格と免許に関連する社会福祉演習実習委員会、精神保健福祉実習委員会、介護福祉実習委員会、保育実習委員会を設置し、さらには民間資格である診療情報管理士においても診療情報管理士養成委員会を設置して、ほぼ定期的に会議を開催するなかで教育目的の達成状況に関する点検・評価を実施している。また、併設する福祉実習指導センター及び保育実習指導センターでは、常時、学生面談に応じているほか、センター所属教職員が上記委員会の構成員として関わっている（【資料 2-6-5】、【資料 2-6-6】、【資料 2-6-7】）。

4) 授業評価アンケートによる点検と評価

前期と後期には、全授業科目において学生によるマークシート方式の授業評価アンケートを実施している。アンケートの内容は、教育目的の達成状況を学生の視点で評価するもので、自らの意欲・動機のみならず、教員の指導法についてもチェックする項目群で構成されている。全教員の平均値を含むレーダーチャート形式で整理・分析されているため、評価結果が一目瞭然であり、達成状況を客観的に把握することが可能である（【資料 2-6-8】）。

5) 学生生活調査による点検と評価

毎年実施する学生生活調査では、教育目的の達成状況に関連する学生の学習状況を把握する項目を設けている。それらの調査結果は「学生生活調査報告書」と題した冊子にまとめ、全ての専任教員に配布している（【資料 2-6-9】）。

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

1) 年度当初における個別面談

年度当初に履修ガイダンスを設け、個別対応の履修指導を実施している。一人の教員が数人の学生を担当し、新入生については個々の学生の興味、関心に沿った適切な

履修計画を立てることができるように指導を実施している。特に2年次以上の学生については、前年度までの履修状況を踏まえて、例えば資格取得を目指している場合は年次ごとの必修科目の取得状況を確認する等、卒業に向けて確実に履修を終えるよう指導している。いわばコース設計の実施と検証であり、これらの指導を通じて、学生一人ひとりが本学の教育目的を達成しているかどうかを確認し、教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けた評価結果のフィードバック機能を果たしている（【資料 2-6-10】）。

2) 実習関連委員会によるフィードバック機能

本学は実習教育を重視する福祉系の高等教育機関だけに、実習関連の各委員会が教育目的の達成状況の点検・評価方法や指導方法の改善に向けた合議に基づくフィードバック機能を果たしている。具体的には、学生の成績評価に関し、尺度の妥当性に関する議論を通じて、ややもすると教員間で偏りがちな評価方法の改善を図り、各教員にフィードバックを行っている。

例えば、平成26（2014）年度からは、少人数を対象とする社会福祉実習授業「相談援助実習」において、学生の達成度に関し、主観的評価にならないよう客観的かつ評価の数値化を通じた平準化を図っているが、一連の改善へのプロセスは全ての教員に共有されることによって学生への指導方法に活かされている（【資料 2-6-11】）。

3) 実習先との連携によるフィードバック

実習先である施設・機関には「実習の手引き」を配布し、実習後の成績評価はもちろん、実習期間中であっても教育目的の達成状況の点検と評価についての改善努力を依頼している。学生に課題が発見されたときは、巡回担当教員と現場の実習指導者（施設職員）の間で、実習教育のプログラムや指導法に関するすりあわせを行い、教育目標の達成を図る方法についての確認作業を実施している（【資料 2-6-12】、【資料 2-6-13】）。

4) 授業評価アンケートによるフィードバック

授業評価アンケートの目的は、担当教員が自らの評価について客観的に把握するだけでなく、改善方法を検討し、授業にフィードバックする点にある。例えば、シラバスに沿って授業が展開されていない場合は、前期と後期に各1回ずつ実施される授業評価アンケート中の評価項目である「授業はシラバスに沿って進められた」の結果に基づき、改善を義務づけている。また、授業内で回答したアンケート用紙は、収集から封入、封緘まで、学生の代表が行うという方法に変更し、不正防止に努めている（【資料 2-6-8】）。

(3) 2-6の改善・向上方策（将来計画）

教育目的の達成状況の評価については、客観性と公平性を担保しつつ、どのような尺度を通じて評価するのか、工夫・改善の余地がある。そこで平成28（2016）年度においては、企画情報センターが中心となり、まず学生の能力評価を含む修学カルテを試行

的に導入する計画であった。その上で、将来的には諸データから明らかになった課題を整理し、教育目標の達成状況の評価とフィードバックを効果的に実施するための分析を行う予定であったが、実施に至らなかったため、平成 29 (2017) 年度以降に延期することとした。

また学生の授業評価アンケートについては、FD 委員会が中心となり、平成 28 (2016) 年度にアンケート項目の点検と評価のフィードバックの在り方について検討を行ったが、結論に達しなかった。平成 29 (2017) 年度中には改善したい。

2-7 学生サービス

《2-7 の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7 の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

(2) 2-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

1) 学生生活支援

本学は、委員会組織のひとつであり、学生部長を委員長とした「学生厚生委員会」、学生が中心となっている組織「学友会」、センター組織のひとつ「学生支援総合センター」が学生生活支援の中心的役割を担っている。

① 学生厚生委員会と学友会

学生厚生委員会は、学友会の機関である「代議員会」「体育会・文化会」「大学祭実行委員会」「会計監査委員会」「卒業行事委員会」の日常活動に関する指導・支援、予算管理・指導等を行っている（【資料 2-7-1】）。

また、新入生を対象に、学生厚生委員会が中心となり「ウェルカム・ミーティング」を開催している。平成 29 (2017) 年度より、学科単位での開催となり、よりきめ細かく新入生の把握に努めることができる機会となった。オリエンテーション期間において、新入生と教員と一緒に食事をとり、さらにレクリエーション活動等を通して親睦を図った。例えば、健康福祉学科では、「しずふくウォークラリー in 焼津」を開催し、新入生、在学生、教員との協同活動を通して、自分を取り巻くさまざまな人々との関係構築の場とした（【資料 2-7-2】）。これらのイベントは、入学後の早期に学生同士また教職員と人間関係をうまく構築できることで、円滑な大学生活をスタートさせる役割を果たしている。

学友会の主な活動としては、学友会の設置機関である大学祭実行委員会が運営する毎年恒例の「静福祭（大学祭）」ほか、代議員会による各種行事（新入生歓迎会、クロスワードパズル大会、クリスマス会）がある。また、環境整備の一環として、学生厚生委員会と連携しながら「しずふくクリーンアップ大作戦」も実施している（【資料 2-7-3】、【資料 2-7-4】、【資料 2-7-5】）。

なお、学生厚生委員会独自の学生生活支援としては、全専任教員がオフィスアワーを明示し、担当授業科目の内容に関する質問や学生生活に対する悩み、また就職への相談等、学生からの幅広いニーズに対応している（【資料 2-7-6】）。

②学生支援総合センター

一人暮らしの新入生に対して、「一人暮らし 1 年生の会」を開き、医療機関についての情報提供や、先輩学生の体験談話の機会を設け、一人暮らしの不安や心配事の軽減に努めている（【資料 2-7-7】）。

また、学生支援総合センターの下に、特に障害学生に対する支援を専門に行う「障害学生支援室」を設置し、平成 28（2016）年度は、学生・教務課と連携しながらノートテイク、教室内最前席の確保、資料の拡大コピー、病状周知等、修学に関する支援を行っている（【資料 2-7-8】）。

③その他

その他の学生生活支援として、大学基礎学等の授業を行う必修科目「キャリア支援 I」の授業の中で、学長が新入生全員を対象に 10～20 人程度のグループごとに話し合う「学長と話す会」を実施している（【資料 2-7-9】）。新入生の段階から学生と、組織の長である学長がコミュニケーションを図ることにより、大学全体の支援意思を新入生に示している。

また、事故被害による負担軽減を目的として「学生教育研究災害傷害保険」と「学研災付帯賠償責任保険」への加入を全学生に対して行っている（【資料 2-7-10】）。

2) 経済支援

本学には、重層的な奨学金制度がある。「静岡福祉大学スカラシップ」は、勉学意欲に旺盛で優秀な入学者に、授業料の年額または半額を減免する制度であり、入試委員会及び教授会の議を経て、学長がスカラシップ生を決定する（【資料 2-7-11】）。2 年次以上の学生に関しては、学業成績、人物が優れた学生や経済的援助を必要とする学生に、「特待生奨学金」「一般奨学金」が適用され、授業料の年額あるいは半額を支給する。この奨学金の決定は、社会福祉学部及び子ども学部の学部長、学科長並びに学生・教務課長の協議を経て、学長が行う（【資料 2-7-12】）。「静岡福祉大学児童福祉スカラシップ」は、児童養護施設や里親宅で生活している社会的養護が必要な学生に適用される。入試委員会及び教授会の議を経て、学長によって決定される（【資料 2-7-13】）。この他にも日本学生支援機構奨学金、各都道府県による介護福祉士修学資金貸付制度及び保育士修学資金貸付制度がある（【資料 2-7-14】）。

3) 修学支援

入学前の学力不足等を支える仕組みとして、外部業者による入学前準備教育を実施している。平成 29（2017）年度入学者の受講者数は、社会福祉学部が 44 人、子ども学部が 10 人であった（【資料 2-7-15】）。また、授業科目の内容に関する質問については、シラバスに授業ごとの受付方法を記載し、授業終了後にも担当教員が対応する等、

オフィスアワーの時間帯に限定せず適宜対応するようにしている（【資料 2-7-16】）。

4) 保健管理

毎年 4 月のオリエンテーション時に、全学生に対して健康診断が実施されている（【資料 2-7-17】）。

また保健室には、常時養護教諭が常駐しており、学生からの怪我や体調不良等の相談に対応し、ストレスや悩み等の精神的な支援を実施している。さらに、医師による健康相談を、前期と後期に 1 回ずつ保健室で行っている（【資料 2-7-18】）。

学生支援総合センターでは、複数の専任教員（臨床心理士有資格者）、外部の心理カウンセラー（臨床心理士有資格者）及びスクールソーシャルワーカー（社会福祉士・精神保健福祉士有資格者）による相談日を設け、月曜日から金曜日の通常授業開講時に学生相談室を開設している（【資料 2-7-19】）。一年間の相談件数は、延べ件数で約 370 件であり、相談内容の内訳ではそのうちの 6 割が「対人関係・心の悩み」である（【資料 2-7-20】）。

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

本学では毎年、学生の生活状況や大学に対するニーズを把握するために、全学年を対象に「学生生活調査」を実施している。調査結果は報告書として冊子にまとめられ、充実したキャンパスライフを過ごすために必要な修学環境の改善に向けての資料となっている（【資料 2-7-21】）。質問項目の「大学の満足度」で継続的な課題となっている通学バスの本数不足については、バスの増便に向けて路線バス運行会社との協議を継続的に行っている。また、学食改善については、学生厚生委員会内の「学食・コンビニ支援」担当委員を置き、学生の要望に応じたメニューや学食環境の改善に向けて、学食業者との協議を行っている（【資料 2-7-22】）。

(3) 2-7 の改善・向上方策（将来計画）

学生情報の閲覧システムが平成 28（2016）年度に整備され、学生の修得単位数、時間割、所属ゼミ、学友会・所属団体（クラブ・サークル・同好会）活動の状況等が把握できるようになり、学生支援に活用している。今後は、欠席率や就職に関する情報等、更なる学生支援に必要な情報の内容とその活用法に関する検討が課題である。

また、学修環境の改善等の学生からの要望に対して、迅速に対応する体制作りが課題として挙げられる。現在、学生厚生委員会が中心となり、関係部署と連携を図りながら体制作りに取り組んでいる。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8 の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8 の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

(2) 2-8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

1) 教育目的及び教育課程を適切に遂行するために必要な教員の確保及び適切な配置

本学の平成 29（2017）年度における各学科の専任教員数については、子ども学部
の完成年度までは段階的整備の途上にある。一方、【表 F-6】のとおり社会福祉学部福
祉心理学科、医療福祉学科、健康福祉学科及び子ども学部子ども学科において、前年
度、定年退職等に伴い、4 人の教員の補充が必要となった。そこで、大学設置基準に
定められた教員数の確保を実現すべく、公募等により募集を実施した。その結果、3
人を採用し、残り 1 人については今年度、継続募集中である。

社会福祉学部福祉心理学科は、心理分野を専門とする教員並びに福祉分野及び教養
分野を担当する教員により構成され、これらの教員の連携の下、心理・社会福祉を中
心とした、幅広い教養を備えた福祉の人材育成を目指している。

社会福祉学部医療福祉学科は、福祉分野及び情報分野を専門とする教員並びに教養
分野を担当する教員を含めて構成され、これらの教員間の連携の下、医療現場におけ
る福祉相談援助技術や情報管理技術を持った人材育成を目指している。

社会福祉学部健康福祉学科は、社会福祉・介護福祉分野を専門とする教員並びに食
育分野及び健康分野を専門とする教員と教養分野を担当する教員を配置し、近い将来
到来する超高齢社会に備えた高度な介護技術とともに食育や運動等の健康に関する優
れた知見を持った人材の育成を目指している。

平成 27（2015）年度に設置した子ども学部子ども学科は、保育士及び幼稚園教諭
の養成に求められる分野の教員に加え、教養分野を担当する教員を配置し、心理・福
祉に強い保育に関する幅広い知識を備えた人材の育成を目指している（【資料 2-8-1】）。

2) 教員構成（専任・兼任、年齢等）のバランス

開設授業科目における専兼比率（開設授業科目に対する専任教員の割合）は、【表
2-17】が示すように、社会福祉学部については、専門科目では、福祉心理学科 83.62%、
医療福祉学科 54.35%、健康福祉学科 82.34%、共通基礎科目では 55.57%、共通専門
科目では 83.96%、子ども学部子ども学科については、専門科目では 57.46%、基礎
科目では 57.07%となっており、専任教員を中心としながら、非常勤講師（兼任教員）
とも連携し教育が実施されている。

専任教員の年齢別傾向は、【表 2-15】のとおりである。年代別の構成を見ると、61
歳以上の割合が 28.2%、51 歳～60 歳が 23.9%、41 歳～50 歳が 34.8%、40 歳以下が
13.0%となっており、バランスは概ね適正といえる。また、専任教員の性別は、【表
2-8-1】のとおり、全専任教員に対する女性教員の割合が過去 3 年間とも 40%程度
の水準で推移している。

【表 2-8-1】専任教員の性別構成の推移

職位		男性			女性		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
教授	(人)	15	16	15	7	7	7
	(%)	68.2%	69.6%	68.2%	31.8%	30.4%	31.8%
准教授	(人)	3	5	5	2	2	2
	(%)	60.0%	71.4%	71.4%	40.0%	28.6%	28.6%
講師	(人)	8	6	6	5	5	5
	(%)	61.5%	54.5%	54.5%	38.5%	45.5%	45.5%
助教	(人)	0	2	3	4	4	3
	(%)	0.0%	33.3%	50.0%	100.0%	66.7%	50.0%
計	(人)	26	29	29	18	18	17
	(%)	59.1%	61.7%	63.0%	40.9%	38.3%	37.0%

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

1) 教員の採用

教員の採用は「静岡福祉大学教員選考規程」、「静岡福祉大学教員任用基準」、「静岡福祉大学教員任用基準運用内規に関する細則」、「静岡福祉大学教員の任期制に関する規程」に基づいて行われる（【資料 2-8-2】、【資料 2-8-3】、【資料 2-8-4】）。

基本的な採用の流れは以下のとおりである。

まず、学部長又は学科長が採用の必要があると認めた場合、学長に文書をもって申し立てる。その文書により、学長が教員の採用の必要を認めたときは、運営協議会にて、採用の適否及び採用教員の専門分野等を検討し、教員選考委員会の設置の適否を協議する。運営協議会において教員選考委員会の設置が承認され、学長も設置を認めた場合、教授会において教員選考委員会委員の選考を行う。教員選考委員決定後、教員選考委員会により、公募等の方法で採用候補者の選考を行う。教員選考委員会における採用候補者の選考後、教授会での二次選考を経て、学長が採用候補者を決定する。学長は、採用候補者に関し理事長に内申し、理事長が採用を承認した時点で採用が正式に決定する。平成 29(2017)年度は、教授 2 人、助教 1 人を採用した（【資料 2-8-5】）。

なお、全ての職位の教員の募集において、「静岡福祉大学教員の任期制に関する規程」に従い、任期制であることを公示する。また面接採用時にも、3 年の任期制であることを伝え、その旨を契約書にも明記する。したがって、任期契約の終了を原則とし、再任用にあたっては所属学部長及び学科長の意見を聞いた上で学長が最終判断し、通知する（【資料 2-8-6】）。平成 28(2016)年度は、教授 3 人、講師 3 人が任期継続となった。また、助教 1 人は年度終了をもって任期契約を終了した（【資料 2-8-5】）。

2) 教員の昇任

昇任については、「静岡福祉大学教員任用基準」において各職位の要件が示されている。研究業績に関する資格別基準等については、「静岡福祉大学教員任用基準運用内規に関する細則」において、職位別に学術研究著書ないしは学術研究論文の数が明示されている。昇任は、職位ごとにこれらの要件に適合することを条件に実施される。そのプロセスは、前述の採用時と同様、「静岡福祉大学教員選考規程」に基づき、教員選考委員会が中心となり協議を行うこととなっている（【資料 2-8-2】）。

3) 教員の評価

教員評価については平成 **19 (2007)** 年度より、活動実績を人事評価に反映させることを目的とする大学貢献度評価制度を実施していた（【資料 2-8-7】）。

しかし、教員間における業務を平準化すること等がきわめて困難であったため、平成 **27 (2015)** 年度より従来の大学貢献度評価表に代わる仕組みを試行的に導入している。これは新たに作成した「教員活動調査書」に教員自らが記述し、所属学科長に提出し、所属学科長、所属学部長、副学長の参考意見を基に、最終的に学長が教員業務を評価するという仕組みである（【資料 2-8-8】）。

4) 教員の資質・能力向上への取り組み

①研究費

教員の研究費（旅費を含む）は、「平成 **29** 年度静岡福祉大学教員研究費執行方針」に基づき、助教、講師、准教授、教授ともに、専任教員は一律 **20** 万円である。特任教授・特任講師については **10** 万円としている（【資料 2-8-9】）。また、教員研究費として、別枠で特別研究費 **200** 万円を設けている。これは応募形式によるいわば学内競争資金であり、提出された研究計画書に基づき審査を実施し、配分する。なお、審査基準として、科学研究費研究につながる内容であることを明示していることから、科学研究費研究の準備研究といった性格を有するとともに教員の研究意欲を喚起することも視野に入れている。平成 **28 (2016)** 年度は **2** 件の申請があり、審査の結果、**2** 件とも採択された（【資料 2-8-10】）。以上のように、教員の研究費に関しては、職位にかかわらず平等に配分され、かつ研究の意欲を高める意図の下、研究費配分の仕組みを構築している。

科学研究費等の外部資金獲得については、平成 **28 (2016)** 年度は **4** 件の科学研究費を獲得している（【資料 2-8-11】）。なお、平成 **29 (2017)** 年度科学研究費助成事業への公募に関する説明を平成 **28 (2016)** 年 **9** 月の教授会で行う等、科学研究費獲得に向けて、全教員を対象に公募に関する情報及び科学研究費獲得方法に関する関連資料の貸出等を行い、教員の研究活動の活性化に向けた支援を行っている（【資料 2-8-12】）。公的研究費は、「静岡福祉大学学術・研究活動における不正防止に関する規程」に則り、適正に運営・管理されている（【資料 2-8-13】）。

②FD 活動

教員の教育活動を活性化するための中心的な取り組みとして、**FD** 委員会が行う学生による授業評価アンケートの対応がある。教員は授業評価を受けた後に、授業評価アンケートに示された学生一人ひとりの意見を精査し、授業の改善に役立つ工夫をすることが義務づけられている。授業改善方針は、アンケートの集計結果を受けて当該教員が電子データで回答書を作成し、**FD** 委員会にメールで提出している（【資料 2-8-14】）。

③その他の教育活動を活性化するための取り組み

教員は、「静岡福祉大学専任教員の勤務に関する内規」に基づき、原則として週4日間を出校日とし、その他の1日を自宅研修日とすることにより、学内にとどまらず、学外における教育・研究の機会が確保されている（【資料 2-8-15】、【資料 2-8-16】）。また、原則として毎年度1回、「静岡福祉大学紀要」を刊行し、学術研究成果の発表の場を提供し、研究への動機づけを図っている。平成28（2016）年度は14本の論文の投稿があった（【資料 2-8-17】）。

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

基礎科目は、社会福祉学部においては「外国語科目」「総合基礎科目」「基盤情報科目」の3科目群で構成され、学部共通の枠組みとして設定されており、子ども学部においては、「人文科学」「社会科学」「自然科学」「外国語」「スポーツ」「総合基礎」「基盤情報」の7科目群で構成されている（【資料 2-8-18】）。

また、全学部必修科目として、1年次より、「キャリア支援Ⅰ-A」（前期）、「キャリア支援Ⅰ-B」（後期）を配し、前期に大学基礎学、コミュニケーション、社会と仕事についての基礎知識等を学び、学業のみならず自律的な生活習慣を身につけることにより学生生活の基盤を作り、後期にはさらに社会人になるための情報収集と自己表現力を含む社会人基礎力を磨くことを目的に、実践的な教養教育を実施している（【資料 2-8-19】）。また、平成26（2014）年度から、1年生の必修科目である「キャリア支援Ⅰ」の授業枠を活用し、新入生と学長がコミュニケーションを図ることにより、大学全体の支援意思を示すことを目的として「学長と話す会」を実施している。

これは、新入生全員と学長が、10～20人ずつの小グループごとに懇談する内容であり、前期2回、後期1回実施している（【資料 2-8-20】）。

さらに、2年次には社会人としての基礎力を確実に身につけることを目指す「キャリア支援Ⅱ-A」、「キャリア支援Ⅱ-B」、3年次にはより現実的な就職活動に焦点を絞った「キャリア支援Ⅲ-A」、「キャリア支援Ⅲ-B」へと段階的な成長を促すカリキュラムを設けている（【資料 2-8-21】）。

加えて、社会福祉学部において「教養ゼミ」的機能を果たす講義として、3年生を対象とした「教養講読A」「教養講読B」、4年生を対象とした「教養研究A」「教養研究B」が設置されている。これらの講義は、専門ゼミ形式の「卒業研究Ⅰ・Ⅱ」と並行して学ぶことが可能となっている（【資料 2-8-22】）。

(3) 2-8の改善・向上方策（将来計画）

本学の教員組織は、年齢構成のバランスは取れているが、子ども学部の完成年度である平成30（2018）年度までに必要な専任教員数を満たすための段階的な整備が必要である。今後は、設置計画に基づいた採用活動を実施する。

教員の研究活動の支援については、今後も教員のモチベーション向上を目的として、従来の学内競争資金の仕組みを継続し、多くの教員の応募を促す。

2-9 教育環境の整備

《2-9 の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

1) 教育環境の整備

本学は、JR 東海道線焼津駅からバスで 20 分、西焼津駅からバスで 13 分、車でのアクセスは東名高速道路焼津・藤枝スマート IC から 10 分、焼津 IC から 15 分、吉田 IC から 15 分の場所にあり、キャンパスは 1 か所に配置され、自然にあふれた閑静な環境に位置する（【資料 2-9-1】）。

校地は、平成 4（1992）年に地元自治体（焼津市）との公私協力方式で取得し、大学所有部分と無償貸与部分があるが、学生の教育研究活動として十分な面積を有している。

静岡福祉大学校地	33,395.8 m ²	設置基準上必要面積	9,200 m ²
（所有部分）	18,182.7 m ²		
（借用部分）	15,213.1 m ²		

校舎敷地及び運動場用地は、【表 2-18】が示すように、それぞれ 21,384.8 m²、12,011.0 m²あり、校舎面積は設置基準上の面積 6,553.0 m²を大きく上回っている。校舎建物については、以下のとおりである（【資料 2-9-2】）。

①教室棟（鉄筋コンクリート 3 階建て）

教室棟は、1 階、2 階に大教室 3 室（120 人教室）、中教室 2 室（80 人教室）、小教室 2 室（40 人教室）、保健室を持っている。保健室には平成 28（2016）年度に 1,321 件の相談がある等、多くの学生が活用している（【表 2-12】）。3 階には小教室 4 室（40 人教室）があり、そのうち 2 室は、企画情報センター施設として PC 及びセンターモニターを備えており、さらにサーバを設置するインターネットオフィスを持っている（【資料 2-9-3】）。

②講義・厚生棟（鉄筋コンクリート 2 階建て）

講義・厚生棟の 1 階には、学生食堂（200 席）、中教室 2 室（70 人教室）がある。2 階には、大講義室（無線 LAN 利用可・257 席）、演習室のほかに、心理学関連実験室 2 室、準備室、観察室兼編集室、プレイルーム・保育実習室が設置され、心理学の専門教育を行う環境を整えている。

また、福祉情報室には、医療分野や福祉情報分野の展示がなされ、各分野の学修

が具体的な機器等の活用によって深められるようになっている。

さらに、心の相談センターが設置され、心のケア活動に従事する方々に対する支援を行い、卒業生のスーパーバイジングや地域・社会のメンタルヘルス改善活動に貢献することを目指している（【資料 2-9-4】）。さらに隣接して学生支援総合センターと障害学生支援室が同部屋に設置され、学生サービスの拠点として利用されている（【資料 2-9-5】、【資料 2-9-6】）。学生支援総合センターが行う学生相談は、平成**28（2016）**年度は**371**人で、前々年度の**338**人、前年度の**304**人と年平均約**330**人の相談対応を行っており、施設として欠かせない存在となっている（【表 2-12】）。

③福祉創造館（鉄筋コンクリート 6 階建て）

福祉創造館には、1 階に学生の福利厚生施設である学生ホールとコンビニエンスストアがあり、カフェテリア部分に、無線 LAN 環境が整備されている。2 階、3 階は、第 2 大講義室（262 席）となっており、専用ビデオプロジェクター 2 基、書画カメラを備え、無線 LAN 等の対応ができる IT 環境が整った教室である。4 階には中教室 1 室（60 人教室）、小教室 2 室（40 人教室）があり、授業や研修発表に使用されている。5 階には、「保育実習指導センター」があり、実習の計画・相談等の業務を実施している（【資料 2-9-7】）。6 階には、音楽室、リズム室、ピアノ練習室 10 室があり、幼児教育の中心的空间となっている。なお、4 階、6 階には各 1 室、5 階には 8 室の研究室がある。

全館を通し、障害者に配慮した施設となっており、エレベータ 1 基、障害者用トイレ 2 か所等を設置している。

④介護福祉棟（鉄筋コンクリート 3 階建て）

介護福祉棟は、1 階に地域交流センターがあり（【資料 2-9-8】）、地域貢献活動の拠点スペースとして活用されているほか、家政実習室、調理実習準備室、被服実習準備室、小教室がある。小教室には、人の動作を詳細に解析できる高速カメラ解析システム、有酸素的な能力を測定できる機器システム、平衡機能の指標となる重心動揺を測定することができる床反力計解析システムが設置されている。2 階には研究室 1 室と「法人本部・事務局」があり、3 階には研究室 8 室が配置されている。

⑤介護福祉実習棟（鉄骨平屋建て）

介護福祉実習棟は、介護福祉士養成科目の実習で活用されているが、介護職員初任者研修や特別支援学校との交流事業等にも有効利用されている（【資料 2-9-9】）。

⑥研究室棟（鉄筋コンクリート 3 階建て）

研究室棟は 1 階から 3 階まで合計 30 室の研究室が配置されている。また、1 階には、福祉実習指導センターが設置され、実習の計画・相談等の業務を実施している（【資料 2-9-10】）。

⑦管理棟（鉄筋コンクリート 2 階建て）

管理棟は、1 階に学生・教務課、入試・広報課、総務課、キャリア支援課、企画情報室の事務スペースがあり、学生への対応を直接対面式のカウンターで実施している。さらに、学長の執務室、応接室、複数の会議室等があり、1 階エントランスホールにはインターネットコーナーが設置されている。2 階は図書館（567 m²）となっている。図書館は、蔵書数（和書、洋書）41,885 冊、雑誌 68 種、視聴覚教材等 1,152 点を所蔵し、閲覧用の 118 席の座席を有し、グループ学習室、多目的学習室、学習支援室を備え、それぞれの目的に即した自主学習環境となっている。

また、大学図書館機能にとどまらず、自主企画展の実施等、図書館独自の地域に対するサービスも実施しており、平成 27（2015）年 1 月には障がいの有無に関わらず誰でも楽しめるバリアフリー絵本を集めた「バリアフリー文庫」、平成 28（2016）年 2 月にはやなせたかしの作品とキンダーブック等の保育絵雑誌を集めた「キンダー文庫」を開設した（【資料 2-9-11】、【資料 2-9-12】）。

【図 2-9-1 バリアフリー文庫】



【図 2-9-2 キンダー文庫】



⑧体育館（鉄筋コンクリート一部 2 階建て）及び運動場用地

体育館は、1 階は各種スポーツ・健康関係の授業で使用されるほか、クラブ・サークル活動にも利用されている。2 階には、バーベル、ランニングマシン、筋電計等を備えたトレーニング室があり、健康福祉関連の実技教育の教室ともなっている。体育施設は、体育館の他に「テニスコート」2 面を有している。運動場用地は、授業で使用されるほか、クラブ・サークル活動で使用されている。また、部室は 2 棟あり、部室棟 1（鉄骨平屋建て）には部室 9 室とミーティングルームがあり、部室棟 2（鉄骨平屋建て）には部室 2 室と学友会室があり、これらは学友会活動やクラブ・サークル活動等の拠点となっている。

2) 教育環境の適切な運営・管理

①学内情報ネットワークの環境

学内全体に LAN ケーブルを整備し、各棟には光ファイバーを敷設している。LAN は、学内の全教室、演習室、研究室、図書館に敷設し、また学生が自由にネットワークを使用できるエントランスホールのインターネットコーナーにも敷設し、食堂、教室棟、大講義室の無線 LAN 設備とともに、ICT 化に対応した環境を整備

している（【資料 2-9-3】）。

②講義室等の運営・管理

本学では、バリアフリー化に努めており、学内の建物をつなぐ渡り廊下の出入口を自動ドアにし、福祉創造館から教室棟、講義・厚生棟（2階）への車いすでの移動が可能で、教室棟1階の保健室、101教室、102教室、103教室については出入口をスライドドアにした。また、体育館と教室棟の出入口のスロープの拡幅と傾斜を緩くする改良を行うとともに、管理棟裏出入口、講義厚生棟1階学生食堂出入口、介護福祉実習棟に架かる渡り廊下のスロープにおいても同様に、拡幅と傾斜を緩くする改良を行う等、障害学生が受講しやすい教育環境を整えた。

その他、大教室のうち1教室は、スライディングウォールによる区画により受講生数に応じた教室サイズへの変更が可能で、教室の有効活用を行っている。

例年、夏期休暇期間を中心に校舎の改修、改良工事を進め、平成28（2016）年度は、体育館の外壁塗装工事の実施及び第2大講義室のプロジェクター等AV機器の更新を行った。また、学内情報ネットワークのセキュリティ強化を目的に、事務室内に設置していたサーバの移設工事を実施した（【資料 2-9-13】、【資料 2-9-14】、【資料 2-9-15】）。なお、大学施設等の使用については、「静岡福祉大学施設等使用規程」に基づき、管理運営を行っている（【資料 2-9-16】）。

③危機管理体制の運営・管理

学生便覧に、学生用の災害対策マニュアルを掲載し、その中で全ての建物の避難経路や避難場所を記した図を示し、周知に努めている（【資料 2-9-17】）。教職員用の災害対策マニュアルも作成しており、災害対策本部体制や災害時の役割分担等を明記している（【資料 2-9-18】）。

防火防災管理については、防火防災対策委員会を設置し、組織的な防火防災に努めており、平成28（2016）年度は、10月26日（水）に防災訓練を実施した（【資料 2-9-19】、【資料 2-9-20】、【資料 2-9-21】）。

また、災害発生時に備えて、飲料水や食料、その他用品の備蓄品に関し、消費・使用期限等の点検を行っている。これらの情報は「防災備蓄品マニュアル」として誰でも閲覧できるように、事務部に備えてある（【資料 2-9-22】）。

本学が平成22（2010）年度に策定した「危機管理マニュアル」は、東日本大震災以前のものであるので、地震に対しての想定見直しが急務となっており、平成28（2016）年度より、危機管理委員会において、マニュアルの見直し作業の検討を行っているところである【資料 2-9-23】。

④学生の満足度調査

本学では、毎年度、学生生活調査を行っている。その中に施設に関する項目があり、「平成28（2016）年度学生生活調査報告書」によれば、「教室、体育館などの授業関連の施設」については「とても満足している」及び「やや満足している」が70.4%に対し「あまり満足していない」及び「全然満足していない」が28.4%であ

った。また、「トイレ、学生ホール、部室などの福利厚生」については「とても満足している」及び「やや満足している」が **66.0%** に対し、「あまり満足していない」及び「全然満足していない」が **32.7%** となっている（【資料 2-9-24】）。

また、調査項目に「施設や制度、対応等大学への要望や意見」という自由記述欄を設けており、その意見を基に、平成 **27（2015）** 年度より、月曜授業確保のための祝祭日における通常授業実施日において、路線バス減便の不便に対応するため、朝と夕方に数本の自主運行バスを配置した（【資料 2-9-25】）。

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

履修人数別の開講科目数は、【表 2-9-1】のように、履修者数 **20** 人以下が **46.2%** とほぼ半数に達し、**40** 人以下では **80.3%** と **8** 割強を占めている。

【表 2-9-1】平成 **29（2017）** 年度 履修人数別開講科目数

履修人数	科目数	割合
101人以上	25	4.7%
81人～100人	24	4.5%
61人～80人	23	4.3%
41人～60人	33	6.2%
21人～40人	182	34.1%
1人～20人	247	46.2%
合計	534	100.0%

社会福祉士・精神保健福祉士養成に関連する演習・実習科目は **20** 人以内で実施する要件があり、学科ごとに **20** 人以内のクラスを設けている。その他専門分野の演習・実習系科目においても **40** 人以下の小規模クラスを原則とし、学生一人ひとりのフォローアップが可能な体制を採用し、教育効果を高めている。また、基礎科目においても、**1** 年次必修科目であるキャリア支援 I は **40** 人程度の少人数クラスとし、学生一人ひとりの顔が見える体制を整えている（【資料 2-9-26】、【資料 2-9-27】）。

(3) 2-9 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、福祉系大学として施設のバリアフリー化を順次進めているところであるが、まだ改善されていないところがある。事務部総務課が中心となり今後も引き続き出入口の自動ドアの設置やスロープの改善等を行っていく。

また、「危機管理基本マニュアル」の見直しについては、危機管理の事象ごとの「個別マニュアル」の作成も含め、危機管理委員会において、平成 **29（2017）** 年度中を目途に引き続き協議を進めていく。

【基準 2 の自己評価】

学生の受入れについては、本学のアドミッションポリシー（入学者受入れの方針）を

ホームページ、大学案内、学生募集要項等に掲載し内外に発信している。同方針に基づき、**AO** 入試、推薦入試、一般入試等の多様な入試形態を通して、社会福祉学部と子ども学部に学生を受け入れている。平成 **29 (2017)** 年度の子ども学部の入学者数は、平成 **28 (2016)** 年度と比較すると **17** 人の増加となった。これは、子ども学科及び入試・広報課による広報活動が一定の成果を挙げたものである。大学全体の収容定員充足率は、**0.8** 以上を確保しているものの、更なる向上を目指し、さまざまな取り組みを実施している。

本学は、教育目的を踏まえたカリキュラムポリシー（教育課程の内容・方法の方針）を策定し、ホームページ、大学案内等を活用し、内外に向けて明確化している。教育課程及び教授方法については、これらの方針に沿って体系的に編成され、教授方法の工夫・開発もまた、カリキュラムポリシー（教育課程の内容・方法の方針）に沿っている。とりわけ、演習及び実習教育においては座学では学ばないロールプレイ等により実践的な工夫を凝らしている。

学修及び授業の支援については、年度当初のオリエンテーションにおける各学年次に対応した履修相談及び支援を教職員が連携を図りつつ実施しているほか、演習及び実習系の科目では担当する教員グループが協働し、学生の情報を交換・共有しつつ授業に臨んでいる。こうした学修支援に関し、学生支援総合センターの取り組み、オフィスアワー制度、学科所属の担当教員の重層的な仕組みを構築し、学生のニーズの多様性に応えている点を特徴としている、また、障害のある学生については障害学生支援室が、学習や授業に支障を来すことがないように障害種別に応じた適切な支援方法を開発し実施している。

また、**FD** 活動の一貫として学期ごとに学生による授業評価アンケートを実施し、授業改善を図っていることも学修支援につながっている。

単位認定及び卒業認定については、ディプロマポリシー（学位授与の方針）に基づき、厳正な業務を遂行している。学則にも明記した卒業要件については、年度当初の学生向けオリエンテーションや学科ガイダンスの中で学生に周知徹底している。

キャリアガイダンスについては、**1** 年次から **3** 年次までの必修科目「キャリア支援Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を設け、基礎から応用へと社会的・職業的自立に関するキャリア形成を図るための教育体系及び指導体制を整備している。担当教員による専門知識・技術の指導はもちろんだが、事務部キャリア支援課の職員も教員と連携を図り、就職活動に向けた指導を実施している。本学の就職、とりわけ福祉系の施設等への就職に関連する資格取得については、国家資格試験対策センターを設置し、外部業者に委託して受験学生を対象とする受講料無料の国家試験対策講座、模擬試験等の支援を実施している。

インターンシップに関しては、正規の教育課程として位置づけられた実習教育に加えて、民間企業、行政が実施するインターンシップを学生に紹介し、積極的に参加を呼びかけている。

教育目的の達成状況の点検・評価とフィードバックについては、まずシラバスにおいて授業科目ごとの到達目標と評価尺度を明記し、学生に周知している。また授業科目の中で本学の特色ともいえる演習・実習系の授業科目においては、実践的な専門性の習得を重視していることもあり、定期的に関催する各実習委員会において教育目的の達成状

況の点検・評価を実施している。すなわち、協議を通じて、教員間で評価方法が偏ることのないように工夫する等、各委員会がフィードバック機能を果たしている。一方、授業評価アンケートは教育目的の達成状況を学生の視点で評価する手段であり、毎年度実施する学生生活調査と併せて、きめの細かい点検・評価を実施している。

学生サービスについては、学生生活支援、経済支援、修学支援、保健管理の各領域で組織的な支援体制を整備している。特に、学生支援総合センター及び学生厚生委員会が中心となって組織的な支援が実施され、関連部署である障害学生支援室、保健室が個別の対応を行い、学生の抱える多様な課題の整理と解決を図っている。毎年度実施する学生生活調査からは、学生生活全般に関する学生の意見や要望を把握することが可能であり、それらの分析結果を各部署にフィードバックすることにより、支援の充実に役立っている。

教員の配置については、大学設置基準及び資格関連の指定基準に基づき教員を確保し、教育目的及び教育課程に即した配置を行っており、年齢等のバランスも概ね適正である。

教員の採用及び昇任については、規程に基づき実施し、適正な教員組織及び配置の維持に努めている。教員評価については、公平性と透明性を図るべく平成 **27 (2015)** 年度から新たな評価の仕組みを導入した。

研究面では、科学研究費獲得への支援を行い、特別研究費を設けることで研究費の配分を工夫し、教員の研究活動の活性化を図っている。教育面では **FD** 委員会を設置して **FD** 活動を実施し、教育活動の改善に努めている。

教育環境の整備については、大学設置基準を上回る校地や校舎等を有し、**ICT** 化の流れの中で学生に情報活用の機会を提供するネットワーク環境や障害学生の学生生活を保障する自動ドアやスロープの設置によるバリアフリー化等、本学の教育目的に適した教育研究活動を推進する環境を整えている。また防災訓練については、毎年度実施しており、より安全で安心な高等教育機関として歩むべく、組織的に災害に関する危機管理の強化を図っている。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

学校法人静岡精華学園寄附行為第 3 条に「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする」と定め、誠実に学校運営に当たることを表明している（【資料 3-1-1】）。

また、学校法人静岡精華学園（以下「本法人」という。）が設置する各学校は、関係法令・諸規程等に基づく学校経営を組織的に行い、各学校の社会的な役割を果たすとともに、本法人にあっては社会的に信頼される学校法人としての確立を目指している（【資料 3-1-2】、【資料 3-1-3】）。

なお、理事会、評議員会は、定期的開催され、監事による厳正な監査を受けている（【資料 3-1-4】）。

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

理事会、評議員会、常勤理事で組織している「学校法人運営委員会」、大学の将来構想や大学運営に関わる基本方針等を審議する「大学運営協議会」等が適切に運営され、大学の使命・目的の実現に向けた努力を行っている（【資料 3-1-5】、【資料 3-1-6】）。

本法人が設置する各学校が、その設立における使命・目的を実現していくために、平成 22（2010）年度より総合計画を策定している。現行のものは、平成 27（2015）年度に策定した「静岡精華学園みらい躍進計画〔平成 28 年度～平成 32 年度〕」である。

この計画は、本法人における運営上の基本方針及び法人全体の取組みを示すとともに、各学校における教育方針、教育計画、経営計画及び入学者確保計画等を盛り込み、使命・目的の実現への継続的努力を行っている（【資料 3-1-7】）。

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

大学の設置及び運営は、学校教育法、私立学校法その他の法令等に基づき寄附行為、学則及び諸規程を整備し実施している。平成 28（2016）年度には、「学校法人静岡精華

学園ストレスチェック実施規程」、「学校法人静岡精華学園情報公開規程」「静岡福祉大学学術・研究活動における不正防止に関する規程」等を制定した。さらに、学則及び大学の組織に関する規程、各委員会に関する規程の改正も行った（【資料 3-1-8】）。また、平成 27（2015）年度に開設した子ども学部子ども学科設置に係る設置計画履行状況報告は、毎年度適切に行われている（【資料 3-1-9】）。

なお、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に定める教育研究活動等の情報の公表については、大学ホームページ上において適切に実施されている（【資料 3-1-10】）。

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

環境への配慮については、夏季の省エネルギー対策として、職員には軽装（クールビズ）を励行し、学内の冷房設定を室内温度が 28℃になるように調整している。6 月と 11 月には冷暖房機器の一斉点検・整備を実施する等、施設設備の適正な管理に配慮するとともに、教職員に対し各教室等の照明や冷暖房機器のこまめな切り替えによる節電を促すことで、エネルギー消費の削減に努めている（【資料 3-1-11】）。

人権への配慮については、「倫理・コンプライアンス規程」、「静岡福祉大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規則」に基づき、ハラスメント防止・対策委員会を設置し、ハラスメントの防止、被害の救済及び環境改善等の活動を行っている。特にセクシャル・ハラスメントは、発生時の迅速な対応はもとより、意識啓発のための広報活動が重要であるため、毎年度全学生に配布する学生便覧に「倫理・コンプライアンス規程」、「静岡福祉大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規則」を掲載している（【資料 3-1-12】、【資料 3-1-13】、【資料 3-1-14】）。また、平成 27（2015）年 12 月より実施が義務づけられた「ストレスチェック」を、平成 28（2016）年度より全教職員対象に実施している。実施の目的は、教職員が自らのストレスの程度を把握することで、教職員自身のストレスの気付きを促すとともに、職場環境の改善につなげ、働きやすい職場づくりを推進することによって、教職員がメンタルヘルス不調となることを未然に防止することである。（【資料 3-1-8】）。

安全への配慮については、「学校法人静岡精華学園危機管理規則」に基づき、理事長を危機管理の総括責任者とし、学長を危機管理責任者とした静岡福祉大学危機管理委員会を設置している（【資料 3-1-15】）。

日常の安全管理については、平成 28（2016）年 7 月より、大学施設の朝夕の施錠開閉業務及び巡回パトロールを外部警備会社に委託し、安全確保に努めている。また、学内 3 か所に防犯カメラも設置している（【資料 3-1-16】、【資料 3-1-17】）。

突発的な事件、事故等への対応については、平成 22（2010）年度に策定した「危機管理基本マニュアル」に基づき、災害、人権侵害、感染症、業務上の過失等に起因する人命、財産等への重大な被害が生じた場合、又は生じる恐れがある場合、適切な対応を図ることとしている（【資料 3-1-18】）。

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

大学の教育情報及び本法人の財務情報は、ホームページで公表している。公表の内容は、大学については、教育研究活動等の情報、大学等の設置に係る設置計画履行状況報

告書、自己点検評価書、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に基づく情報の公表等、本法人については、監事監査報告書、事業報告書、計算書類等である（【資料 3-1-10】、【資料 3-1-19】）。

また、財務諸表等の閲覧については、「学校法人静岡精華学園財産目録等閲覧取扱要領」を定め、閲覧に供している（【資料 3-1-20】）。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

本法人の建学の精神は「時代に即応する新しい人材の育成」である。この精神を継続するためには、社会情勢の変化を常に意識しながら社会的ニーズも踏まえて教育活動を行っていかなければならない。よって、学校法人運営委員会において、「静岡精華学園みらい躍進計画〔平成 28 年度～32 年度〕」の計画の進捗状況を把握するとともに、状況に応じた見直しを行っていく。

また、引き続き学長のリーダーシップの下、学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置及び運営に関連する法令を遵守するとともに、諸規程の点検・見直しを常に行っていく。

なお、環境保全については、大学事務部総務課が中心となって施設設備の継続的な改修整備を行うとともに、必要な安全対策を実施していく。教育情報・財務情報の公表については、本法人及び大学の状況がより理解しやすいものとなるよう努めていく。

3-2 理事会の機能

《3-2 の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

学校法人静岡精華学園の最高意思決定機関は理事会であり、通常年 3 回（5 月、12 月、3 月）開催される。理事の定数は 9 人～11 人であり、選任区分は第 1 号理事が各所属長で定数は 3 人又は 4 人、第 2 号理事が評議員理事で定数は 3 人、第 3 号理事が学識経験者で定数は 3 人又は 4 人となっている。理事の現員は 9 人であり、第 1 号理事が 3 人、第 2 号理事が 3 人、第 3 号理事が 3 人となっており、私立学校法及び寄附行為で定める基準を満たしている。平成 28（2016）年 12 月には、寄附行為の変更を行い、従前は理事長の選任及び解任について、理事総数の 4 分の 3 以上の議決となっていたが、これを過半数の議決に改めた。また、常務理事の選任及び職務等についても、「学校法人静岡精華学園常務理事設置規程」に規定されていたが、これを寄附行為に加え、より明確なものとした。（【資料 3-2-1】）。

理事会へ提出する議題については、全て学校法人運営委員会において事前の協議を行い、理事会における意思決定が迅速でよりの確に行えるよう進めている。学校法人運営委員会には理事長、常務理事、学長、校長及び園長が出席し、理事会審議事項のみでは

なく、必要に応じ学園全般の諸課題について協議を行っている（【資料 3-2-2】）。

理事会における外部理事数は 4 名である。外部理事に対しては、重要事項について事前に説明を行う等、学園の運営状況を理解しやすいよう配慮している。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

高等教育機関に対する社会的要請の高まりや経営環境の変化に対応するため、理事会においては、迅速かつ的確な経営判断及び戦略的な意思決定が求められる。そのためには、学校法人運営委員会における十分な協議が重要であり、そのことが、理事会における意思決定を円滑にする役割を担っていることに鑑み、今後はこれらの運営体制や運営手法について、必要に応じて改善を図ることとしている。

なお、私立学校法第 33 条の 2 による、学校法人設立時の財産目録の備置きについては、法人設立時当時の資料保管庫や静岡県の私学振興室に、財産目録について所在確認を行っているところであり、速やかに対応する。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3 の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

大学の意思決定は、静岡福祉大学学則に基づき、学長の下に運営協議会と教授会を設置し、その審議を経て学長が行っている（【資料 3-3-1】）。

また、運営協議会及び教授会の審議の円滑化を目的として、委員会、センター及び専門分野を審議するための専門部会を設けている。

なお、学長を補佐し、特定の課題に迅速に対処できるよう、平成 26（2014）年 4 月、副学長を選任し、サポート体制の強化を図っており、副学長は学長の命を受け、平成 28（2016）年 4 月から、焼津市との包括連携協定に基づく事業の実施、高大連携に係る校務をつかさどっている（【資料 3-3-2】）。

以下に各組織について説明する。

1) 運営協議会

「静岡福祉大学運営協議会規程」に基づき、学長を長として、副学長、各学部長、各学科長、事務部長及び学長が指名する者が構成員となり、大学の将来構想、大学運営に関わる基本方針等を審議する機関として設置されている。

会議の招集及び会議における議長は、長である学長が行う（【資料 3-3-3】）。

2) 教授会

「静岡福祉大学教授会規程」に基づき、社会福祉学部及び子ども学部の学部長、学科長並びに専任の教授、准教授、講師及び助教が構成員となり、学生の入学、卒業

及び課程の修了、学位の授与について、学長が決定を行うに当たり意見を述べるとともに、教育研究に関する事項について審議する機関として設置されている。

会議は、原則として毎月1回、第2水曜日に開催し、会議の招集及び会議における議長は、社会福祉学部長が行う（【資料 3-3-4】）。

なお、平成28（2016）年7月より、学校教育法第93条第2項第3号及び静岡福祉大学教授会規程第3条第1項第3号に基づき、学長が決定を行うに当たり、「教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聞くことが必要なもの」として、「教員の教育研究業績の審査に関する事項」を学長の定める事項とした（【資料 3-3-5】）。

3) 委員会、センター及び専門部会

「静岡福祉大学委員会等設置規程」及び個別に定める規程（静岡福祉大学規程集（目次））に基づき、大学運営及び教育研究に関する各種審議を行う機関として、「平成29年度静岡福祉大学委員会等名簿」に示す委員会、センター及び専門部会を設置している（【資料 3-3-6】、【資料 3-3-7】、【資料 3-3-8】）。

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

学長は、大学の校務を総理し、大学を代表するとともに、本法人の理事及び運営委員として、理事会及び学校法人運営委員会の意思決定に参画していることから、本法人の運営方針を的確に把握し、大学に反映することができる立場にいる。

また、学長は、大学の将来構想、大学運営に関わる基本方針等を審議する運営協議会の長として会議を招集し、審議の円滑な進行をはじめとして、大学の意思決定及び業務執行に、そのリーダーシップを発揮している（【資料 3-3-3】）。学長の決定事項は、直近の教授会や事務部会において通知しているが、緊急を要する場合には、臨時の教職員全体会を開催し周知を図っている。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

今後も引き続き、運営協議会及び教授会の円滑な運営を図り、学長のリーダーシップの下、ガバナンス改革を目指す。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4 の視点》

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

本法人の最高意思決定機関である理事会に提出する議題は、基本的に全て学校法人運営委員会で協議される。学校法人運営委員会の構成メンバーは、理事長、常務理事、学長、校長及び園長となっており、法人本部職員、大学事務部長及び中学校・高等学校事務長もオブザーバーとして出席している（【資料 3-4-1】）。

大学においては、運営協議会を設置し、大学の将来構想、大学運営に関わる基本方針等の重要事項を審議している。運営協議会の構成メンバーは、学長、副学長、各学部長、各学科長、事務部長、その他学長が指名する者となっており、運営協議会で審議した事項は、教授会に通知している（【資料 3-4-2】）。

また、教育研究に関する事項を審議するため、教授会を設置し、教授会の意見が学長等を通じて大学運営に反映される仕組みとなっている（【資料 3-4-3】）。よって、本法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定は、円滑に行われている。

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

監事は、学校法人静岡精華学園寄附行為に基づき 2 名である。2 名とも非常勤であるが、理事会及び評議員会に出席し意見を述べるとともに、必要の都度、理事長及び常務理事から学校法人の運営状況について説明を受けている。また、監事は毎年度、大学の視察（授業及び施設見学等）を行っており、視察終了後には、大学関係者との意見交換を行っている。さらに、公認会計士監査では、公認会計士と面談し、年間の監査状況等の報告を受けるとともに情報交換を行っている（【資料 3-4-4】）。

評議員会は、理事長の諮問機関として予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分、事業計画、予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄、寄附行為の変更、合併、目的たる事業の成功の不能による解散、寄附金品の募集に関する事項、その他本法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるものについて、理事会で決定する前に、あらかじめ評議員会の意見を聞いている（【資料 3-4-5】、【資料 3-4-6】）。

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

理事長は、理事会、評議員会及び学校法人運営委員会における意見等を重視しつつ、学校法人の運営に対し適切なリーダーシップを発揮している。年度当初に大学全教職員を対象として実施される教職員全体会においては、総合計画「静岡精華学園みらい躍進計画〔平成 28 年度～平成 32 年度〕」に基づき、学校法人運営の基本的な方針、学園の理念、計画の目標及び学園全体の取組等について理事長が訓辞している。その後学長が、教育方針、教育計画、経営計画、入学者確保計画等を説明している（【資料 3-4-7】）。

法人業務に関する連絡協議、法人本部と学校及び学校相互間における業務の調整連絡については、法人本部事務局長、大学事務部長、中学校・高等学校事務長等で組織する「静岡精華学園業務連絡協議会」において調整連絡を図っている。この静岡精華学園業務連絡協議会の開催は、定例として年 1 回、その他必要の都度、開催している。（【資料 3-4-8】）。

また、教職員からの提案を学園の運営に生かす仕組みとして、教職員からの改革・改

善提案制度「一人 1 改革運動」を実施し、教育活動等を推進していく上でのさまざまな改革・改善に取り組んでいる（【資料 3-4-9】）。平成 28（2016）年度に改善したものは、建学の精神・基本理念（教育理念）、使命・目的、3つのポリシー等の学内掲示、災害時での緊急避難路等の掲示の 2 点である。

学長は、運営協議会の議長を務め、大学における学長のリーダーシップが発揮しやすい組織体制となっている。運営協議会及び教授会の下には、委員会、センター及び専門部会が設置されており、運営協議会及び教授会の審議を適切に行うため、事前に委員会、センター及び専門部会において事案の検討と整理を行っている（【資料 3-4-2】、【資料 3-4-3】、【資料 3-4-10】）。

また、大学事務部の改善等に関わることは、ほぼ毎日実施している各課内のミーティング、隔週水曜日に開催している部課長会で、情報提供や改善提案がなされるようにしている。

(3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

学校法人の運営をより円滑に進めるために、平成 29（2017）年度も引き続き教職員からの改革・改善提案制度「一人 1 改革運動」を実施する予定である。この制度を通じて、教職員の一人ひとりの意見を聴取し、学内で十分に吟味した上で、即実施できるものは、学長の指示のもと実行させるとともに、大学運営に必要な改善については、理事長及び学長と協議しながら、具体化に向けた取り組みを実施していく。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5 の視点》

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

大学の業務体制及び執行体制については、「静岡福祉大学職員組織規程」により、学長、副学長、学部長、学科長、教育職員、事務職員等の職種とそれぞれの職務内容を定めている（【資料 3-5-1】）。

さらに、事務組織については、「静岡福祉大学事務組織及び事務分掌規程」により、職制と職務、担当ごとの事務分掌を定め、課長の指揮の下、業務を進めている（【資料 3-5-2】）。

事務部内での意思疎通、連携体制として、毎月初めに事務部の全職員が出席しての事務部会議及び隔週、部長、課長等が出席しての部課長会を開催し、各課、センターによる業務報告や業務遂行への意見交換も行き、業務点検の場として運営されている（【資料

3-5-3)。

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

「基準 3.3-2-①」で述べたとおり、理事会は、学校法人の業務に関する最高意思決定機関であり、学校法人運営委員会は、学長がその構成員となり、業務の遂行を適切に管理している。

大学は、学長を頂点とした教員組織、事務組織の機関が、「静岡精華学園みらい躍進計画〔平成 28 年度～平成 32 年度〕」の実現に向けた各種施策を企画・立案し、運営協議会が大学の将来構想や大学運営に関わる基本の方針に関する事項を、教授会が教育研究に関する事項を審議し、その他の事項とともに、学長が最終決定し執行する。これらの過程は、規程等により権限の範囲、決定までの手続きが明確化されている（【資料 3-5-4】、【資料 3-5-5】）。

また、事務部の業務を円滑に実施するため、所掌事務・作業目標・スケジュール表を作成し、これに基づき業務を執行している（【資料 3-5-6】）。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

「静岡福祉大学職員就業規則」第 20 条において、「職員は、その職務遂行のため自発的研修に励み、創意工夫と研究的態度を信条として資質の向上に努めなくてはならない」と規定している（【資料 3-5-7】）。また、大学設置基準の一部改正により、SD が義務化された。

これらを受けて、本学では、事務職員研修会を開催したり、外部研修機関が実施する研修会やセミナーへの参加を勧奨するとともに、本法人では、本法人主催の事務職員研修会を開催している（【資料 3-5-8】）。また、事務部会議及び教授会で、本法人・大学の収支状況説明等を行い、教職員の大学経営に対する理解の深化を図っている（【資料 3-5-9】、【資料 3-5-10】）。

平成 28（2016）年度に行われた大学内の事務職員研修会は、新規採用事務職員研修会、事務職員研修会「分かりやすい文書づくり」、職員向け PC 講習（初級編）及び事務職員研修会「情報公開制度」であった（【資料 3-5-11】）。

(3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

少子化が進行する状況で、大学の使命である「実践力のある福祉・教育専門職の養成を通じて福祉社会を実現する」ためには、教育の質と学生サービスの向上を図ることが重要である。このためには、教職員の能力・資質の向上が求められているが、現状では、教職員は、日々の業務に追われる中で、自発的に研修に充てる時間が取りづらい状況にある。

しかし、事務職員の高度化による教職協働の実現が謳われ、また、大学設置基準の改正により、SD が義務化されたこともあり、静岡福祉大学 SD 委員会によって、効率・効果的な研修計画の策定を行うとともに、この研修の受講により、教職員の能力・資質の向上を図るとともに、その能力が発揮できる職員配置に努めていく。

3-6 財務基盤と収支

《3-6 の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

平成 28 (2016) 年度は、本法人の中期 5 か年計画「静岡精華学園みらい躍進計画〔平成 28 年度～32 年度〕」に基づき、年次計画を策定している。年次計画は、各部門からの事業活動計画及び予算要求を基に、法人本部事務局が学内を統括し内容精査した上で計画案を取りまとめている。主要な事業計画及び予算案は、評議員会の承認、理事会の議決を経て正式決定している（【資料 3-6-1】、【資料 3-6-2】）。

予算編成においては、各学校部門の自主性を尊重した予算編成を進めているが、人口減少等の厳しい社会環境の背景もあり、経営の安定を測る数値の改善が進んでいない状況である。そのため、平成 29 (2017) 年度の当初予算策定では、従来どおり各学校部門の方針を尊重しつつも、各学校の入学定員充足率（実績）を算定根拠とする等、学生生徒等の確保が経営に直結することを再認識させる効果を狙うとともに、その一方で経常的な予算要求額の上限（シーリング）を事前に示すことにより、積極的な経費削減も行う等、選択と集中を旨とした予算編成を行っている。（【資料 3-6-3】）。

資産運用については、「学校法人静岡精華学園資産運用規則」に基づき法人本部事務局（会計課）が行っている。同規則は、安全かつ効率的な資産運用を図ることを目的とし、運用対象及び運用方法の制限等を定めている。平成 28 (2016) 年度末の預貯金は 2,092 百万円であり、その内訳は現金預金 544 百万円（修学旅行費積立預金 21 百万円を除く。）、並びに退職給与及び施設整備に係る特定資産 1,548 百万円であり、主に定期預金、国債、地方債等を対象に運用している。なお、預貯金は前年度末から 31 百万円減少しているが、これは大学設置に係る市中金融機関からの借入金を一括返済したためである（【資料 3-6-4】、【資料 3-6-5】）。

平成 28 (2016) 年度末の借入金残高は 296 百万円であり、その内訳は長期借入金 271 百万円及び（1 年以内返済の）短期借入金 25 百万円であり、日本私立学校振興・共済事業団、静岡県私学教育振興会の公的金融機関から借入れている。返済に要する期間は、大学が 9 年間、中学・高等学校は 15 年間あるが、現在まで滞りなく返済している。上述したとおり、大学部門では市中金融機関からの借入残高 100 百万円を当初計画どおり全額返済しており、その結果、法人全体の総負債比率（総負債÷総資産）は、前年度 16.2% から 13.9% へ好転している。財務の安全性を測る本指標は、一般的に低いほど望ましく、50%を超えると負債総額が純資産を上回ることを示し、さらに 100%を超えると負債総額が資産総額を上回る状態、いわゆる債務超過であることを示すが、本法人では 13.9% と十分に低いことから健全な状況といえる。また、過去 5 年間いずれの年度においても流動資産が流動負債を上回り、流動比率（流動資産÷流動負債）が 130.1～165.3% と 100%

以上で推移し、支払能力も継続して維持できている（【資料 3-6-6】、【資料 3-6-7】、【資料 3-6-8】）。

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

学校法人の本業である「教育活動」は、教育活動資金収支差額が 5 年連続してプラスで推移し、外部負債や手持ちの運用資産についても直ちに経営上問題となる兆候は見られないが、経常収支差額比率（経常収支差額÷経常収入）は、平成 26（2014）年度以降マイナスに転じている。

また、本法人が安定的に経営を行う上で保有すべき特定資産は、退職給与引当金及び減価償却累計額（要積立額）に相当する資産であり、これに対する運用資産の保有状況を測る積立率は下降傾向であり、平成 28（2016）年度末時点では 49.5%である。過去 5 年間で運用資産は 257 百万円増加しているが、要積立額が 901 百万円増加しており、積立てが追いつかない状況である（【資料 3-6-7】）。

平成 28（2016）年度の純資産構成比率（純資産÷（総負債＋純資産））は、前年度から 2.3 ポイント上昇し 86.1%となっており財政状態は安定している。経常収支の改善という中長期的な課題はあるが、現時点では「教育活動」でキャッシュフローを生み出し、運用資産も増加していることから、概ね健全な収支バランスを維持していると評価できる（【資料 3-6-9】）。

大学部門の入学定員は、平成 27（2015）年度より 230 人体制を構築したが、定員を満たす入学者数を確保できていない。平成 29（2017）年度入学者数は 196 人であり、募集定員に対して 34 人不足している。入学定員充足率は 85.2%であり、過去 5 年間で 10.3 ポイント下降している。

大学部門において、平成 29（2017）年度当初予算策定時における損益分岐点学生数は全体で 831 人、一学年当たり 208 人である。上述したとおり、医療福祉学科及び健康福祉学科では既に入学者数が大幅に減少しているが、平成 29（2017）年度入学者数は 196 人であり、損益分岐点学生数まであと一步の状況である。確実な学生確保による定員充足、卒業率の向上、退学率の改善等の従来からの取組みを継続的に進めることは必要であるが、さらに学科再編等の構造的な見直しも必要である。これにより経常収支差額の黒字化が図れ、学校経営を採算ベースに乗せることが可能となり、安定した財務基盤の確立が実現できるものとする（【資料 3-6-10】）。

外部資金については、大学後援会からの寄付金収入、焼津市からの包括連携協定に基づく補助金及び受託事業収入、その他機関からの受託事業収入等があり、継続的な資金獲得に努めている。また、過去 5 年間に於ける科学研究費助成事業は、研究種目数 11 件、累計配分額 17,241 千円であり、一年当たり平均約 3.4 百万円の収入源となっている（【資料 3-6-11】、【資料 3-6-12】、【資料 3-6-13】）。

(3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

現時点においては経営上看過できない兆候は見られないが、まずは経常収支差額を黒字化することにより、学校経営を安定させる必要がある。また、将来的には、大規模な施設設備等の改修、教育内容を向上させるため教育研究活動への投資等を行い、「教育の

質保証」を担保していくことも重要である。そのためには、学校経営の根幹である学生数の確保が課題であり、このことによって純資産構成比率を高め、積立率を上げていくことが必要である。

平成 27 (2015) 年度に設置した子ども学部は、設置当初は十分な入学者を確保できなかったが、地域における 3 年間の地道な活動により認知度も上がり、平成 29 (2017) 年度は募集定員を超える 53 人が入学しているが、本学を取り巻く環境は厳しさを増しており、来年の完成年度に向けて積極的な定員確保に努めなければならない。また、中期 5 か年計画「静岡精華学園みらい躍進計画」における計画を具現化し、リニューアルした魅力ある本学を県内外に示すことにより、入学者の定員確保に努めるとともに、個々の学生に寄り添った生活指導はもとより、経済的な問題を抱える学生に対しては、学費の延納・分納等無理のない納付方法に関する指導を学生及び保護者に行うことにより、退学者の減少にも努めることとする。

3-7 会計

《3-7 の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7 の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

(2) 3-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

学校法人会計基準に準拠し、法人が定めた「学校法人静岡精華学園経理規程」、「学校法人静岡精華学園経理規程施行細則」、「学校法人静岡精華学園固定資産及び物品調達規程」、「学校法人静岡精華学園固定資産及び物品管理規程」等の諸規程に基づいた会計処理を実施している。（【資料 3-7-1】、【資料 3-7-2】、【資料 3-7-3】、【資料 3-7-4】）。

監査法人による会計監査では、会計処理等について適切な指導、助言を受けている。また、監査日以外であっても、公認会計士と連絡を取り合い、その都度確認するよう努めている。

平成 27 (2015) 年度に文部科学省（以下、「文科省」という。）による会計処理等の実態調査及びそれに伴う文科省通知があったが、それを受けて公認会計士と連携し継続的に対応している。具体的には、公認会計士の指導に沿って、周辺会計（学生生徒等からの預り金等、学校会計と区分した会計）の見直しを進めている。会計処理の適正化に向けて、①科学研究費助成事業補助金（以下、「科研費」という。）、②実習費について検討しており、平成 28 (2016) 年度末において学校会計への取込みを実施している（【資料 3-7-5】、【資料 3-7-6】、【資料 3-7-7】）。

会計処理を適正に実施するためには、「学校法人静岡精華学園経理規程」等を基にした会計の仕組み作りに加え、それに携わる学内関係者の人作りも必要である。会計課の本部職員 2 名は、会計知識の習得に努め、簿記資格を取得し実践的なスキルアップを図っている。また、学内関係者に対しては、平成 28 (2016) 年度に開催した事務職員研修

会において、「経営・財務状況の把握・分析」をテーマに、決算書（計算書類）の読み方や財務分析に関するSDを法人本部会計課が実施している。これにより、学校法人会計基準改正の趣旨である、①計算書類等の内容をよりわかりやすく、一層の説明責任を的確に果たす、②学校法人の適切な経営判断に一層資するという目的に沿った効果的な運用に努めている（【資料 3-7-8】）。

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査は、監査法人の公認会計士2名及び会計補助員2名によって、6回（6日間）実施している。計算書類、元帳及び関連帳票との照合のほか、会計処理における内部統制に関する内容、周辺会計の運用状況、会計基準改正に伴う運用状況等についても監査又は指導を行っている。

監事監査は、非常勤監事2名によって「学校法人静岡精華学園監事監査規程」に基づき年間2回実施している。監事は財産状況及び業務状況について監査を行い、公認会計士と情報交換の場を設けて連携を図るとともに、学内の施設及び授業を視察し理事者との意見交換も行っている。また、理事会及び評議員会は年3回（平成28（2016）年5月30日～平成29（2017）年3月7日）開催され、毎回1名以上の監事が出席している（【資料 3-7-9】、【資料 3-7-10】、【資料 3-7-11】）。

(3) 3-7の改善・向上方策（将来計画）

会計処理及び会計監査については、公認会計士の指導に沿って対応できている。今後は、現在進めている課題について適正に改善業務を完結させる。例えば、平成28（2016）年度では周辺会計の一部を学校会計へ取込むよう会計処理を変更している。実際の会計処理の変更は翌年度からであるため、今後も公認会計士や学内関係者と連携し改善業務の完結に努め、公正・公平で透明性の高い事務処理の定着化を図る。

また、学校経営が厳しさを増している環境下、会計に対する重要性が高まっている。今後も、会計担当者のスキル向上を継続的に図るとともに、学内関係者へのSDについても適宜対応していく。

学校法人の監査については、ステークホルダーの立場から経営の健全性を監視、助言する「監事監査」と、経営者の立場から業務の健全性を監視する「内部監査」がある。上述したとおり、本法人では、会計監査は確実にしているが、監事監査は非常勤監事が対応しており、監査室も設置していない状況である。特に監事監査については、監査範囲が広がったこともあり、監査機能の強化が求められているところであるが、中小規模学校法人においては、常勤監事や内部監査部門を設置していない法人も多い。今後は、各関係部署間の連携をさらに深め、合理的かつ有効的に監査機能の役割を果たせるよう、事業規模に見合った監査の在り方を検討し、人・組織を含めた監査体制の整備を進める。

[基準3の自己評価]

平成16（2004）年の開学以来、学校教育法等関係法令、法人寄附行為及び大学学則等を遵守して大学等を運営してきている。

大学等の運営に関して、理事長や学長のリーダーシップが最大限発揮できるように、

法人においては学校法人運営委員会を設置し、理事長出席のもとで関係機関の各種課題について議論を深めている。

また、大学においても、教授会や運営協議会を設置し、大学の教職員の意見の集約を図りながら、学長の指示が全教職員に周知できるようにしている。

このようなことから、理事長及び学長と教職員のコミュニケーションは十分に図られ、ガバナンスも行き届いているものとする。

加えて、将来の大学運営に必要な総合計画である「静岡精華学園みらい躍進計画」に示したように、生き残りを賭けた学科再編成等に関し、全教職員への情報の共有化を意図するとともに、改革意識の醸成を図ってきたところである。

財務状況については、看過できない兆候は見られず、平成 **28 (2016)** 年度の純資産構成比率の **86.1%** を見ても財政状況は安定しており、概ね健全な収支バランスが取れているものと考えている。

しかしながら、経常収支においては、平成 **29 (2017)** 年度の大学の収容定員充足率は **82.2%** となっていることから、入学者の確保を重点課題として実施していくことが求められている。

会計処理については、学校法人会計基準に準拠し、諸規程に即した会計処理を行うとともに、公認会計士 **2** 名による厳格な会計検査を実施しており、法人の監査委員による事業や財産状況等の監査を行う等、会計の透明性と公平性の確保に努めている。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1 の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

本学は、学則第 2 条第 1 項に「本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする」と定めている。

ここでいう「前条の目的」とは、学則第 1 条「教育基本法及び学校教育法に基づき、福祉に関する高い知識と優れた技能を併せ備えた、有能にして社会の要請に応え得る有為な人材を養成すること」を指し、「社会的使命」とは、本学の使命である「実践力のある福祉・教育専門職の養成を通じて福祉社会を実現する」を指す（【資料 4-1-1】、【資料 4-1-2】）。

また、学則第 2 条第 3 項に基づき、「静岡福祉大学自己点検・評価委員会規程（以下「規程」という。）」を定めている（【資料 4-1-3】）。本学の自己点検・評価は、公益財団法人日本高等教育評価機構（以下「評価機構」という。）の評価基準に基づき、基準及び基準項目を設定している。平成 28（2016）年度に作成した自己点検評価書の基準は、「基準 1：使命・目的等」「基準 2：学修と教授」「基準 3：経営・管理と財務」「基準 4：自己点検・評価」の 4 基準に加えて、「大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価」を設定し、「基準 A：地域社会に対する貢献活動」とした（【資料 4-1-4】）。

したがって、本学は、使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価を実施しているものと判断できる。

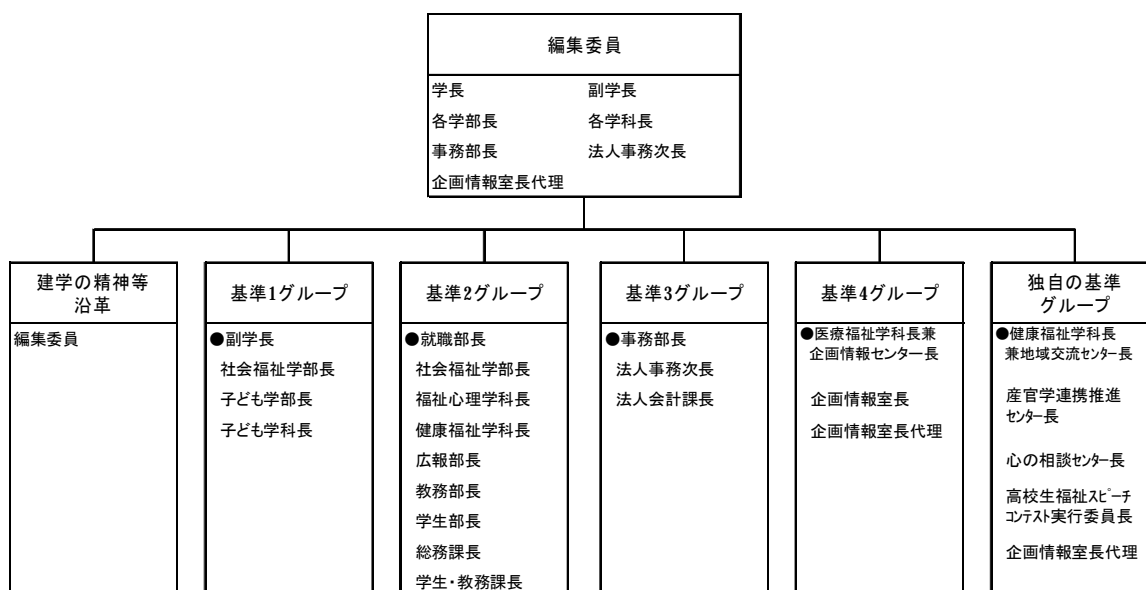
4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

本学は、学則第 2 条第 2 項に「自己評価を行うため、本学に自己点検・評価委員会を置く」と定めている。本学は、この学則に基づき自己点検・評価委員会を設置している。

自己点検・評価委員会は、規程に基づき、学長、副学長、各学部長、各学科長、教務部長、学生部長、就職部長、広報部長、事務部長その他学長が指名する者により組織されている（【資料 4-1-3】）。

自己点検・評価業務の実施体制は、【図 4-1-1】のとおり「編集委員」と「基準ごとの担当グループ（以下「基準グループ」という。）」によるものとなっている。

静岡福祉大学



【図 4-1-1】平成 28 (2016) 年度の自己点検・評価業務実施体制

編集委員の役割は、当該年度の自己点検・評価業務に関する全体の方向性の検討や自己点検評価書の校正業務等であり、本学の自己点検・評価業務の中心的な役割を担っている。

基準グループの役割は、当該基準グループの委員が基準項目を分担し、執筆することである。また、基準グループに責任者を 1 人配置し、執筆の取りまとめ役としている。加えて、編集委員と基準グループの意思疎通を十分なものとするために、各基準グループには必ず編集委員の者が入っている。

平成 28 (2016) 年度における自己点検評価書の作成から完成までの流れは、以下のとおりである (【資料 4-1-5】)。

- 1) 編集委員が検討した自己点検評価書作成スケジュールを委員会で審議 (4 月)
- 2) 承認されたスケジュールに基づき、各基準グループは、原稿を作成 (4 月～5 月)
- 3) 基準グループの責任者は、当該基準の原稿を取りまとめ、学長 (委員長) に提出 (5 月)
- 4) 編集委員は、基準ごとに校正を行い、執筆担当者に返却 (5 月)
- 5) 執筆担当者は、校正指示に基づき、第 2 稿を作成 (5 月)
- 6) 基準グループの責任者は、当該基準の第 2 稿を取りまとめ、学長 (委員長) に提出 (5 月)
- 7) 編集委員は、全体を通した校正を実施 (5 月)
- 8) 校正後、編集委員による会議により最終案を検討 (6 月)
- 10) 最終案を委員会に提出し審議、承認 (6 月)

※委員会承認された自己点検評価書は、運営協議会において審議され、承認を経た上で教授会に報告される。

平成 28 (2016) 年度は、大学機関別認証評価の受審年度であったため、平成 28 (2016) 年 6 月までに自己点検評価書を完成させたが、従来の作成スケジュールでは、自己点検

評価書の完成を 10 月としている。

以上より、本学の自己点検・評価に対する体制は適切であるといえる。

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

本学は、静岡福祉大学自己点検・評価委員会規程に基づき、原則として毎年度、自己点検・評価業務を実施している。自己点検・評価業務において作成した自己点検評価書は、冊子にして教職員に配付し、情報共有を図っている。

以上より、本学の自己点検・評価の周期性は、適切である。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、適切な体制で自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。今後も規程に基づき、原則として毎年度、実施する。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2 の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

本学では、評価機構と同様の基準で自己点検・評価を実施している。したがって、本学の自己点検・評価の基本的な方針は、評価機構の方針が基盤となっている。

そこで、教職員には常にエビデンスを重視した自己点検・評価を行うよう周知徹底している。具体的には、平成 27 (2015) 年度、FD 活動の一環で「大学機関別認証評価について」とした研修会を実施した（【資料 4-2-1】）。それらの研修会において、エビデンスの重要性についての説明がなされている。

その結果、平成 28 年度自己点検評価書の作成にあたっては、400 種類（一部、重複を含む）のエビデンスを収集した（【資料 4-2-2】）。

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

自己点検・評価に関するデータ等の収集・管理・分析を担当しているのは、事務部企画情報室である。事務部企画情報室の業務は、その他、規程等の制定・改廃の調整に関すること、大学の IR に関すること、学内情報ネットワークシステムに関すること、大学の情報公開に関することである（【資料 4-2-3】）。なお、これらのうち、IR に関する業務は、IR 機能を司る企画情報センターの庶務として、学修時間や教育の成果等に関する情報の収集及び分析の実施をサポートしている（【資料 4-2-4】）。

自己点検・評価業務のデータ分析に関する具体的な事例は、平成 28 年度自己点検評

評価書の完成後に作成した、「平成 28 年度自己点検・評価業務における「改善・向上方策（将来計画）」一覧表」がある。この一覧表に基づき、改善・向上方策（将来計画）の進捗状況を管理したことにより、現状把握が容易になり、PDCA サイクルに好循環が生まれた（【資料 4-2-5】）。

また、大学の IR に関する業務では、平成 28（2016）年度、企画情報センターにおいて、各教員・各部署において管理している学生情報等を一元化し、教職員のパソコンで「修学ポートフォリオ」として閲覧できるようになったことから、これから教職員の意見を聴取し、具体的な活用方法を検討していくところである（【資料 4-2-6】）。

以上より、本学では現状把握のための十分な体制を構築していると判断できる。

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

自己点検・評価結果は、自己点検・評価委員会及び運営協議会での審議・承認後、教授会において報告する際に全教職員に対して自己点検評価書を配付することで学内共有を図っている（【資料 4-2-7】、【資料 4-2-8】、【資料 4-2-9】）。また、社会に対しては、本学ホームページ上で公表している（【資料 4-2-10】）。

以上より、本学は、積極的に学内外へ公表していると判断できる。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

平成 28（2016）年度、企画情報センターにおいて学生情報等を一元化し、教職員のパソコンで閲覧できるようになった。また、一元化したことにより、学生情報に関するさまざまな分析が容易にできることが予想されている。

本学の課題のひとつである、退学率減少に向けた分析を行うために、平成 29（2017）年度中に、企画情報センターにおいて分析方法を検討し、平成 30（2018）年度より具体的な分析活動を行うこととする。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3 の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

本学の自己点検・評価における PDCA は、当該年度の方針を策定（Plan）、各委員が自己点検・評価を実施（Do）、基準項目ごとの課題を「改善・向上方策（将来計画）」として記載（Check）、課題を検討及び改善（Action）する、というサイクルである。

平成 28（2016）年度においては、自己点検・評価委員会の編集委員たちによる会議「編集委員会」により方針の検討・策定を実施し（Plan）、その方針に基づき各委員が自己点検・評価を実施した（Do）。そして、その活動で判明した課題を「改善・向上方策（将来計画）」に記載（Check）した上で、6 月に自己点検評価書が完成した（【資料

4-3-1))。その後、自己点検評価書に記載された「改善・向上方策(将来計画)」については、「平成 28 年度自己点検・評価業務における「改善・向上方策(将来計画)」一覧表」としてまとめた上で、改善を担当する部署が課題解決に向けた検討を実施し改善を図った(Action) (【資料 4-3-2】)。

以上より、本学における自己点検・評価業務は、PDCA サイクルを確立していると判断できる。

(3) 4-3 の改善・向上方策(将来計画)

本学が直面している改善事項の中には、自己点検・評価により明確となった課題だけでなく、私立大学等経常費補助事業の獲得もある。特に「私立大学等改革総合支援事業」及び「私立大学等経営強化集中支援事業」においては、条件を満たすことができなかった。

これらのうち、「私立大学等改革総合支援事業」については、平成 28 (2016) 年度に作成した「平成 28 年度自己点検・評価業務における「改善・向上方策(将来計画)」一覧表」にその一部を記載し改善を促したものの、選定基準には届かなかった。

平成 29 (2017) 年度は、さらに「自己点検・評価業務における「改善・向上方策(将来計画)」一覧表」を充実させ、平成 30 (2018) 年度までに選定されるように、自己点検・評価委員会を中心に推進していくこととする。

[基準 4 の自己評価]

本学は、使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。

自己点検評価書の記載にあたっては、エビデンスに基づくことを周知徹底しており、エビデンス資料の収集は、企画情報室が中心となり効率的に行われている。また、静岡福祉大学自己点検・評価委員会規程に基づき、原則として毎年度、自己点検・評価を実施し、自己点検評価書を全教職員に配付し、情報共有を図っている。

以上により、自己点検・評価体制の誠実性及び周期等は、担保されている。

今後、学生情報の一元化が実施されたことを機に、IR 業務の推進が叫ばれており、退学率減少のための分析等、企画情報センターへの期待が高まっている。

自己点検・評価結果の社会への公表は、自己点検評価書の配付及び本学ホームページへの掲載により行っている。

自己点検・評価結果の活用のための PDCA サイクルは確立されているものの、今後は、私立大学等経常費補助事業の調査項目等を参考するなどした、全学的な改善・向上を図るための PDCA サイクルが確立できるよう、更なる体制の確立が課題と言える。

以上より、本基準は、適切に実施されていると認められる。

IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域社会に対する貢献活動

A-1 地域交流センターの社会貢献活動

《A-1 の視点》

A-1-① 地域交流センターの設置目的と位置づけ

A-1-② 福祉大学の専門性をいかした地域社会への貢献

A-1-③ 具体的な地域貢献活動の実施

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 地域交流センターの設置目的と位置づけ

地域交流センターは、次の活動目的のために設置され、学生のボランティア活動を通じて実践教育を展開し、地域社会の発展に貢献している（【資料 A-1-1】）。

- 1) 本学の目的に則した学生ボランティア等の実践活動を支援する。
- 2) 本学学生のために、授業時間とは別の自由時間を利用して、多様な知識や技術を修得させる。
- 3) 地域社会からの要請に対し、福祉に関する専門的な知識・技術をもって貢献する。
- 4) 地域の文化の発展のために、本学の知的財産を地域社会に還元し、重要な社会的課題となっている生涯教育・生涯学習の発展に貢献する。
- 5) 地方自治体等と連携し、地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に寄与する。

A-1-② 福祉大学の専門性をいかした地域社会への貢献

地域交流センターの主な役割は、地域のボランティア情報等を学生に対して配信し、コーディネート等を通じて、その自主的な活動を支える「地域活動支援」である。学生にはコミュニティにおける実践教育の場を提供するとともに、地域社会の推進、福祉のまちづくりへの寄与を期待している。その他に地域福祉に欠かせない人材を育てる「人材養成研修」、福祉社会づくりの基礎資料となる「調査研究」、さらに地域福祉情報の発信・受信を行う「広報啓発」等、地域社会への貢献を行っている（【資料 A-1-2】）。

学生はこれらの活動に参加し、地域住民との交流を通じて、地域の現状を受けとめ福祉課題を学ぶこととなり、地域の福祉団体とのつながりを深めている。特に、大学で学んだ福祉実践の諸理論及び知識とボランティア実践経験との相互作用を図るよう取り組んでいる。

A-1-③ 具体的な地域貢献活動の実施

地域交流センターの主な活動は次のとおりである。

- 1) 地域活動支援

①ボランティア活動

地域交流センターでは、年間を通じて地域の団体、施設、企業及び行政からのボランティア要請と学生のボランティア参加希望者との懸け橋となるべく、コーディネートを行っている。また、学生がボランティア活動の主体者として参加するための支援を行っている。これらの活動を通して、地域社会と学生を「つなぐ」交流及び活動の拠点となっている。

平成**28**（**2016**）年度のボランティア活動実績は【資料 A-1-3】のとおりである。

②わんぱく寺子屋

わんぱく寺子屋とは、焼津市より「放課後子ども教室推進事業」を委託され実施している事業である（【資料 A-1-4】）。この事業は、地域の子どもたちに、勉強やスポーツ、文化活動等の体験の「場」を設けることにより、安全で安心な居場所づくり並びに心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進することを目的としており、本学を含めた焼津市内のいくつかの施設で行われている。学生スタッフ（後述）は、地域福祉実践活動の場として、地元企業や団体との連携を強化し地域住民や企業・団体との協働により地域の子どもたちに関わっている。保育系授業の内容と合わせた実践教育的側面もあることから、社会福祉学部福祉心理学科保育心理コースに在籍している学生スタッフが中心となっている。

平成**28**（**2016**）年度は、本学を会場とする「わんぱく寺子屋」活動が**11**回行われ、子ども、保護者並びに学生スタッフの参加者総数は**1,377**人であった。その中でも、平成**28**（**2016**）年**10**月**16**日に行われた焼津市社会福祉協議会主催の「焼津福祉まつり」においては、焼津市総合福祉会館において「出張寺子屋」を開催し、子ども、保護者並びに学生スタッフの参加者は**209**人だった（【資料 A-1-5】）。

③通学合宿

通学合宿とは、焼津市内の小学校**2**校（焼津市立大井川南小学校、焼津市立港小学校）が本学、同小学校のPTA、焼津市教育委員会、静岡県教育委員会青少年課の協力により実施している事業（事業名：大井川南小学校第**29**回なかよし学校、焼津市立港小学区通学合宿（しおかぜスクール**2016**））であり、小学生たちが小学校の敷地内で寝泊まりするスクールキャンプを実施するものである。異年齢の小学生同士の交流を通して温かな人間関係を形成することと、親から離れた環境で子ども自身の手で生活する力を養い、心豊かで、たくましく、独り立ちできる能力を育てることをねらいとしている。また、地域の育成会、学校、地域社会、ボランティア等との連携を図り、地域での青少年健全育成の環境を整えることも目的となっている。

学生スタッフは企画・運営を担う他、本事業のプログラムを地域の推進委員と作成する等、コーディネーターとして関わっている（【資料 A-1-6】）。

④高齢者のサロン活動

高齢者を対象にしたサロン活動を「静福サロン」の名称で焼津市内と近隣の市民

を対象に実施している。本事業は、地域の高齢者の社会参加の推進と生きがいくくり、さらには介護予防に寄与することを目的としている。

また、静福サロンは社会福祉学部健康福祉学科の授業「健康福祉総合演習」と連動している。そのねらいとは、学生が授業で学んだ知識を活用することで、高度な実践力を習得することにある。（【資料 A-1-7】）。

⑤焼津市青色防犯パトロール

平成 26 (2014) 年度より、学生スタッフ及び教職員 26 人による自主防犯ボランティア活動「焼津市青色防犯パトロール」を行っている。この活動は、青色防犯パトロール車を活用し、子どもや高齢者に注意しながら、焼津市内の巡回活動を行うものである。大学生が主体となった青色防犯パトロール車による防犯活動は静岡県内では初めての取り組みであり、平成 28 (2016) 年度は 18 回実施し、福祉を学ぶ若者の視点から地域を見守る活動として、地域の防犯活動に貢献している。

その活動が認められ、平成 26 (2014) 年度は焼津警察署・焼津地区防犯協会が作成した冊子「平成 26 年犯罪のあらまし」の表紙に地域交流センター学生スタッフの写真が掲載され、平成 27 (2015) には、焼津警察署より感謝状が贈られた（【資料 A-1-8】）。

⑥「少年の立ち直り・健全育成大学生ボランティア」支援活動

本活動は、静岡県警察本部少年課と協力し、少年院を出所した少年の立ち直りや健全育成を支援するためのものであり、平成 28 (2016) 年度は 9 人の学生が登録し、ボランティアとして参加した。このボランティアに参加するにあたり、静岡県警主催の「大学生サポーター養成講座」に出席することが義務づけられている。

活動内容は、学習活動、スポーツ活動、料理体験、農業体験、社会奉仕活動、非行防止教室、街頭補導活動、広報啓発活動等への支援となっている（【資料 A-1-9】）。

⑦ふれあいキャンプ

ふれあいキャンプは、焼津市重症心身障がい児親の会「いちいち (11) の会」の協力を得て実施した。その目的は、「障がいの有無にかかわらず地域でともに生きる仲間として、相手を理解し受け入れ思いやる心を育む機会と、ふれあいや体験を通して人と人のつながりを中心として、地域福祉の大切さを知り、地域での実践につながることで地域福祉の推進を図る」ことである。平成 28 (2016) 年度は、8 月 8 日 (月) 及び 8 月 9 日 (火) に実施し、中高生と障がい児が宿泊を共にし、交流を図った。

同事業は、学生がボランティアとして参加し、実施内容の検討、当日の運営等を焼津市社会福祉協議会と協働して行った（【資料 A-1-10】）。

⑧静岡福祉大学公開講座

静岡福祉大学公開講座（以下「公開講座」という。）の事業は、平成 27 (2015) 年度までエクステンションセンターで実施していた。平成 28 (2016) 年度から、

大学の研究による知見を地域住民にも広く公開し、役立てるといふ公開講座の機能と、地域住民に向けた大学の教育研究機能を地域へ還元することや、地域ニーズに役立てるといふ主旨が、地域交流センターの役割機能と重なることから、地域交流センター事業に統合した。なお、これによりエクステンションセンターは廃止した。

同講座は、地域の文化の発展の為に、本学の知的財産を地域社会に還元し、重要な社会的課題となっている生涯教育・生涯学習の発展に貢献すること、学生のキャリア支援のために正規の科目とは別の自由時間を利用して多様な知識や技術（資格等）を修得させることを目的としている。（【資料 A-1-11】、【資料 A-1-12】）。

また、焼津市とも連携を図り、前期と後期の 2 回にわたり開講している（【資料 A-1-13】）。平成 28（2016）年度開講した講座は、【資料 A-1-13】のとおりである。主に本学の専門性を生かした内容で、教員が 31 講座を担当している。教員が学際的かつ総合的に探求した成果を地域社会に還元するほか、地域住民が求めるテーマを基に、講座を開催し、学びの機会を広く地域社会へ提供することを目指している。

その他の公開講座では、「ノーマライゼーションのまちづくり」として写真展、視覚障がい者講座を開催し、障がい者福祉や視覚障がいについての啓発を地域住民に対して行った。（【資料 A-1-14】）。

こうした講座の地域住民に対する広報は、パンフレットの公共施設への設置及び本学ホームページへの掲載により、これまでの受講者にとどまらず、若い世代の目にも普く行きわたるように努めてきた。より多くの地域住民が本学に足を運ぶ機会を設けることにより、平成 28（2016）年度は 235 人（公開講座における焼津市民受講率 79%）が受講した（【資料 A-1-15】）。なお、学生には公開講座の受講料を無料で参加できるように開放している。

⑨焼津市との包括連携協定

本学は平成 27（2015）年 3 月 22 日（日）、焼津市と包括的な連携のもと、地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に寄与することを目的として「焼津市と静岡福祉大学との包括連携に関する協定」を締結した（【資料 A-1-16】）。

平成 28（2016）年度は、その協定に基づく補助金（平成 28 年度大学連携による地域課題解決モデル事業費）を受け、以下のような事業を展開した（【資料 A-1-17】、【資料 A-1-18】、【資料 A-1-19】）。

【表 A-1-1 平成 28 年度焼津市との包括連携協定に基づく地域活動事業】

NO	事業名	事業概要
1	子育て講演会	親子ふれあいフェスティバル
2	地域の小さな拠点事業	「焼津駅前サテライトキャンパス」における講座開講やカフェ運営
3	まちなか研修会	①ノーマライゼーションのまちづくり ②コミュニティビジネス講習会

4	若者と子どもの居場所づくり	放課後子ども教室
5	奨学金制度の提案	
6	サテライトキャンパスの利用	

※サテライトキャンパスについて

JR 東海道線焼津駅南口にある「焼津駅前通り商店街」の空き店舗を本学が借り、「焼津駅前サテライトキャンパス（通称：駅キャン）」として利用できることとなった。焼津市の課題である中心市街地活性化及び若者の賑わい創出の解決が期待でき、本学は、駅から近い場所で学生を集めたイベントができるという、両者にとってメリットのあるものである。



【図 A-1-1 サテライトキャンパス外観】

【図 A-1-2 サテライトキャンパス 1階】

ア. 子育て講演会

焼津市が抱える課題のひとつである、子育て支援事業の一環として行われた事業である。

平成 28 (2016) 年度は、平成 29 (2017) 年 3 月 19 日 (土) に「親子でたのしむコンサート be ポンキッキーズ in しずふく」と題したコンサートを開催した (【資料 A-1-20】)。

来場者は、会場定員 500 名に対し、173 件 584 名の応募者があったため、抽選による参加となった。なお、当日の来場者数は 447 名であった (【資料 A-1-21】)。

このコンサートでは、本学の教員・学生がゲストとともにステージ出演し、また、開場から開演前までのイベント、受付や駐車場誘導等を本学の教職員及び学生が行う等、当日の運営等に多くの役割を果たした (【資料 A-1-22】)。

イ. 地域の小さな拠点

焼津市内に、主に高齢者を対象とした「小さな拠点」を設置し、介護予防に関する講座やカフェ等の運営を行う、居場所作りを目的とした事業である。

平成 28 (2016) 年度は、焼津駅前サテライトキャンパスを「小さな拠点」と位置づけ、本学の教員が高齢者のサロン活動を行った (【資料 A-1-23】)。

ウ. まちなか研修会

焼津駅前サテライトキャンパスを会場として、地域住民に本学教員が講座を实

施する事業である。

平成 28 (2016) 年度は、教員の専門分野を生かし、以下のテーマによる講座を開講した。

- ①ノーマライゼーションのまちづくり (【資料 A-1-24】)
- ②コミュニティビジネス講習会 (【資料 A-1-25】)

エ. 放課後子ども教室

焼津駅前サテライトキャンパス 2 階を会場として、焼津市内の小学校 1 年生から 6 年生を対象に、放課後に気軽に遊びや交流に来て、楽しく過ごす場を提供した (【資料 A-1-26】)。

オ. 奨学金の提案

焼津市への若者定住を促進し、市の将来を担う人材を育成することを目的として、静岡福祉大学入学者に対する奨学金制度の提案をした (【資料 A-1-27】)。

カ. サテライトキャンパスの利用

平成 28 (2016) 年度については、卒業研究、社会福祉士の実習帰校日指導、スクールソーシャルワーカーの勉強会等を焼津駅前サテライトキャンパスで実施した (【資料 A-1-28】)。

焼津市が平成 27 (2015) 年度に策定した「焼津未来創生総合戦略」の中に、本学との連携事業が事業のひとつとして盛り込まれており、平成 29 (2017) 年度も引き続き事業が計画されている。この総合戦略は、平成 31 (2019) 年度までの計画であることから、少なくとも今後 3 年間は事業を行うこととなる (【資料 A-1-29】)。

⑩藤枝市との包括連携協定

本学は平成 28 (2016) 年 8 月 4 日 (木)、本学の所在地である焼津市と隣接する藤枝市と、包括的な連携により、地域の課題に適切に対応し活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に寄与することを目的として「幸せづくり包括連携に関する協定書」を締結した (【資料 A-1-30】)。

平成 28 (2016) 年度は、その協定に基づき、以下のような事業を展開した。

- ア. ふじえだガールズミーティング (【資料 A-1-31】)
- イ. ともフェス (【資料 A-1-32】)
- ウ. 相談援助実習の受け入れ (【資料 A-1-33】)

2) 人材養成研修

①学生運営委員会 (学生スタッフ)

地域交流センターでは、「福祉力を鍛える」という本学の基本理念 (教育理念) の下、学生が心身ともにバランスの取れた人間として成長し、社会性、市民性を養うことを目的に、「学生スタッフ」と呼ばれる学生たちによる学生運営委員会が組織さ

れている（【資料 A-1-34】）。

学生運営委員会に所属するためには、地域交流センターでの学生スタッフ募集に応募した後、地域交流センター委員会によって承認を受ける必要がある。平成 28（2016）年度は 25 人が所属していた（【資料 A-1-35】）。

学生運営委員会は、前述の地域活動支援の中心的な役割を担うとともに、地域交流センター職員との協働による、ボランティア要請のあった諸団体とボランティア参加希望者とのコーディネート業務、学外（他大学等）への研修会参加、広報誌の発行等の活動を行っている。

②ボランティア手帳

本学ではボランティア手帳を発行し、ボランティア活動を行う学生に配布している。学生は、ボランティア活動歴を記録することにより活動モチベーションを高め、さらには学びの振り返りにも活用することで、自己の成長にも役立てている（【資料 A-1-36】）。

3) 広報啓発

広報誌の発行は、地域交流センターの地域貢献活動として地域住民や関係機関、その他の団体に理解を深めてもらうことを目的としている。地域の方々のボランティア活動への理解や主体的な住民参加のきっかけづくりの一環として情報発信を行っている。

また、福祉の専門教育への意識を啓発し、地域社会への貢献の重要性やボランティア活動実践の重要性の理解を深めることを目的として、学生にも広報誌を配布し、ボランティア活動への参加のきっかけづくりとしている（【資料 A-1-37】）。

4) 調査研究

地域交流センターに所属する教員が、大学と地域社会の連携による地域福祉推進の意味について、共同研究を行っている。その成果は、平成 30（2018）年度に本学で行われる日本地域福祉学会において発表する予定である（【資料 A-1-38】）。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

地域交流センターでは、活動目的に基づく事業展開を行ってきたが、学生スタッフの減少により、わんぱく寺子屋、静福サロン、通学合宿等へのボランティア参加が少なくなっており、このままの状態が続けば活動自体の維持継続が困難になることが予想されるため、学生スタッフの増員を図るための地域交流センターの周知・PR を強化していく。

また、センターの機能向上のために他大学のボランティアセンターへの見学研修を実施し、学生スタッフとセンター機能の質を高めていく。

一方、外部からのボランティア依頼も増えてきており、学生の主体性を育てることと、学生の学びの一環となることを視野に入れ、青色防犯パトロールについては焼津警察署と協議をしながら、より地域に根付き、学生が地域と交流できるものに変えていく。ま

た、例年参加してきたボランティア活動についても、活動内容を精査した上で参加の有無を検討する。

A-2 その他各センター等の社会貢献活動

《A-2 の視点》

A-2-① 高校生福祉スピーチコンテストによる教育活動を通じた社会貢献活動

A-2-② 心の相談センターの社会貢献活動

A-2-③ 産官学連携推進センターの社会貢献活動

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 高校生福祉スピーチコンテストによる教育活動を通じた社会貢献活動

「静岡福祉大学高校生福祉スピーチコンテスト(以下「スピーチコンテスト」という。)」は、スピーチコンテストを通じて、福祉体験から得た感動・意見や、地域あるいは日本社会の福祉の在り方への提案、生活の中に見出す福祉の心や意識等の幅広いテーマについて、高校生の主張を募集している。その目的は、少子化時代における地域の若者の福祉への啓発を図り、また新たな福祉の魅力をより多くの地域の方に周知することで社会貢献活動の一環となることにある。

平成 19 (2007) 年度に始まったスピーチコンテストは、本学の基本理念（教育理念）に基づき設置した「高校生福祉スピーチコンテスト実行委員会」により運営し、平成 28 (2016) 年度までに、10 回のスピーチコンテストを実施するに至っている。

具体的な活動の流れは、4 月に全学から福祉に関連したテーマを募集し、その中から委員会等を通じて、当該年度のテーマを決定する。テーマの決定後、スピーチコンテストの後援と審査員派遣申請のため、静岡県、静岡県社会福祉協議会、焼津市、静岡新聞社・静岡放送及び静岡県私学協会を訪れて協力を依頼する。その後、募集要項・ポスター・チラシを作成し、県内外約 150 校の高校に発送することで、スピーチ作品を募集している（【資料 A-2-1】）。6～7 月には、県内 18 校の高校を訪問し、福祉担当の教員に広報活動を行っている（【資料 A-2-2】）。地域への周知では、藤枝市の広報誌にコンテスト開催案内を掲載している（【資料 A-2-3】）。

平成 28 (2016) 年度は、9 月中に届いた応募作品（【資料 A-2-4】）の中から全教員による第 1 次、第 2 次審査を通過した 10 名の高校生が、平成 28 (2016) 年 11 月 27 日（日）に開催された「第 10 回高校生福祉スピーチコンテスト」で地域の聴講者・在学生に向け新鮮な主張を発表した（【資料 A-2-5】）。

地域への啓発活動として、コンテスト終了後、新聞の報道記事のみではなく、後援機関である『静岡新聞』に「最優秀賞作品」を掲載している（【資料 A-2-6】）。また、本学のホームページ上でも募集から開催結果までの報告を掲載し、より広い地域への働きかけをしている（【資料 A-2-7】）。さらに、コンテスト出場者のスピーチを作品集としてまとめた冊子を、参加校並びに県内の高校、地元の中学校へ発送し、本学の地域への貢献・

教育活動の一環とした（【資料 A-2-8】）。

このような経緯の中で、年々応募作品の質が高まってきている。保育・介護・福祉分野に関する自らの体験等を踏まえて、より深く考えた作品が増えてきている（【資料 A-2-8】）。また平成 28（2016）年度には、特別支援学校に通う生徒 1 名が「最優秀賞」及び「しずふく賞」を受賞し、障がいのある当事者としての思いを発表した（【資料 A-2-7】）。

また、スピーチコンテスト当日の参加者にアンケートを実施し、次年度に向けた改善を図る努力も続けている（【資料 A-2-9】）。

A-2-② 心の相談センターの社会貢献活動

心の相談センターは、地域貢献活動の一環として、当初は心の健康に関する相談援助活動等を行うことを目的として設置された（【資料 A-2-10】）。現在は、地域で「心のケア」に従事する方（そこには、卒業生も含まれている）への支援を主な活動内容としている。具体的には、子どもの発達課題や子育てに関する課題、不登校やひきこもり等の社会適応に関連する課題、うつ病、高齢者の認知症の課題等といった心の問題を持つ人々を支援する地域支援者に対する研修会、スーパービジョン、コンサルテーション並びに卒業生に対するリカレント教育を行っている。それによって、間接的に地域に暮らす人々のメンタルヘルスの維持・向上に貢献することを目的としている。このことは、本学のホームページを通し広報を行っている（【資料 A-2-11】）。

平成 28（2016）年度の活動について述べる。

1) リカレント教育

社会的養護施設に就職した卒業生を対象に勉強会を企画し、実施した。平成 28（2016）年度は、具体的な勉強内容を見つける前段階として職場の現状等を報告しあう内容となった（【資料 A-2-12】）。

2) スーパービジョン、コンサルテーション

スーパービジョンやコンサルテーションに関する相談対応は 2 件であった。

1 件は、平成 21（2009）年 3 月に卒業した本学の卒業生で、児童養護施設に勤務している方であった。現在抱えている職務上の課題について、スーパーバイズというよりも助言指導を行った。その結果、在学中に「心理検査演習 A」「心理検査演習 B」を履修していなかったが、職務上必要な知識やスキルであることが判明し、平成 29（2017）年度に聴講生として受講している。

もう 1 件は平成 28（2016）年 3 月に卒業した本学の卒業生で、学習塾に勤務している方であった。内容は、サポート教室に通う不登校児と保護者への対応に関するコンサルテーションの申し込みであった。こちらについては、有料で引き受けるという回答に対し、申し込みのキャンセルという結果になった（【資料 A-2-13】）。

3) 支援者対象の研修事業

平成 28（2016）年度はストレスチェック制度が導入された年度であることから、県内の介護老人福祉施設に勤務する管理職を対象に「介護職のメンタルヘルス研修一管

理職向けラインケア編一」というタイトルで研修会を実施した。日時は平成 29 (2017) 年 3 月 4 日 (土)、時間は 13 時 30 分～17 時 00 分、場所は静岡駅ビルパルシェ 7 階第一会議室であった。当日は受講者 35 名のほか、外部講師 2 名、本学教員 3 名が参集した。

研修プログラムは、第一部は「ストレスとメンタルヘルス」というタイトルの講演 (60 分)、第二部は「部下のストレスに気づいて対処するにはどうしたらよいか」というタイトルでケースメソッドによるラインケア研修 (120 分) を行った。

終了後のアンケート結果によると (回答者 32 名)、研修について「とても良かった」13 名 (41%)、「良かった」17 名 (53%)、「良かったーあまり良くなかった」の間に 2 名 (6%) であり、「良くなかった」は 0 名とのことであった。このことから、受講生にとって有益な研修が実施できたものと考えられる (【資料 A-2-12】、【資料 A-2-14】【資料 A-2-15】)。

4) 臨床心理士職の広報活動

平成 27 (2015) 年度に引き続き、臨床心理士職の広報活動として「臨床心理士に興味がある人のお話し会」を実施した。平成 27 (2015) 年度との違いは、参加対象者を本学学生のほか、高校生にも広げたことであった。

日時は、祝日ではあるが学内では通常授業日にあたる平成 28 (2016) 年 11 月 23 日 (水) の 11 時 30 分～13 時 30 分であった。場所は、本学の厚生棟 2 階演習室であった。参加者は本学学生 6 名、高校生 4 名、他大学の学生 1 名の計 11 名であり、本学教員 5 名、臨床心理士の卒業生 2 名であった。なお、高校生は既に本学への入学をほぼ決めている生徒であった。

基本的な内容は、教員の司会の下で「臨床心理士の志望動機、適性」「臨床心理士の就職先、業務内容、待遇」「大学院受験対策」「大学院での学び、大学院生の生活」等の話題について、自由に意見交換を行った。特に、外部協力者として参加してもらった卒業生による大学院受験対策や大学院生活の話は、身近なモデルとして話が発展する様子が見られた。

終了後のアンケートには 8 名の回答を得たが、「疑問が解けた」「参考になった」「臨床心理士を身近に感じることができた」「4 月からの大学での学びを通して自分の将来の幅を広げていきたい」「定期的開催してほしい」等の記述がみられ、モチベーションを上げる効用があったように推察される (【資料 A-2-16】、【資料 A-2-17】)。

A-2-③ 産官学連携推進センターの社会貢献活動

「産官学連携推進センター」は地域福祉社会の構築に力点を置き、各産業界、個別企業や施設、病院、地域行政や地域社会等が直面する個別の課題や問題に対し、本センター独自の手法と、案件ごとの実践的な解決法を用いて、問題解決又は事業成立までの支援を展開することで、産業界、官界、学界、地域社会等に広く貢献することを理念としている。同センターの事業には①地方自治体等委託研究調査活動、②民間委託研究調査、共同研究調査活動、③団体等委託研究調査指導活動、④コンサルティング活動、⑤教育研修活動 (各種セミナーを企画立案、実施) がある (【資料 A-2-18】)。

平成 28 (2016) 年度は、教員の専門性と産官学に関係する組織とのネットワークをさらに進めることで、各事業での取り組みをさらに前進させ、センター内の組織連携を強めることができた。そのためのシステム構築もさらに進め、①産官学相談体制のシステム化（相談日・対応教員の設定、相談対応等）、②静岡市産学交流センター委員会等の対応、③静岡県工業技術研究所の対応、④ホームページ・教員データベースの作成、⑤焼津市との連携について、担当者や内容の検討を行った。

企業並びに行政機関の産官学相談に関する対応件数は、12 件であった。静岡市産学交流センターからの紹介や静岡県工業技術研究所からの研究協力に関する相談等、行政関係機関における本センターの認知度と期待が向上している（【資料 A-2-19】）。

また、外部機関との共同研究では、静岡県工業技術研究所の科研費挑戦的萌芽研究である「腰の筋電・姿勢計測に基づく介護の教育指導支援システムの開発」において、本学学生が試験協力者として参加した（【資料 A-2-20】）。さらに、今後の研究連携に関する相談があり、平成 30 (2018) 年度に本格的に検討していくこととなった。

教育・研修活動では、行政関係の委員会委員に関する相談、講師依頼等の事業について、次の依頼に対応し、地域からの専門的ニーズに応えることができた。

- 1) 静岡県総合教育センター総合支援課高校班より、産業教育専門研修への講師依頼
- 2) 焼津市保育園協会より、秋季研修会への講師依頼
- 3) 株式会社創碧社が発行している月刊フリーペーパー『Pocket(ポッケ)』への子育て・保育関係のコラム執筆依頼（【資料 A-2-21】【資料 A-2-22】【資料 A-2-23】【資料 A-2-24】）
- 4) アルファクラブが発行している会員限定フリーマガジン季刊誌『プラール』への介護関係のコラム執筆依頼（【資料 A-2-25】【資料 A-2-26】）

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

各センターの機能は整い、さまざまな社会貢献活動を行っている。そのような中、年々、本学に対して、地域社会等から知の拠点としての機能への期待が高まっている。平成 27 (2015) 年 3 月に焼津市との包括連携協定に加え、平成 28 (2016) 年 8 月には、藤枝市とも「幸せづくり包括連携に関する協定書」を締結した。今後は、地域の社会資源と連携した取り組みを、さらに推進していくことが求められる。今後、各センターの活動を継続していくうえで、事業の発展とともに、事業の整理等、総合的な視点からの判断が必要となり、そのような計画の策定が今後の課題と考えられる。

[基準 A の自己評価]

地域交流センターは中核となる機関であり、地域社会からの要請に応え、ボランティア活動等の「地域活動支援」、「人材養成・研修」、「調査研究」、「広報啓発」を行うことを通じて、開学時より、地域社会への貢献を果たしている。

高校生福祉スピーチコンテストは、高校生に福祉の心や意識等に関する主張を募集し、広く啓発することで、新たな福祉の魅力を広く地域の方々に伝え、社会貢献を果たしている。

心の相談センターは、卒業生を含めた県内の支援者を対象とした研修会、講演会及び

静岡福祉大学

シンポジウム等の開催を通して、間接的に地域社会へ貢献を果たしている。また、「心のケア」に関する職務に従事している卒業生支援として、随時、相談対応に応じている。

産官学連携推進センターは、企業・行政関係等の機関の相談対応、産官学連携研究、教育研修活動（各種セミナーを企画立案、実施）等の諸活動において、静岡県内の企業、法人及び機関との協働を進展させ、地域社会への貢献を果たしている。

さらに、平成 **27 (2015)** 年 **3** 月に締結した「焼津市と静岡福祉大学との包括連携に関する協定」は **2** 年が経過し、活動を充実させるとともに、平成 **28 (2016)** 年 **8** 月、藤枝市との包括連携に関する「幸せづくり包括連携に関する協定書」を締結したことで、さらに近隣他市町との協働の取り組みを推進させることができた。このことにより、従来の大学の社会貢献活動と合わせたシナジー効果が得られ、地域社会への貢献を一層果たしているといえる。

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F-3】	学部・研究科構成	
【表 F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	該当なし
【表 F-6】	全学の教員組織（学部等）	
	全学の教員組織（大学院等）	該当なし
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
【表 2-2】	学部、学科別の在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去 3 年間）	該当なし
【表 2-4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-5】	授業科目の概要	
【表 2-6】	成績評価基準	
【表 2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2-8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2-10】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2-13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2-16】	学部の専任教員の1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2-17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2-18】	校地、校舎等の面積	
【表 2-19】	教員研究室の概要	
【表 2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2-21】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-22】	その他の施設の概要	
【表 2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2-24】	学生閲覧室等	
【表 2-25】	情報センター等の状況	
【表 2-26】	学生寮等の状況	該当なし
【表 3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-6】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-7】	消費収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 3-8】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 3-9】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-10】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	

静岡福祉大学

【表 3-11】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
----------	-----------------------------------	--

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人静岡精華学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	静岡福祉大学大学案内 2018	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	静岡福祉大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2017 年度 学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	2017（平成 29）年度 学生便覧	
【資料 F-6】	事業計画書	
	平成 29 年度 事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成 28 年度 事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	大学へのアクセス、キャンパスマップ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）	
	静岡精華学園法人本部規程集目次、静岡福祉大学規程集目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	平成 28 年度 理事会・評議員会 出欠状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	財務計算に関する書類 学校法人静岡精華学園（過去 5 年間）	
	監査報告書（過去 5 年間）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス	
	2017 年度（平成 29 年度）シラバス 社会福祉学部	
	2017 年度（平成 29 年度）シラバス 子ども学部	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	静岡福祉大学大学案内 2018 (P64)	
【資料 1-1-2】	静岡福祉大学ホームページ (http://www.suw.ac.jp/about/spirit.html)	
	大学紹介>建学の精神・基本理念（教育理念）、使命・目的、個性・特色	
【資料 1-1-3】	学校法人静岡精華学園寄附行為	
【資料 1-1-4】	静岡福祉大学学則	
【資料 1-1-5】	静岡福祉大学学則、静岡福祉大学運営協議会規程	一部【資料 1-1-4】と同じ
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	静岡福祉大学大学案内 2018 (P64)	【資料 1-1-1】と同じ

静岡福祉大学

【資料 1-2-2】	静岡福祉大学ホームページ (http://www.suw.ac.jp/about/spirit.html) 大学紹介>建学の精神・基本理念(教育理念)、使命・目的、個性・特色	【資料 1-1-2】と同じ
【資料 1-2-3】	学校法人静岡精華学園寄附行為	【資料 1-1-3】と同じ
【資料 1-2-4】	静岡福祉大学学則	【資料 1-1-4】と同じ
【資料 1-2-5】	静岡福祉大学大学案内 2018 (P26、P42)	
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	学則改正に関する会議次第(運営協議会、教授会、評議員会、理事会)	
【資料 1-3-2】	平成 29 (2017) 年度 学生便覧(巻頭)	
【資料 1-3-3】	平成 29 年度入学式 学長式辞	
【資料 1-3-4】	静岡福祉大学大学案内 2018 (P64)	【資料 1-1-1】と同じ
【資料 1-3-5】	静岡福祉大学ホームページ (http://www.suw.ac.jp/about/spirit.html) 大学紹介>建学の精神・基本理念(教育理念)、使命・目的、個性・特色	【資料 1-1-2】と同じ
【資料 1-3-6】	2017 年度 学生募集要項 (P1~P3)	
【資料 1-3-7】	静岡福祉大学ホームページ (http://www.suw.ac.jp/about/greetings.html) 大学紹介>ごあいさつ	
【資料 1-3-8】	静岡精華学園みらい躍進計画 [平成 28 年度~平成 32 年度]	
【資料 1-3-9】	静岡福祉大学ホームページ (http://www.suw.ac.jp/about/policy.html) 大学紹介>3 つの方針(ポリシー)	
【資料 1-3-10】	静岡福祉大学ホームページ (http://www.suw.ac.jp/about/teacher.html) 大学紹介>教員紹介	
【資料 1-3-11】	平成 29 年度静岡福祉大学組織図	

基準 2. 学修と教授

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	静岡福祉大学 ホームページ (http://www.suw.ac.jp/about/policy.html) 大学紹介>3 つの方針(ポリシー)	
【資料 2-1-2】	静岡福祉大学大学案内 2017 (P26、P42)	
【資料 2-1-3】	2017 年度 学生募集要項 (P2~P3)	
【資料 2-1-4】	平成 28 (2016) 年度 進学者等主催 進学相談会等一覧表	
【資料 2-1-5】	2017 年度 学生募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-6】	静岡福祉大学 ホームページ (http://www.suw.ac.jp/examination/guidelines.html) 受験入試情報>募集要項	
【資料 2-1-7】	平成 29 (2017) 年 3 月 19 日 オープンキャンパスタイムテーブル	
【資料 2-1-8】	2016 年度 静岡福祉大学 大学説明会 資料	
【資料 2-1-9】	静岡福祉大学入学者選抜規程	
【資料 2-1-10】	4 年間で子どものことを学ぼう!	
【資料 2-1-11】	第 1 回 しずふく子ども未来ラボ チラシ	
【資料 2-1-12】	第 2 回 しずふく子ども未来ラボ チラシ	
【資料 2-1-13】	平成 28 年 12 月 11 日(日) オープンキャンパスタイムテーブル	

静岡福祉大学

【資料 2-1-14】	2017 年度学生募集を振り返って	
【資料 2-1-15】	静岡福祉大学 社会福祉士国家試験対策学内講座	
【資料 2-1-16】	平成 29 年度 事業計画要求書 (入試・広報課)	
【資料 2-1-17】	オープンキャンパススタッフ研修	
【資料 2-1-18】	静岡大成高等学校 高大連携講座	
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	静岡福祉大学 ホームページ (http://www.suw.ac.jp/about/policy.html) 大学紹介 > 3 つの方針 (ポリシー)	【資料 2-1-1】と同じ
【資料 2-2-2】	静岡福祉大学大学案内 2017 (P26、P42)	【資料 2-1-2】と同じ
【資料 2-2-3】	運営協議会次第	
【資料 2-2-4】	平成 29 (2017) 年度 カリキュラム	
【資料 2-2-5】	平成 29 (2017) 年度 学生便覧 (P35、P36)	
【資料 2-2-6】	平成 29 (2017) 年度 学生便覧 (P65、P66)	
【資料 2-2-7】	相談援助実習の手引き 2016 年度版 (P5) 2016 年度 社会福祉士 相談援助実習の手引き (P10)	
【資料 2-2-8】	平成 29 年度静岡福祉大学委員会等名簿	
【資料 2-2-9】	施設見学実習事前学習シート及び 2016 年度静岡福祉大学社会福祉学部施設見学実習実施要綱	
【資料 2-2-10】	フィールドワーク自己学習課題	
【資料 2-2-11】	平成 28 年度 静岡福祉大学 実習指導者意見交換会 次第	
【資料 2-2-12】	平成 28 年度 相談援助実習報告会の参加について	
【資料 2-2-13】	平成 27 年度 相談援助実習 報告集	
【資料 2-2-14】	2016 精神保健福祉援助実習 実習の手引き	
【資料 2-2-15】	平成 28 年度 施設見学実施内容	
【資料 2-2-16】	参加型体験実習 (プレ実習) 受け入れについてのご依頼	
【資料 2-2-17】	平成 28 年度 精神保健福祉実習春季配属先	
【資料 2-2-18】	平成 28 年度 精神保健福祉援助実習報告会及び実習指導者シンポジウムの開催について	
【資料 2-2-19】	平成 28 年度 精神保健福祉援助実習 実習報告集	
【資料 2-2-20】	2016 年度版 介護福祉実習の手引き	
【資料 2-2-21】	2016 (平成 28 年度) 介護福祉実習配属先一覧表及び平成 28 年度居宅介護実習日程表	
【資料 2-2-22】	平成 28 年度 介護福祉事例研究発表会 資料	
【資料 2-2-23】	平成 28 年度 介護福祉事例研究集	
【資料 2-2-24】	平成 28 年度 介護福祉実習指導懇談会 資料	
【資料 2-2-25】	平成 29 (2017) 年度 資格取得の手引き (P27~P35)	
【資料 2-2-26】	2017 年度 (平成 29 年度) シラバス 社会福祉学部 (P368~P369 「病院実習指導」)	
【資料 2-2-27】	2017 年度 (平成 29 年度) シラバス 社会福祉学部 (P360 「医療情報学演習」)	
【資料 2-2-28】	2017 年度 (平成 29 年度) シラバス 社会福祉学部 (P370 「病院実習」)	
【資料 2-2-29】	2016 年度 診療情報管理士 病院実習配属先一覧	
【資料 2-2-30】	平成 28 年度診療情報管理士病院実習報告会 資料	
【資料 2-2-31】	平成 28 年度 診療情報管理士病院実習報告集	
【資料 2-2-32】	保育実習の手引き (福祉心理学科保育心理コース)、実習の手引き (子ども学部子ども学科)	
【資料 2-2-33】	2016 年度 (平成 28 年度) シラバス 社会福祉学部 (P286 「保育実習指導 B」)	
【資料 2-2-34】	平成 28 年度保育実習 I (施設) 配属一覧 (福祉心理学科保育	

静岡福祉大学

	心理コース)、平成 28 年度保育実習 I (保育所) 配属一覧 (子ども学科)	
【資料 2-2-35】	「保育実習 II」および「保育実習 III」履修希望調査、保育実習 II、III 希望先リスト	
【資料 2-2-36】	2017 年度 (平成 29 年度) シラバス 社会福祉学部 (P320「保育実習指導 C」)	
【資料 2-2-37】	平成 28 年度保育実習 II 配属一覧	
【資料 2-2-38】	2017 年度 (平成 29 年度) シラバス 社会福祉学部 (P321「保育実習指導 D」)	
【資料 2-2-39】	平成 28 年度保育実習 III 配属一覧	
【資料 2-2-40】	2017 年度 (平成 29 年度) シラバス 子ども学部 (P57~P58「保育実践入門」)	
【資料 2-2-41】	2017 年度 (平成 29 年度) シラバス 子ども学部 (P112「保育所実習指導 I」)	
【資料 2-2-42】	2017 年度 (平成 29 年度) シラバス 子ども学部 (P113「保育実習 I」)	
【資料 2-2-43】	平成 29 (2017) 年度 資格取得の手引き (P78~P81)	
【資料 2-2-44】	高等学校教育実習 履修者名簿	
【資料 2-2-45】	平成 29 (2017) 年度 資格取得の手引き (P93~P98)	
【資料 2-2-46】	2016 年度卒業研究 II 報告者・題目一覧	
【資料 2-2-47】	卒業研究要旨集 平成 28 (2016) 年度 <卒業研究 II >	
【資料 2-2-48】	2017 年度 (平成 29 年度) シラバス 子ども学部 (P139~P154「卒業研究 I」)	
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	平成 29 年度オリエンテーション日程及び各学科ガイダンス資料 (担当教員一覧表等)	
【資料 2-3-2】	静岡福祉大学オフィスアワー規程、2017 年度前期オフィスアワー一覧、2016 年度オフィスアワー相談件数表 (前期、後期)	
【資料 2-3-3】	平成 28 年度 静岡福祉大学保護者懇談会 次第及び出席状況	
【資料 2-3-4】	授業評価アンケート実施に関する資料	
【資料 2-3-5】	2017 (平成 29) 年度 学生便覧 (P63)	
【資料 2-3-6】	各学科会議 議事録	
【資料 2-3-7】	2017 (平成 29) 年度 学生便覧 (P64)	
【資料 2-3-8】	平成 28 年度 学生支援総合センター全体会議議事録	
【資料 2-3-9】	2017 年度 (平成 29 年度) シラバス 社会福祉学部 (P186~P188「障害支援技術論」)	
【資料 2-3-10】	平成 29 (2017) 年度 学生便覧 (P37~P45)	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	平成 29 (2017) 年度 学生便覧 (巻頭)	
【資料 2-4-2】	静岡福祉大学 ホームページ (http://www.suw.ac.jp/about/policy.html) 大学紹介 > 3 つの方針 (ポリシー)	【資料 2-1-1】と同じ
【資料 2-4-3】	静岡福祉大学大学案内 2018 (P26、P42)	【資料 2-1-2】と同じ
【資料 2-4-4】	静岡福祉大学学則	
【資料 2-4-5】	静岡福祉大学学則別表第 3	
【資料 2-4-6】	平成 29 (2017) 年度 学生便覧 (P33~P36)	
【資料 2-4-7】	平成 29 (2017) 年度 学生便覧 (P48)	
【資料 2-4-8】	2017 年度 (平成 29 年度) シラバス 社会福祉学部 (P169~P172「相談援助実習」)	
【資料 2-4-9】	2017 年度 (平成 29 年度) シラバス 社会福祉学部 (P404「精神保健福祉援助実習」)	
【資料 2-4-10】	2017 年度 (平成 29 年度) シラバス 社会福祉学部 (P445~P447	

静岡福祉大学

	「介護福祉実習Ⅰ～Ⅲ」)	
【資料 2-4-11】	2017 年度(平成 29 年度)シラバス 社会福祉学部 (P318~P319 「保育実習Ⅱ～Ⅲ」)	
【資料 2-4-12】	2017 年度(平成 29 年度)シラバス 社会福祉学部 (P370「病院実習」)	
【資料 2-4-13】	2017 年度(平成 29 年度)シラバス 社会福祉学部 (P503~P504 「高等学校教育実習」)	
【資料 2-4-14】	平成 29 (2017) 年度 学生便覧 (P49)	
【資料 2-4-15】	平成 29 (2017) 年度 学生便覧 (P35~P36)	【資料 2-2-5】と同じ
【資料 2-4-16】	静岡福祉大学奨学金規程	
【資料 2-4-17】	静岡福祉大学奨学金選考委員会議事録	
【資料 2-4-18】	静岡福祉大学スカラシップ規程及び特別スカラシップ生継続のための条件説明資料	
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	2017 年度(平成 29 年度)シラバス 社会福祉学部 (P92~P94 「キャリア支援Ⅰ-A、Ⅰ-B」)	
【資料 2-5-2】	2017 年度(平成 29 年度)シラバス 社会福祉学部 (P95~P96 「キャリア支援Ⅱ-A、Ⅱ-B」)	
【資料 2-5-3】	2017 年度(平成 29 年度)シラバス 社会福祉学部 (P97~P99 「キャリア支援Ⅲ-A、Ⅲ-B」)	
【資料 2-5-4】	2017 年度(平成 29 年度)シラバス 社会福祉学部 (P100~P103 「キャリア支援Ⅳ-A、Ⅳ-B」)	
【資料 2-5-5】	2017 年度(平成 29 年度)シラバス 子ども学部 (P40~P41 「キャリア支援Ⅰ-A、Ⅰ-B」)、(P42~P43 「キャリア支援Ⅱ-A、Ⅱ-B」)、(P44~P45 「キャリア支援Ⅲ-A、Ⅲ-B」)	
【資料 2-5-6】	平成 28 年度 学内企業施設研究セミナー	
【資料 2-5-7】	就職面談 個別時間割表(2016 年度卒業生及び 2017 年度卒業生)	
【資料 2-5-8】	就職活動リスタート講座 資料	
【資料 2-5-9】	学内企業施設単独説明会 受付名簿	
【資料 2-5-10】	平成 29 (2017) 年度 資格取得の手引き	
【資料 2-5-11】	静岡福祉大学国家資格試験対策センター規程	
【資料 2-5-12】	静岡福祉大学 社会福祉士国家試験対策学内講座	
【資料 2-5-13】	その他支援講座資料	
【資料 2-5-14】	社会福祉士及び精神保健福祉士 参考資料	
【資料 2-5-15】	2017 年度 国家資格試験対策委員会議事録(第 1 回、第 2 回)	
【資料 2-5-16】	平成 28 年度介護職員初任者研修講座申込み者名簿(前期・後期)及び静岡福祉大学後援会平成 28 年度収支予算書	
【資料 2-5-17】	インターンシップの推進に当たっての基本的考え方	
【資料 2-5-18】	2017 年度(平成 29 年度)シラバス 社会福祉学部 (P161~P172 「相談援助実習指導」「相談援助実習指導 A~C」 「相談援助実習」)	
【資料 2-5-19】	2016 年度 福祉実習指導センター実績報告	
【資料 2-5-20】	2017 年度(平成 29 年度)シラバス 社会福祉学部 (P310~P315 「精神保健福祉援助実習指導 A~C」「精神保健福祉援助実習」)	
【資料 2-5-21】	2017 年度(平成 29 年度)シラバス 社会福祉学部 (P436~P440、P445~P447 「介護総合演習 A~D」 「介護福祉実習Ⅰ～Ⅲ」)	
【資料 2-5-22】	2017 年度(平成 29 年度)シラバス 社会福祉学部 (P318~P321 「保育実習指導 C、D」 「保育実習Ⅱ、Ⅲ」)	
【資料 2-5-23】	平成 28 年度 保育実習配属一覧(社会福祉学部保育心理コー	

静岡福祉大学

	ス)	
【資料 2-5-24】	2017 年度 (平成 29 年度) シラバス 子ども学部 (P112「保育所実習指導Ⅰ」、P116「保育所実習指導Ⅱ」、P115「施設実習指導Ⅰ」、P118「施設実習指導Ⅱ」、P113「保育実習Ⅰ」)	
【資料 2-5-25】	平成 28 年度 保育実習配属一覧 (子ども学部子ども学科)	
【資料 2-5-26】	2017 年度 (平成 29 年度) シラバス 社会福祉学部 (P368~P370「病院実習指導」「病院実習」)	
【資料 2-5-27】	高等学校教育実習 履修者名簿	
【資料 2-5-28】	2017 年度 (平成 29 年度) シラバス 社会福祉学部 (P502~P504「教育実習事前・事後指導」「高等学校教育実習」)	
【資料 2-5-29】	平成 28 年度 インターンシップ資料	
【資料 2-5-30】	平成 28 年度 診療情報管理士認定試験対策講座及び模擬試験について	
【資料 2-5-31】	平成 28 年度 新規登録施設一覧 (社会福祉士、精神保健福祉士)	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	2017 年度 (平成 29 年度) シラバス (社会福祉学部、子ども学部)	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-6-2】	2017 (平成 29) 年度 学生便覧 (P48)	【資料 2-4-7】と同じ
【資料 2-6-3】	2017 年度 (平成 29 年度) シラバス 社会福祉学部 (P163~P164「相談援助実習指導 A」)	
【資料 2-6-4】	相談援助実習指導 A・B・C 相談援助実習コンピテンス・アセスメント、相談援助実習指導 A 個別面談記録	
【資料 2-6-5】	平成 29 年度 静岡福祉大学委員会等名簿	【資料 2-2-8】と同じ
【資料 2-6-6】	静岡福祉大学福祉実習指導センター規程	
【資料 2-6-7】	静岡福祉大学保育実習指導センター規程	
【資料 2-6-8】	授業評価アンケートの実施に関する資料	【資料 2-3-4】と同じ
【資料 2-6-9】	平成 28 年度 学生生活調査報告書	
【資料 2-6-10】	平成 29 年度 オリエンテーション日程及び各学科ガイダンス資料 (担当教員一覧表等)	【資料 2-3-1】と同じ
【資料 2-6-11】	2017 年度 (平成 29 年度) シラバス 社会福祉学部 (P169~P172「相談援助実習」) 及び 2014 年度以降の相談援助実習の評価基準について	
【資料 2-6-12】	相談援助実習の手引き 2016 年度版、2016 年度、社会福祉士 相談援助実習の手引、2016 精神保健福祉援助実習実習の手引き、2016 年度版介護福祉実習の手引き、保育実習の手引き	【資料 2-2-7】 【資料 2-2-14】 【資料 2-2-20】 【資料 2-2-32】と同じ
【資料 2-6-13】	実習巡回指導報告書	
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	静岡福祉大学学生会会則	
【資料 2-7-2】	しずふくウォークラリー2017in 焼津 実施要項	
【資料 2-7-3】	静福祭 パンフレット	
【資料 2-7-4】	各種行事資料 (新入生歓迎会、クロスワードパズル大会、クリスマス会)	
【資料 2-7-5】	しずふくクリーンアップ大作戦 チラシ	
【資料 2-7-6】	静岡福祉大学オフィスアワー規程、2017 年度前期オフィスアワー一覧、2016 年度オフィスアワー相談件数表 (前期、後期)	【資料 2-3-2】と同じ
【資料 2-7-7】	「一人暮らし 1 年生の会」実施報告書	
【資料 2-7-8】	静岡福祉大学障害学生支援室規程及び平成 28 年度学生支援総合センター全体会議議事録	
【資料 2-7-9】	学長と話す会資料	
【資料 2-7-10】	平成 29 (2017) 年度 学生便覧 (P26~P27)	
【資料 2-7-11】	静岡福祉大学スカラシップ規程	

静岡福祉大学

【資料 2-7-12】	静岡福祉大学奨学金規程	
【資料 2-7-13】	静岡福祉大学児童福祉スカラシップ規程	
【資料 2-7-14】	平成 29 (2017) 年度 学生便覧 (P23~P25)	
【資料 2-7-15】	2017 年度 入学手続要項 (P6~P7) 及び入学前準備教育結果報告書	
【資料 2-7-16】	2017 年度 (平成 29 年度) シラバス 社会福祉学部 (P37 日本語 A)、子ども学部 (P84「保育内容 (人間関係Ⅱ)」)	
【資料 2-7-17】	平成 29 年度 オリエンテーション日程	
【資料 2-7-18】	平成 29 (2017) 年度 学生便覧 (P18~P20)	
【資料 2-7-19】	学生支援総合センター 2017 年度前期相談担当者	
【資料 2-7-20】	2016 年 学生相談支援センター報告 (前期・後期)	
【資料 2-7-21】	平成 28 年度学生生活調査報告書	【資料 2-6-9】と同じ
【資料 2-7-22】	2016 年度 学食改善会議 (学食意見交換会) 議事録	
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	静岡福祉大学 ホームページ (http://www.suw.ac.jp/about/teacher.html) 大学紹介>教員紹介	
【資料 2-8-2】	静岡福祉大学教員選考規程	
【資料 2-8-3】	静岡福祉大学教員任用基準	
【資料 2-8-4】	静岡福祉大学教員任用基準運用内規に関する細則	
【資料 2-8-5】	静岡福祉大学人事異動内示 (教員)	
【資料 2-8-6】	静岡福祉大学教員の任期制に関する規程	
【資料 2-8-7】	大学貢献度評価表	
【資料 2-8-8】	平成 28 年度教員活動調査書	
【資料 2-8-9】	平成 29 年度教員研究費の配分について、平成 29 年度静岡福祉大学教員研究費執行方針	
【資料 2-8-10】	平成 28 年度特別研究費に関する資料	
【資料 2-8-11】	過去 5 年間の科学研究費助成事業 (平成 24 年度~平成 28 年度)	
【資料 2-8-12】	平成 29 年度科学研究費助成事業公募関連説明事項	
【資料 2-8-13】	静岡福祉大学学術・研究活動における不正防止に関する規程	
【資料 2-8-14】	授業評価アンケート実施に関する資料	【資料 2-3-4】と同じ
【資料 2-8-15】	静岡福祉大学専任教員の勤務に関する内規	
【資料 2-8-16】	平成 29 年度自宅研修日	
【資料 2-8-17】	静岡福祉大学紀要 (第 13 号)	
【資料 2-8-18】	平成 29 (2017) 年度 カリキュラム	
【資料 2-8-19】	2017 年度 (平成 29 年度) シラバス 社会福祉学部 (P92~P94「キャリア支援Ⅰ-A」「キャリア支援Ⅰ-B」)、 2017 年度 (平成 29 年度) シラバス 子ども学部 (P40~P41「キャリア支援Ⅰ-A」「キャリア支援Ⅰ-B」)	
【資料 2-8-20】	学長と話す会資料	【資料 2-7-9】と同じ
【資料 2-8-21】	2017 年度 (平成 29 年度) シラバス 社会福祉学部 (P95~P99「キャリア支援Ⅱ-A」「キャリア支援Ⅱ-B」「キャリア支援Ⅲ-A」「キャリア支援Ⅲ-B」)、 2017 年度 (平成 29 年度) シラバス 子ども学部 (P42~P45「キャリア支援Ⅱ-A」「キャリア支援Ⅱ-B」「キャリア支援Ⅲ-A」「キャリア支援Ⅲ-B」)	
【資料 2-8-22】	2017 年度 (平成 29 年度) シラバス 社会福祉学部 (P72~P91「教養講読 A」「教養講読 B」「教養研究 A」「教養研究 B」)	
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	大学へのアクセス、キャンパスマップ	
【資料 2-9-2】	2017 (平成 29) 年度 学生便覧 (P73~P81)	

静岡福祉大学

【資料 2-9-3】	2017（平成 29）年度 学生便覧（P59～P60）	
【資料 2-9-4】	静岡福祉大学心の相談センター規程	
【資料 2-9-5】	静岡福祉大学学生支援総合センター規程	
【資料 2-9-6】	静岡福祉大学障害学生支援室規程	
【資料 2-9-7】	静岡福祉大学保育実習指導センター規程	
【資料 2-9-8】	静岡福祉大学地域交流センター規程	
【資料 2-9-9】	大学施設等使用許可申請書	
【資料 2-9-10】	静岡福祉大学福祉実習指導センター規程	
【資料 2-9-11】	静岡福祉大学附属図書館概要	
【資料 2-9-12】	静岡福祉大学バリアフリー文庫・キンダー文庫利用要領	
【資料 2-9-13】	平成 28 年度工事等検収報告書	
【資料 2-9-14】	平成 28 年度工事完成検査調書及び技術支援業務実施記録簿	
【資料 2-9-15】	平成 29 年 2 月 10 日付起案文書「事務部内サーバーの移設について」	
【資料 2-9-16】	静岡福祉大学施設等使用規程	
【資料 2-9-17】	2017（平成 29）年度 学生便覧（P130～P137）	
【資料 2-9-18】	災害対策マニュアル（教職員用）	
【資料 2-9-19】	静岡福祉大学防火防災管理規程	
【資料 2-9-20】	静岡福祉大学災害対策本部運営要領	
【資料 2-9-21】	平成 28 年度静岡福祉大学防災訓練（平成 28 年 10 月 26 日）	
【資料 2-9-22】	防災備蓄品マニュアル	
【資料 2-9-23】	危機管理委員会 議事録	
【資料 2-9-24】	平成 28 年度学生生活調査報告書（P18、P19）	【資料 2-6-9】と同じ
【資料 2-9-25】	通常授業日（祝日）のバスの運行について	
【資料 2-9-26】	平成 28（2016）年度 演習・実習系科目の履修者数一覧	
【資料 2-9-27】	平成 28（2016）年度 キャリア支援Ⅰ履修者数一覧	

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	学校法人静岡精華学園寄附行為	
【資料 3-1-2】	静岡精華学園法人本部規程集 目次	
【資料 3-1-3】	静岡福祉大学規程集 目次	
【資料 3-1-4】	平成 28 年度理事会・評議員会出欠状況及び監査報告書	
【資料 3-1-5】	学校法人運営委員会規程	
【資料 3-1-6】	静岡福祉大学運営協議会規程	
【資料 3-1-7】	静岡精華学園みらい躍進計画〔平成 28 年度～平成 32 年度〕	
【資料 3-1-8】	学校法人静岡精華学園ストレスチェック実施規程、学校法人静岡精華学園情報公開規程、静岡福祉大学学術研究活動における不正防止に関する規程	
【資料 3-1-9】	静岡福祉大学子ども学部子ども学科設置に係る設置計画履行状況報告書	
【資料 3-1-10】	静岡福祉大学 ホームページ (http://www.suw.ac.jp/about/open.html) 大学紹介＞情報公開	
【資料 3-1-11】	平成 28 年度地球温暖化対策に対する対応及び「ノーネクタイ運動」の実施について	
【資料 3-1-12】	倫理・コンプライアンス規程	
【資料 3-1-13】	静岡福祉大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規則	
【資料 3-1-14】	2017（平成 29）年度 学生便覧（P109～P119）	

静岡福祉大学

【資料 3-1-15】	学校法人静岡精華学園 危機管理規則	
【資料 3-1-16】	解錠施錠警備業務請負契約書	未
【資料 3-1-17】	防犯カメラの設置について (伺い)	
【資料 3-1-18】	危機管理基本マニュアル	
【資料 3-1-19】	静岡精華学園 ホームページ (http://www.s-seika.jp/disclosure/default.asp) 情報公開	
【資料 3-1-20】	学校法人静岡精華学園財産目録等閲覧取扱要領	
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	学校法人静岡精華学園役員・評議員名簿	
【資料 3-2-2】	学校法人運営委員会規程	【資料 3-1-5】と同じ
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	静岡福祉大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-3-2】	静岡福祉大学学則第 6 条第 4 項に基づく副学長の校務	
【資料 3-3-3】	静岡福祉大学運営協議会規程	【資料 3-1-6】と同じ
【資料 3-3-4】	静岡福祉大学教授会規程	
【資料 3-3-5】	学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号及び静岡福祉大学教授会規程 第 3 条第 1 項第 3 号の学長が定める事項	
【資料 3-3-6】	静岡福祉大学委員会等設置規程	
【資料 3-3-7】	静岡福祉大学規程集 目次	【資料 3-1-3】と同じ
【資料 3-3-8】	平成 29 年度静岡福祉大学委員会等名簿	
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	学校法人運営委員会規程	【資料 3-1-5】と同じ
【資料 3-4-2】	静岡福祉大学運営協議会規程	【資料 3-1-6】と同じ
【資料 3-4-3】	静岡福祉大学教授会規程	【資料 3-3-4】と同じ
【資料 3-4-4】	本法人監事による大学内の視察及び公認会計士監査への立会い日程表	
【資料 3-4-5】	学校法人静岡精華学園寄附行為	【資料 3-1-1】と同じ
【資料 3-4-6】	平成 28 年度理事会・評議員会出欠状況	【資料 3-1-4】と同じ
【資料 3-4-7】	静岡精華学園みらい躍進計画〔平成 28 年度～平成 32 年度〕	【資料 3-1-7】と同じ
【資料 3-4-8】	静岡精華学園業務連絡協議会規程	
【資料 3-4-9】	平成 28 年度「一人 1 改革運動」表彰者一覧	
【資料 3-4-10】	静岡福祉大学委員会等設置規程	【資料 3-3-6】と同じ
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	静岡福祉大学職員組織規程	
【資料 3-5-2】	静岡福祉大学事務組織及び事務分掌規程	
【資料 3-5-3】	平成 28 年度 事務部会議次第	
【資料 3-5-4】	静岡精華学園みらい躍進計画〔平成 28 年度～平成 32 年度〕	【資料 3-1-7】と同じ
【資料 3-5-5】	静岡福祉大学規程集 目次	【資料 3-1-3】と同じ
【資料 3-5-6】	2016 (平成 28) 年度所掌事務・作業目標・スケジュール等	
【資料 3-5-7】	静岡福祉大学職員就業規則	
【資料 3-5-8】	平成 28 年度 学校法人静岡精華学園事務職員研修会次第	
【資料 3-5-9】	平成 28 年 6 月 事務部会議資料	
【資料 3-5-10】	平成 28 年 6 月 教授会次第	
【資料 3-5-11】	平成 28 年度 SD 研修会 レジюме	
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	静岡精華学園みらい躍進計画〔平成 28 年度～平成 32 年度〕	
【資料 3-6-2】	理事会、評議員会議事録 (平成 29 年度当初予算に関するもの)	
【資料 3-6-3】	平成 29 年度予算編成について (平成 28 年 9 月 13 日付起案文書)	

静岡福祉大学

【資料 3-6-4】	学校法人静岡精華学園資産運用規則	
【資料 3-6-5】	平成 28 年度 財務計算に関する書類	
【資料 3-6-6】	財産目録（平成 29 年 3 月 31 日現在）	
【資料 3-6-7】	自己診断チェックリスト（大学・短期大学編）平成 28 年度版	
【資料 3-6-8】	自己診断チェックリスト（高等学校編）平成 28 年度版	
【資料 3-6-9】	平成 28 年度事業報告書	
【資料 3-6-10】	損益ベースで収支がまわる学生数（静岡福祉大学）	
【資料 3-6-11】	交付確定通知書（平成 28 年度大学連携による地域課題解決モデル事業費補助金）	
【資料 3-6-12】	請求書（平成 28 年度焼津市放課後子ども教室推進事業）	
【資料 3-6-13】	過去 5 年間の科学研究費助成事業（平成 24 年度～平成 28 年度）	
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	学校法人静岡精華学園経理規程	
【資料 3-7-2】	学校法人静岡精華学園経理規程施行細則	
【資料 3-7-3】	学校法人静岡精華学園固定資産及び物品調達規程	
【資料 3-7-4】	学校法人静岡精華学園固定資産及び物品管理規程	
【資料 3-7-5】	監査計画表（静岡監査法人）平成 28 年 6 月 14 日～平成 29 年 4 月 24 日（計 6 回）	
【資料 3-7-6】	平成 28 年度第 1 回会計監査人による監査報告書	
【資料 3-7-7】	監査指導対応について（報告）平成 28 年 9 月 16 日～平成 28 年 11 月 11 日（計 3 回）	
【資料 3-7-8】	事務職員研修会資料（経営・財務状況の把握・分析）	
【資料 3-7-9】	学校法人静岡精華学園監事監査規程	
【資料 3-7-10】	監事の職務執行状況（平成 28 年度分）	
【資料 3-7-11】	平成 28 年度理事会・評議員会出欠状況	

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	静岡福祉大学学則	
【資料 4-1-2】	静岡福祉大学ホームページ (http://www.suw.ac.jp/about/spirit.html) 大学紹介>建学の精神・基本理念（教育理念）、使命・目的、個性・特色	
【資料 4-1-3】	静岡福祉大学自己点検・評価委員会規程	
【資料 4-1-4】	平成 28 年度自己点検評価書（静岡福祉大学）	
【資料 4-1-5】	平成 28（2016）年度 自己点検評価書作成スケジュール	
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	平成 27 年度 静岡福祉大学 FD 研修会 次第	
【資料 4-2-2】	平成 28 年度自己点検評価書（静岡福祉大学）（P93-P104）	【資料 4-1-4】と同じ
【資料 4-2-3】	静岡福祉大学事務組織及び事務分掌規程	
【資料 4-2-4】	静岡福祉大学企画情報センター規程	
【資料 4-2-5】	平成 28 年度 自己点検・評価業務における「改善・向上方策（将来計画）」一覧表	
【資料 4-2-6】	修学ポートフォリオ使用説明書	
【資料 4-2-7】	平成 28 年 6 月 8 日 自己点検・評価委員会 次第	
【資料 4-2-8】	平成 28 年 6 月 8 日 運営協議会 次第	
【資料 4-2-9】	平成 28 年 6 月 8 日 教授会 議事録	
【資料 4-2-10】	静岡福祉大学ホームページ (http://www.suw.ac.jp/about/esteem.html)	

静岡福祉大学

	大学紹介>大学機関別認証評価	
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	平成 28 年度自己点検評価書（静岡福祉大学）	【資料 4-1-4】と同じ
【資料 4-3-2】	平成 28 年度 自己点検・評価業務における「改善・向上方策（将来計画）」一覧表	【資料 4-2-5】と同じ

基準 A. 地域社会に対する貢献活動

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
A-1. 地域交流センターの社会貢献活動		
【資料 A-1-1】	静岡福祉大学地域交流センター規程	
【資料 A-1-2】	静岡福祉大学大学案内 2018 (P49~P50)	
【資料 A-1-3】	平成 28 年度地域交流センター【学生ボランティア等活動】報告	
【資料 A-1-4】	平成 28 年度焼津市放課後子ども教室推進事業 委託関係資料	
【資料 A-1-5】	平成 28 年度焼津市放課後子ども教室推進事業 報告書	
【資料 A-1-6】	焼津市立大井川南小学校第 29 回なかよし学校、焼津市立港小 学区通学合宿 事業計画書	
【資料 A-1-7】	平成 28 年度静福サロン 報告書	
【資料 A-1-8】	青色防犯パトロール 資料	
【資料 A-1-9】	少年の立ち直り・健全育成大学生ボランティア チラシ等	
【資料 A-1-10】	平成 28 年度「ふれあいキャンプ」開催要項	
【資料 A-1-11】	静岡福祉大学地域交流センター規程	【資料 A-1-1】と同じ
【資料 A-1-12】	静岡福祉大学大学案内 2018 (P63)	
【資料 A-1-13】	平成 28 年度 静岡福祉大学公開講座（前期・後期）	
【資料 A-1-14】	平成 28 年度 焼津市との包括連携事業の活動報告について	
【資料 A-1-15】	平成 28 年度 公開講座（前期・後期）受講者数	
【資料 A-1-16】	焼津市と静岡福祉大学との包括連携に関する協定書	
【資料 A-1-17】	平成 28 年度大学連携による地域課題解決モデル事業費補助金 資料	
【資料 A-1-18】	平成 28 年度大学連携による地域課題解決モデル事業 事業計 画書	
【資料 A-1-19】	平成 28 年度大学連携による地域課題解決モデル事業 事業実 績書及び実績報告書	
【資料 A-1-20】	「親子でたのしむコンサート be ポンキッキーズ in しずふく」 チラシ	
【資料 A-1-21】	実施報告書	
【資料 A-1-22】	実施運営マニュアル (P13)	
【資料 A-1-23】	2016 年度事業「地域の小さな拠点」報告会 資料	
【資料 A-1-24】	まちなか研修会 ノーマライゼーションのまちづくり	
【資料 A-1-25】	まちなか研修会 コミュニティビジネス講習会	
【資料 A-1-26】	放課後子ども教室のご案内	
【資料 A-1-27】	焼津市地域奨学金（仮） 募集要項	
【資料 A-1-28】	大学施設等使用許可申請書	
【資料 A-1-29】	焼津未来創生総合戦略	
【資料 A-1-30】	幸せづくり包括連携に関する協定書	
【資料 A-1-31】	ふじえだガールズ・ミーティング 資料	
【資料 A-1-32】	平成 28 年度地域交流センター 学生ボランティア等活動報告	
【資料 A-1-33】	相談援助演習 実習先資料	
【資料 A-1-34】	地域交流センター学生スタッフ運営細則	
【資料 A-1-35】	平成 28 年度地域交流センター 学生スタッフ名簿	

静岡福祉大学

【資料 A-1-36】	ボランティア手帳	
【資料 A-1-37】	地域交流センター 広報誌	
【資料 A-1-38】	日本地域福祉学科第 32 回全国大会概要	
A-2. その他各センター等の社会貢献活動		
【資料 A-2-1】	第 10 回高校生福祉スピーチコンテスト 募集要項及びチラシ	
【資料 A-2-2】	平成 28 年度 高校生福祉スピーチコンテスト 高校訪問活動報告書	
【資料 A-2-3】	藤枝市の広報誌「広報ふじえだ」	
【資料 A-2-4】	第 10 回静岡福祉大学高校生福祉スピーチコンテスト 作品一覧	
【資料 A-2-5】	第 10 回高校生福祉スピーチコンテストプログラム	
【資料 A-2-6】	静岡新聞の最優秀作品掲載広告記事	
【資料 A-2-7】	静岡福祉大学 ホームページ (http://www.suw.ac.jp/contest.html) 静岡福祉大学>高校生福祉スピーチコンテスト	
【資料 A-2-8】	第 10 回高校生福祉スピーチコンテスト 作品集	
【資料 A-2-9】	第 10 回「高校生福祉スピーチコンテスト」アンケート集計	
【資料 A-2-10】	静岡福祉大学心の相談センター規程	
【資料 A-2-11】	静岡福祉大学 ホームページ (http://www.suw.ac.jp/link/kokoro.html) 関連施設>心の相談センター	
【資料 A-2-12】	第三回 心の相談センター会議 議事録	
【資料 A-2-13】	第五回 心の相談センター会議 議事録	
【資料 A-2-14】	平成 28 年 12 月 1 日付起案文書「支援者向け研究会」	
【資料 A-2-15】	平成 29 年 3 月 4 日介護職のメンタルヘルス研修 参加者名簿	
【資料 A-2-16】	第四回 心の相談センター会議 議事録	
【資料 A-2-17】	心の相談センター 平成 28 年度活動報告	
【資料 A-2-18】	静岡福祉大学 ホームページ (http://www.suw.ac.jp/link/sangaku.html) 関連施設>産官学連携推進センター	
【資料 A-2-19】	平成 28 年度相談対応リスト	
【資料 A-2-20】	静岡県工業技術研究所 試験協力者募集説明会資料	
【資料 A-2-21】	Pocket vol.82 2016.7	
【資料 A-2-22】	Pocket vol.85 2016.10	
【資料 A-2-23】	Pocket vol.88 2017.1	
【資料 A-2-24】	Pocket vol.91 2017.4	
【資料 A-2-25】	アルファクラブ PLUAL vol.6	
【資料 A-2-26】	アルファクラブ PLUAL vol.7	